投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日
2025年6月11日

Asset Management One

# MHAM TOPIXオープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

■この目論見書により行う「ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により、有価証券届出書を2025年６月10日に関東財務局長に提出しており、2025年６月11日にその効力が生じております。

■「ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

**■委託会社への照会先**

【コールセンター】 **0120-104-694** （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
【ホームページアドレス】 **https://www.am-one.co.jp/**

| | |
|---|---|
| 発行者名 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 取締役社長　　杉原　規之 |
| 本店の所在の場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目８番２号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

# 目　　次


第一部【証券情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第二部【ファンド情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　第１【ファンドの状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　第２【管理及び運営】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

　第３【ファンドの経理状況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

第三部【委託会社等の情報】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

　第１【委託会社等の概況】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140

# 第一部【証券情報】

## （１）【ファンドの名称】

ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン(以下「当ファンド」といいます。)

## （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

## （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

## （４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号※ |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | https://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

## （５）【申込手数料】

①　通常のお申込みのお取扱い

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、1.65％（税抜1.5％）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い
無手数料とします。

③ 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

④ 「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

⑤ 上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**（６）【申込単位】**

① 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

② 「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

※当初元本は1口当たり1円です。

**（７）【申込期間】**

2025年6月11日から2025年12月10日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | https://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

**（９）【払込期日】**

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

**（１０）【払込取扱場所】**

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | https://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

## （１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## （１２）【その他】

①　投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年１月４日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

②　確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資を行い、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）※の動きに連動する投資成果を目指します。

※ 東証株価指数(TOPIX＝Tokyo Stock Price Index)とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

1. 東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値および東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有しています。
2. ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
3. ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値および東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
4. ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
5. 本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではありません。
6. ＪＰＸは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
7. ＪＰＸは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
8. 以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ　東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

Ⅱ　運用にあたっては、「日本株式マルチファクターモデル」を活用します。

② 2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉となる資産) | 補足分類 |
|---|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国　内<br>海　外<br>内　外 | 株　式<br>債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>(　　)<br>資産複合 | インデックス型<br>特殊型 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

| | |
|---|---|
| 追　加　型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国　　内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株　　式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

＜属性区分＞

・属性区分表

<table>
<tr><th>投資対象資産<br>（実際の組入資産）</th><th>決算頻度</th><th>投資対象地域</th><th>投資形態</th></tr>
<tr><td rowspan="3">株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券）※<br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型</td><td rowspan="3">年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回<br>（隔月）<br>年12回<br>（毎月）<br>日々<br>その他<br>（　　）</td><td rowspan="3">グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング</td><td>ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ</td></tr>
<tr><td>対象インデックス</td></tr>
<tr><td>日経225<br>ＴＯＰＩＸ<br>その他<br>（　　）</td></tr>
</table>

※当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

| | |
|---|---|
| その他資産<br>（投資信託証券） | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |
| 株式・一般 | 目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。<br>※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| ＴＯＰＩＸ | 目論見書又は投資信託約款において、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

**（２）【ファンドの沿革】**

| | |
|---|---|
| 1998年10月22日 | 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始 |
| 2007年1月4日 | 投資信託振替制度へ移行 |
| 2007年7月1日 | 当ファンドの名称を「富士ＴＯＰＩＸオープン」から「ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン」に変更 |
| 2016年10月1日 | ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継 |
| 2021年7月2日 | ファンドの主要投資対象に「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」を追加 |
| 2021年12月11日 | 信託報酬率(税抜）を「年率0.65％」から「年率0.6％」に引き下げ |
| 2021年12月17日 | ファンドの主要投資対象から「ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸマザーファンド」を削除 |

（３）【ファンドの仕組み】

①　当ファンドの運営の仕組み

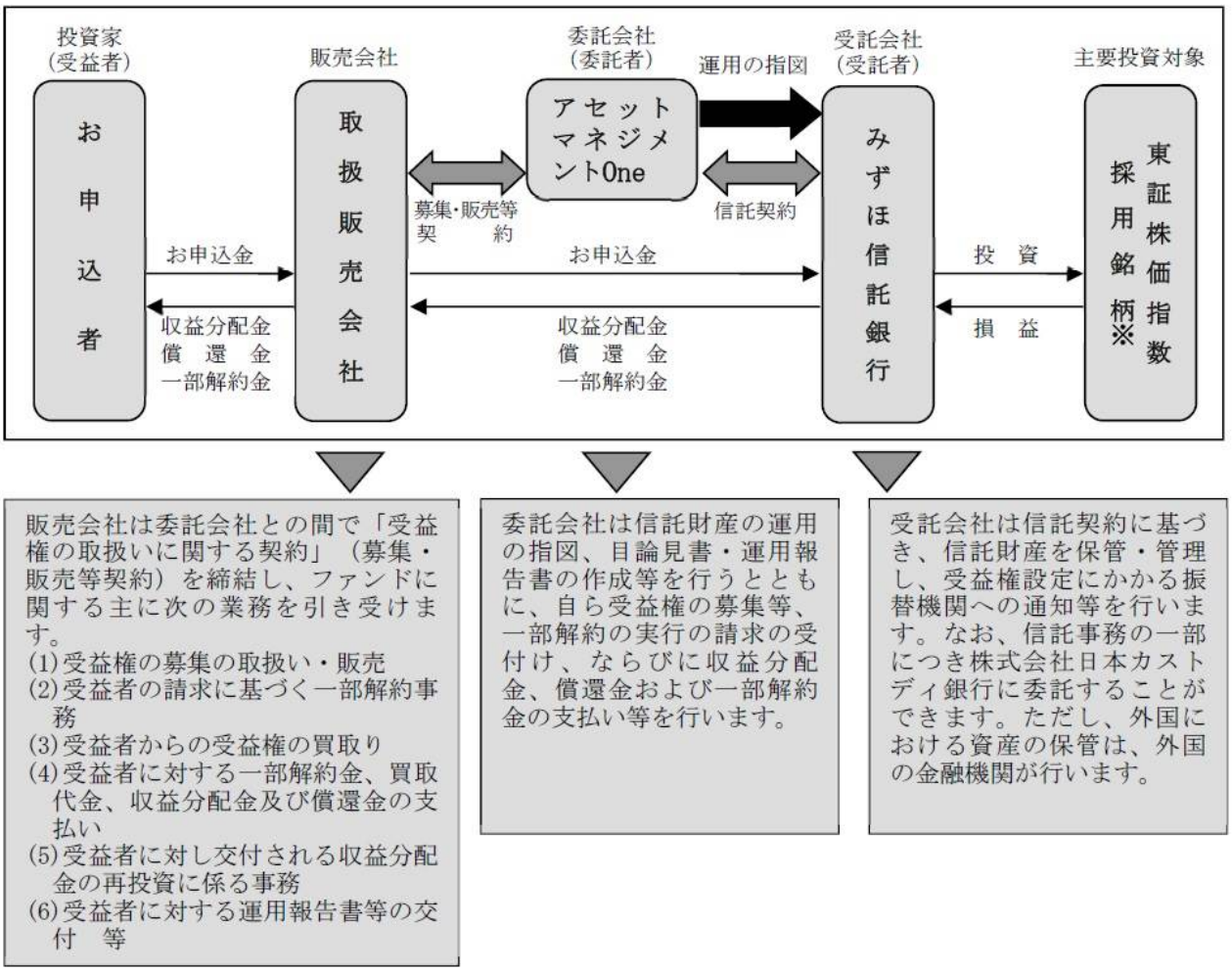


※ 主要投資対象である東証株価指数採用銘柄には、主として、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドを通じて投資を行います。

②　ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

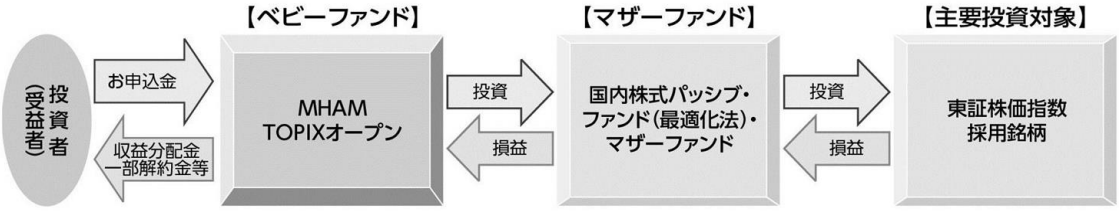


※　ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※　マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③　委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額
20億円（2025年3月31日現在）

委託会社の沿革

| | |
|---|---|
| 1985年7月1日 | 会社設立 |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 2016年10月1日 | ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更 |

大株主の状況

（2025年3月31日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株※1 | 70.0%※2 |
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 30.0%※2 |

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。
※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## ２【投資方針】

### （１）【投資方針】

①　基本方針
この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

②　運用方法

１．主要投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

２．投資態度

ａ．主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

◆　運用にあたっては、「日本株式マルチファクターモデル」を活用します。

・　「日本株式マルチファクターモデル」とは、複数のリスクファクターによって株式のリターンを分解・説明するモデルです。このモデルを活用し、ＴＯＰＩＸに連動する銘柄群を効率的に選びます。

・　投資する銘柄群について定期的に見直しを実施することにより、ＴＯＰＩＸに対する連動性を高めます。

ｂ．現物株への投資よりＴＯＰＩＸ先物等を活用する方が有利と認められるときは、ＴＯＰＩＸ先物等を活用することがあります。

ｃ．株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合※は、原則信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※　「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

＊ 株価指数先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限　ａ．約款で定める投資制限　⑧　有価証券先物取引等」をご参照ください。

ｄ．組入対象銘柄は、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等は組入れません。

ｅ．現物株式の実質組入比率（信託財産に属する他の投資信託受益証券の時価総額に、当該他の投資信託の信託財産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額と、信託財産に属する株式の時価総額との合計額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態で50％以上とすることを基本とします。

ｆ．非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

ｇ．上記ａ．からｆ．について、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。

ｈ．国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取

引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

③　ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより東証株価指数採用銘柄に投資を行います。

＜国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの投資プロセス＞

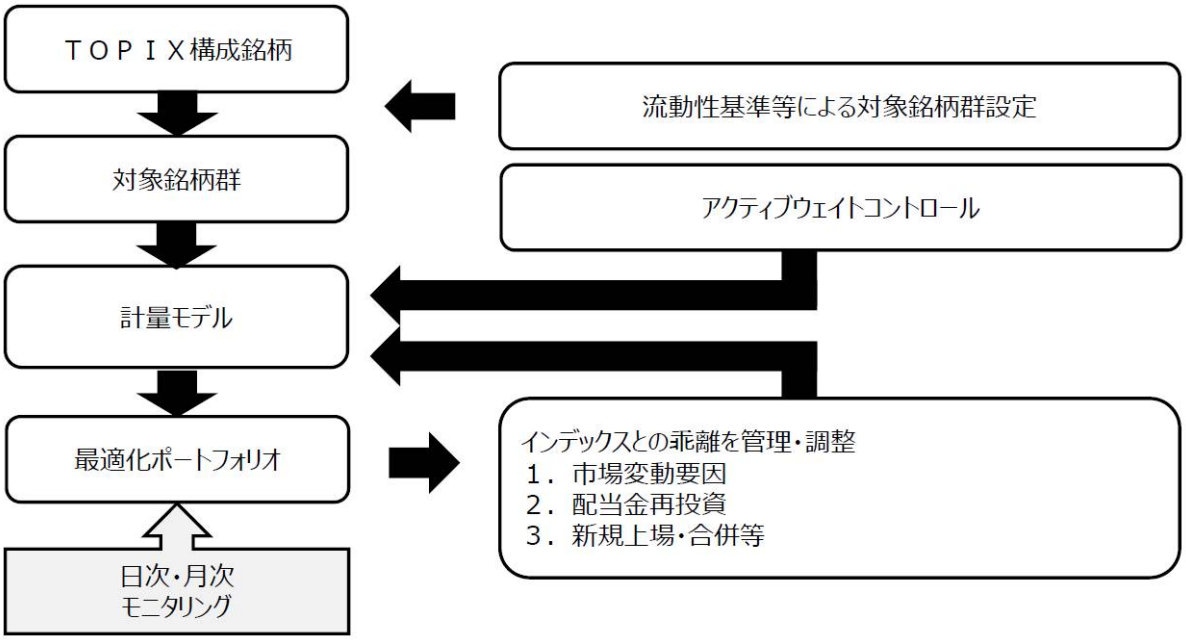


1. 流動性基準等による対象銘柄群設定

マーケットインパクトの低減を図る為、ＴＯＰＩＸ採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。

2. 最適化法によるポートフォリオの構築

インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

3. インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施

・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施

・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定

（２）【投資対象】

①　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。）

６．コマーシャル・ペーパー

７．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券（両者を総称して「新株引受権証券等」といいます。）

８．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記２．から７．の証券の性質を有するもの

９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前記１．の証券または証書を以下「株式」といい、前記２．から５．までの証券および前記８．の証券または証書のうち前記２．から５．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③　その他の投資対象

１．有価証券先物取引等

有価証券先物取引等を行うことができます。

２．スワップ取引および金利先渡取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

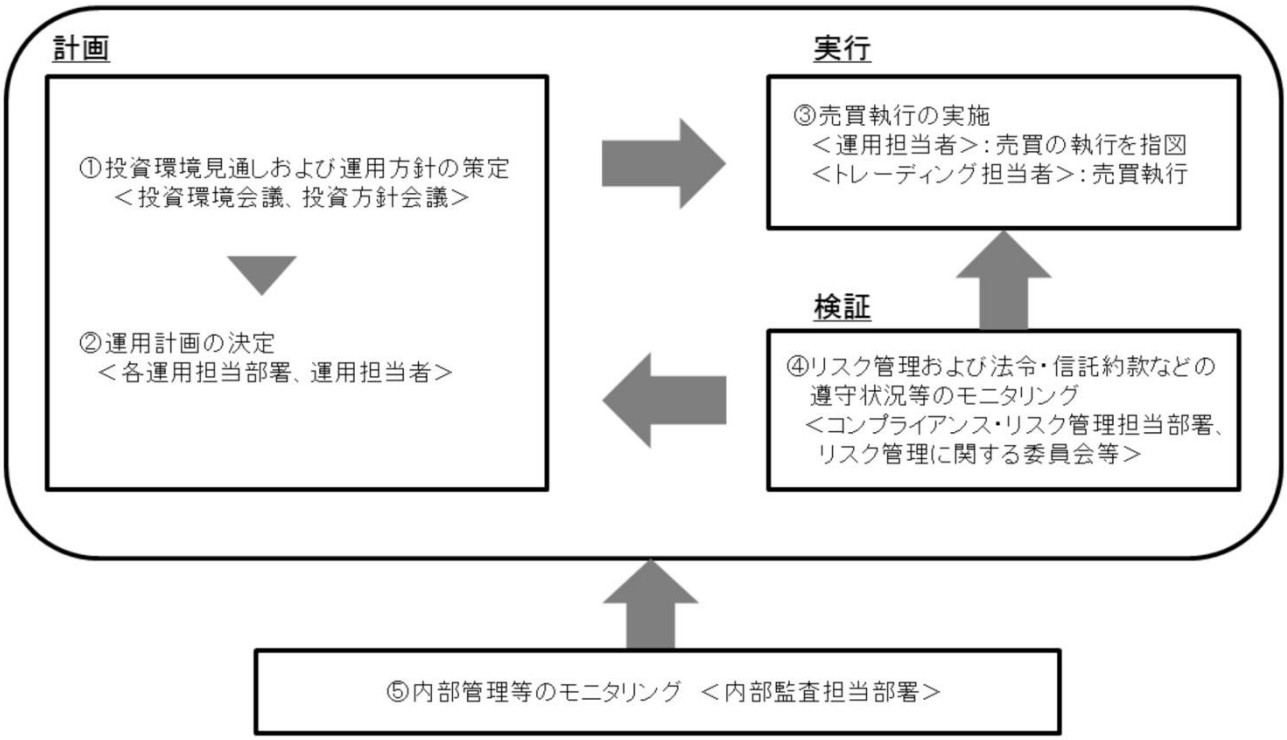


① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。
定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング
内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理
ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則
運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。
また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

**（４）【分配方針】**

①　収益分配方針
毎決算時（原則として毎年３月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

１．分配対象収益の範囲
分配対象収益の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

２．分配対象収益についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準および市場動向等を勘案し、原則として配当等収益を中心に決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合もあります。

３．留保金の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※　将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

**（５）【投資制限】**

ａ．約款で定める投資制限

① 株式および新株引受権証券等(約款 運用の基本方針(3)運用制限、約款第18条および第19条)

１．株式の実質投資割合には、制限を設けません。

２．委託会社は新株引受権証券等への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

３．同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

４．委託会社が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所（（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

② 非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針(2)運用方法②投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

③ 外貨建資産への投資(約款 運用の基本方針(3)運用制限)

外貨建資産への投資は行いません。

④ デリバティブ取引(約款 運用の基本方針(3)運用制限)

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤ 信用取引（約款第21条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売り付けの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．前記１．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、且つ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売り出しにより取得する株券

ｅ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記e．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥　信用リスク集中回避のための投資制限(約款第21条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦　デリバティブ取引等(約款第21条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧　有価証券先物取引等(約款第22条)

１．委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。）。

２．委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨　スワップ取引(約款第23条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(「スワップ取引」)を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩　金利先渡取引(約款第24条)

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

２．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪　転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（両者を総称して「転換社債等」といいます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫　有価証券の貸付(約款第26条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬　資金の借入れ(約款第33条)

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1．基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2．運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

（２）投資態度

１）主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

２）最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。

３）株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

４）株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。

５）非株式割合は原則として信託財産総額の50％以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10％以下とします。

（３）投資制限

１）株式への投資割合には、制限を設けません。

２）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

３）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

４）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ３【投資リスク】

⑴ 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・当ファンドは、主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

| |
|---|
| 投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。 |

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴なう資金の流出入に対応することにより、株式の実質組入比率(現物株式＋株価指数先物取引等)が100％を超える場合があります。

② 流動性リスク

| |
|---|
| 投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。 |

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

③ 信用リスク

| |
|---|
| 投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。 |

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。
・資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

＜その他の留意点＞

当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

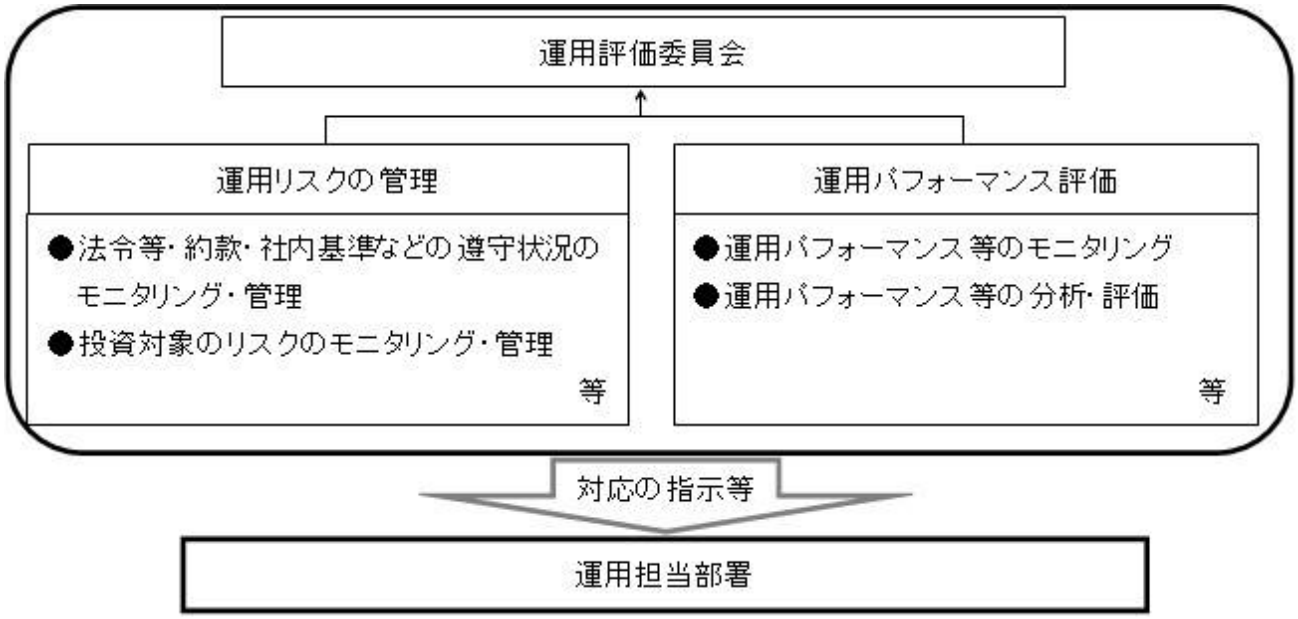


・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# <参考情報>

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

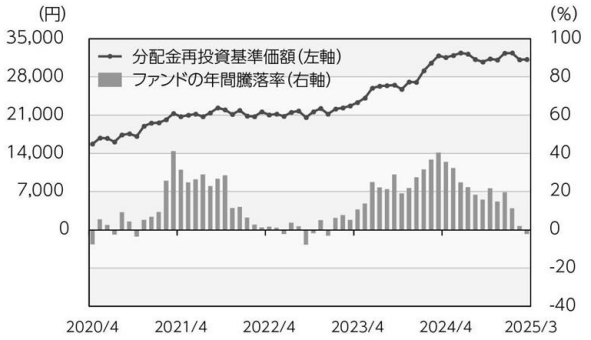


＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(9,649円)に合わせて指数化しています。

＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

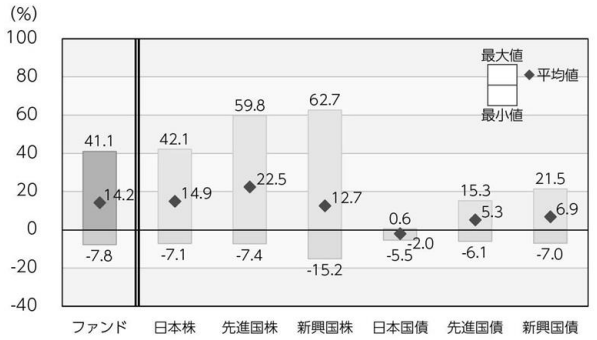


2020年4月～2025年3月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | | |
|---|---|---|
| 日　本　株 | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先 進 国 株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新 興 国 株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日 本 国 債 | NOMURA-BPI国債 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先 進 国 債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新 興 国 債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

①　通常のお申込みの場合

申込手数料は、取得申込金額（取得申込口数に発行価格を乗じた額）に、1.65%（税抜1.5%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。

②　確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合

無手数料とします。

③　申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

④　「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

⑤　上記①にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。

### （３）【信託報酬等】

①　信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%(税抜0.6%)の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 0.265% | 0.275% | 0.060% |

②　信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

| | |
|---|---|
| 委託会社 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |

**（４）【その他の手数料等】**

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

③ 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ 上記①～③の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

**（５）【課税上の取扱い】**

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

| 総経費率（①+②） | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|---|---|---|
| 0.66% | 0.66% | 0.00% |

（表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間:2024年3月12日～2025年3月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

2025年3月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | | 11,009,740,480 | 99.98 |
| | 内　日本 | 11,009,740,480 | 99.98 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 1,858,349 | 0.02 |
| 純資産総額 | | 11,011,598,829 | 100.00 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | | 573,987,070,290 | 96.22 |
| | 内　日本 | 573,987,070,290 | 96.22 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 22,548,849,738 | 3.78 |
| 純資産総額 | | 596,535,920,028 | 100.00 |

その他資産の投資状況

2025年3月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引（買建） | | 23,745,040,000 | 3.98 |
| | 内　日本 | 23,745,040,000 | 3.98 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### （２）【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名<br>発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価<br>簿価金額<br>（円） | 評価単価<br>評価金額<br>（円） | 利率<br>（%）<br>償還日 | 投資比率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド<br>日本 | 親投資信託受益証券 | 2,293,265,946 | 4.8248<br>11,064,666,788 | 4.8009<br>11,009,740,480 | －<br>－ | 99.98 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.98 |
| 合計 | 99.98 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

| 順位 | 銘柄名<br>発行体の国/地域 | 種類<br>業種 | 数量 | 簿価単価<br>簿価金額<br>（円） | 評価単価<br>評価金額<br>（円） | 利率<br>（%）<br>償還日 | 投資比率<br>（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | トヨタ自動車<br>日本 | 株式<br>輸送用機器 | 8,067,900 | 2,824.50<br>22,787,783,550 | 2,616.00<br>21,105,626,400 | －<br>－ | 3.54 |
| 2 | ソニーグループ<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 5,235,400 | 3,483.00<br>18,234,898,200 | 3,765.00<br>19,711,281,000 | －<br>－ | 3.30 |
| 3 | 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ<br>日本 | 株式<br>銀行業 | 9,587,500 | 1,911.00<br>18,321,712,500 | 2,011.00<br>19,280,462,500 | －<br>－ | 3.23 |
| 4 | 日立製作所<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 3,899,100 | 4,080.00<br>15,908,328,000 | 3,458.00<br>13,483,087,800 | －<br>－ | 2.26 |
| 5 | 三井住友フィナンシャルグループ<br>日本 | 株式<br>銀行業 | 3,086,400 | 3,746.00<br>11,561,654,400 | 3,795.00<br>11,712,888,000 | －<br>－ | 1.96 |
| 6 | 任天堂<br>日本 | 株式<br>その他製品 | 958,300 | 10,805.00<br>10,354,431,500 | 10,110.00<br>9,688,413,000 | －<br>－ | 1.62 |
| 7 | リクルートホールディングス<br>日本 | 株式<br>サービス業 | 1,217,300 | 10,700.00<br>13,025,110,000 | 7,657.00<br>9,320,866,100 | －<br>－ | 1.56 |
| 8 | キーエンス<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 151,800 | 63,100.00<br>9,578,580,000 | 58,480.00<br>8,877,264,000 | －<br>－ | 1.49 |
| 9 | 東京海上ホールディングス<br>日本 | 株式<br>保険業 | 1,459,300 | 5,038.00<br>7,351,953,400 | 5,736.00<br>8,370,544,800 | －<br>－ | 1.40 |
| 10 | みずほフィナンシャルグループ<br>日本 | 株式<br>銀行業 | 2,017,400 | 4,160.00<br>8,392,384,000 | 4,051.00<br>8,172,487,400 | －<br>－ | 1.37 |
| 11 | 三菱商事<br>日本 | 株式<br>卸売業 | 2,967,600 | 2,521.50<br>7,482,803,400 | 2,626.50<br>7,794,401,400 | －<br>－ | 1.31 |
| 12 | 伊藤忠商事<br>日本 | 株式<br>卸売業 | 1,079,400 | 6,683.00<br>7,213,630,200 | 6,901.00<br>7,448,939,400 | －<br>－ | 1.25 |
| 13 | 三菱重工業<br>日本 | 株式<br>機械 | 2,680,600 | 2,209.50<br>5,922,785,700 | 2,526.00<br>6,771,195,600 | －<br>－ | 1.14 |
| 14 | 三井物産<br>日本 | 株式<br>卸売業 | 2,359,100 | 2,866.50<br>6,762,360,150 | 2,799.50<br>6,604,300,450 | －<br>－ | 1.11 |
| 15 | 日本電信電話<br>日本 | 株式<br>情報・通信業 | 45,277,400 | 146.90<br>6,651,250,060 | 144.70<br>6,551,639,780 | －<br>－ | 1.10 |
| 16 | 東京エレクトロン<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 321,200 | 25,500.00<br>8,190,600,000 | 20,110.00<br>6,459,332,000 | －<br>－ | 1.08 |
| 17 | 武田薬品工業<br>日本 | 株式<br>医薬品 | 1,354,500 | 4,137.00<br>5,603,566,500 | 4,413.00<br>5,977,408,500 | －<br>－ | 1.00 |
| 18 | 信越化学工業 | 株式 | 1,352,300 | 4,704.00 | 4,236.00 | － | 0.96 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日本 | 化学 | | 6,361,219,200 | 5,728,342,800 | － | |
| 19 | ソフトバンクグループ<br>日本 | 株式<br>情報・通信業 | 750,900 | 9,683.00<br>7,270,964,700 | 7,479.00<br>5,615,981,100 | －<br>－ | 0.94 |
| 20 | ＫＤＤＩ<br>日本 | 株式<br>情報・通信業 | 2,239,000 | 2,437.00<br>5,456,443,000 | 2,359.50<br>5,282,920,500 | －<br>－ | 0.89 |
| 21 | ソフトバンク<br>日本 | 株式<br>情報・通信業 | 24,381,600 | 199.91<br>4,874,187,593 | 208.40<br>5,081,125,440 | －<br>－ | 0.85 |
| 22 | 第一三共<br>日本 | 株式<br>医薬品 | 1,407,900 | 3,833.00<br>5,396,480,700 | 3,511.00<br>4,943,136,900 | －<br>－ | 0.83 |
| 23 | ＨＯＹＡ<br>日本 | 株式<br>精密機器 | 294,400 | 18,840.00<br>5,546,496,000 | 16,780.00<br>4,940,032,000 | －<br>－ | 0.83 |
| 24 | 本田技研工業<br>日本 | 株式<br>輸送用機器 | 3,596,000 | 1,436.50<br>5,165,654,000 | 1,342.50<br>4,827,630,000 | －<br>－ | 0.81 |
| 25 | 三菱電機<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 1,559,200 | 2,439.50<br>3,803,668,400 | 2,720.00<br>4,241,024,000 | －<br>－ | 0.71 |
| 26 | 富士通<br>日本 | 株式<br>電気機器 | 1,410,600 | 2,991.00<br>4,219,104,600 | 2,951.00<br>4,162,680,600 | －<br>－ | 0.70 |
| 27 | ファーストリテイリング<br>日本 | 株式<br>小売業 | 90,300 | 48,860.00<br>4,412,058,000 | 44,060.00<br>3,978,618,000 | －<br>－ | 0.67 |
| 28 | セブン＆アイ・ホールディングス<br>日本 | 株式<br>小売業 | 1,773,800 | 2,385.50<br>4,231,399,900 | 2,163.00<br>3,836,729,400 | －<br>－ | 0.64 |
| 29 | 日本たばこ産業<br>日本 | 株式<br>食料品 | 908,200 | 3,921.00<br>3,561,052,200 | 4,114.00<br>3,736,334,800 | －<br>－ | 0.63 |
| 30 | ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス<br>日本 | 株式<br>保険業 | 1,095,600 | 3,237.00<br>3,546,457,200 | 3,225.00<br>3,533,310,000 | －<br>－ | 0.59 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年3月31日現在

| 種類 | 投資比率（%） |
|---|---|
| 株式 | 96.22 |
| 合計 | 96.22 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年3月31日現在

| 業種 | 国内／外国 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 電気機器 | 国内 | 16.70 |
| 銀行業 | | 9.17 |
| 情報・通信業 | | 7.29 |
| 輸送用機器 | | 6.96 |
| 卸売業 | | 6.48 |
| 機械 | | 5.36 |
| 化学 | | 4.72 |

| | | |
|---|---|---|
| サービス業 | | 4.39 |
| 小売業 | | 4.36 |
| 医薬品 | | 4.07 |
| 保険業 | | 3.39 |
| 食料品 | | 2.99 |
| その他製品 | | 2.87 |
| 陸運業 | | 2.32 |
| 建設業 | | 2.12 |
| 精密機器 | | 2.11 |
| 不動産業 | | 1.86 |
| 電気・ガス業 | | 1.25 |
| その他金融業 | | 1.10 |
| 証券、商品先物取引業 | | 0.86 |
| 鉄鋼 | | 0.84 |
| 非鉄金属 | | 0.74 |
| 海運業 | | 0.65 |
| ゴム製品 | | 0.63 |
| ガラス・土石製品 | | 0.61 |
| 石油・石炭製品 | | 0.53 |
| 金属製品 | | 0.48 |
| 繊維製品 | | 0.41 |
| 空運業 | | 0.34 |
| 鉱業 | | 0.26 |
| 倉庫・運輸関連業 | | 0.14 |
| パルプ・紙 | | 0.13 |
| 水産・農林業 | | 0.08 |
| 合計 | | 96.22 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

| 種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建／売建 | 数量 | 簿価金額（円） | 評価金額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 大阪取引所 | ＴＯＰＩＸ 先物　０７０６月 | 買建 | 892 | 24,344,511,360 | 23,745,040,000 | 3.98 |

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## （３）【運用実績】

### ①【純資産の推移】

直近日（2025年3月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額<br>（分配落）<br>（百万円） | 純資産総額<br>（分配付）<br>（百万円） | １口当たりの<br>純資産額<br>（分配落）（円） | １口当たりの<br>純資産額<br>（分配付）（円） |
|---|---|---|---|---|
| 第18計算期間末<br>（2016年 3月10日） | 8,408 | 8,502 | 0.8879 | 0.8979 |
| 第19計算期間末<br>（2017年 3月10日） | 9,275 | 9,383 | 1.0364 | 1.0484 |
| 第20計算期間末<br>（2018年 3月12日） | 9,108 | 9,211 | 1.1489 | 1.1619 |
| 第21計算期間末<br>（2019年 3月11日） | 8,288 | 8,359 | 1.0502 | 1.0592 |
| 第22計算期間末<br>（2020年3月10日） | 6,843 | 6,975 | 0.9339 | 0.9519 |
| 第23計算期間末<br>（2021年3月10日） | 8,814 | 8,917 | 1.2812 | 1.2962 |
| 第24計算期間末<br>（2022年3月10日） | 8,083 | 8,209 | 1.2194 | 1.2384 |
| 第25計算期間末<br>（2023年3月10日） | 8,938 | 9,103 | 1.3566 | 1.3816 |
| 第26計算期間末<br>（2024年3月11日） | 11,202 | 11,359 | 1.7894 | 1.8144 |
| 第27計算期間末<br>（2025年3月10日） | 10,920 | 11,101 | 1.8131 | 1.8431 |
| 2024年3月末日 | 11,824 | － | 1.8744 | － |
| 4月末日 | 11,726 | － | 1.8566 | － |
| 5月末日 | 11,772 | － | 1.8766 | － |
| 6月末日 | 11,933 | － | 1.9028 | － |
| 7月末日 | 11,774 | － | 1.8914 | － |
| 8月末日 | 11,434 | － | 1.8358 | － |
| 9月末日 | 11,188 | － | 1.8066 | － |
| 10月末日 | 11,330 | － | 1.8395 | － |
| 11月末日 | 11,206 | － | 1.8290 | － |
| 12月末日 | 11,535 | － | 1.9015 | － |
| 2025年1月末日 | 11,519 | － | 1.9031 | － |
| 2月末日 | 11,043 | － | 1.8299 | － |
| 3月末日 | 11,011 | － | 1.8034 | － |

### ②【分配の推移】

| | １口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第18計算期間 | 0.0100 |
| 第19計算期間 | 0.0120 |
| 第20計算期間 | 0.0130 |
| 第21計算期間 | 0.0090 |
| 第22計算期間 | 0.0180 |
| 第23計算期間 | 0.0150 |
| 第24計算期間 | 0.0190 |

| | |
|---|---|
| 第25計算期間 | 0.0250 |
| 第26計算期間 | 0.0250 |
| 第27計算期間 | 0.0300 |

### ③【収益率の推移】

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第18計算期間 | △10.28 |
| 第19計算期間 | 18.08 |
| 第20計算期間 | 12.11 |
| 第21計算期間 | △7.81 |
| 第22計算期間 | △9.4 |
| 第23計算期間 | 38.8 |
| 第24計算期間 | △3.3 |
| 第25計算期間 | 13.3 |
| 第26計算期間 | 33.7 |
| 第27計算期間 | 3.0 |

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

## （４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---|---|---|
| 第18計算期間 | 1,764,811,465 | 2,076,291,110 |
| 第19計算期間 | 1,243,083,227 | 1,762,450,093 |
| 第20計算期間 | 1,277,274,100 | 2,299,730,471 |
| 第21計算期間 | 1,138,643,487 | 1,174,485,331 |
| 第22計算期間 | 1,083,065,008 | 1,646,604,346 |
| 第23計算期間 | 1,239,609,441 | 1,688,249,680 |
| 第24計算期間 | 1,042,960,494 | 1,294,065,701 |
| 第25計算期間 | 866,476,295 | 906,274,102 |
| 第26計算期間 | 951,775,933 | 1,280,435,563 |
| 第27計算期間 | 682,381,031 | 919,405,761 |

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

≪参考情報≫

データの基準日:2025年3月31日

## 基準価額・純資産の推移 《2015年3月31日～2025年3月31日》

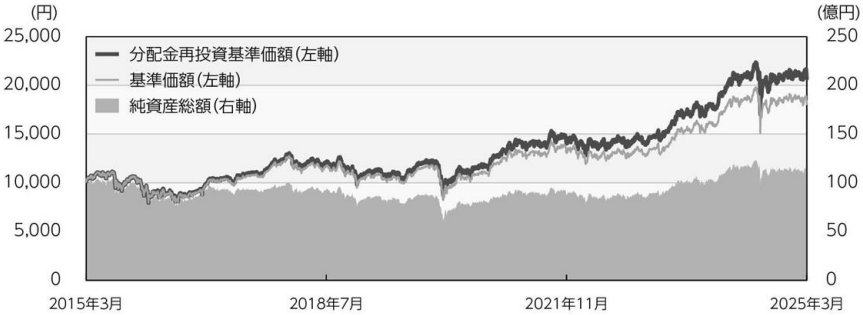


※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1998年10月22日)

## 分配の推移(税引前)

| | |
|---|---|
| 2021年 3月 | 150円 |
| 2022年 3月 | 190円 |
| 2023年 3月 | 250円 |
| 2024年 3月 | 250円 |
| 2025年 3月 | 300円 |
| 設定来累計 | 6,310円 |

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### ■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド | 99.98 |

### ■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

#### 資産の状況

| 資産の種類 | | 比率(%) |
|---|---|---|
| 株式 | | 96.22 |
| | 内　日本 | 96.22 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 3.78 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

#### その他資産の投資状況

| 資産の種類 | 比率(%) |
|---|---|
| 株価指数先物取引(買建) | 3.98 |

#### 株式組入上位5業種

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | 電気機器 | 16.70 |
| 2 | 銀行業 | 9.17 |
| 3 | 情報・通信業 | 7.29 |
| 4 | 輸送用機器 | 6.96 |
| 5 | 卸売業 | 6.48 |

#### 組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | トヨタ自動車 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 3.54 |
| 2 | ソニーグループ | 株式 | 日本 | 電気機器 | 3.30 |
| 3 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 日本 | 銀行業 | 3.23 |
| 4 | 日立製作所 | 株式 | 日本 | 電気機器 | 2.26 |
| 5 | 三井住友フィナンシャルグループ | 株式 | 日本 | 銀行業 | 1.96 |
| 6 | 任天堂 | 株式 | 日本 | その他製品 | 1.62 |
| 7 | リクルートホールディングス | 株式 | 日本 | サービス業 | 1.56 |
| 8 | キーエンス | 株式 | 日本 | 電気機器 | 1.49 |
| 9 | 東京海上ホールディングス | 株式 | 日本 | 保険業 | 1.40 |
| 10 | みずほフィナンシャルグループ | 株式 | 日本 | 銀行業 | 1.37 |

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

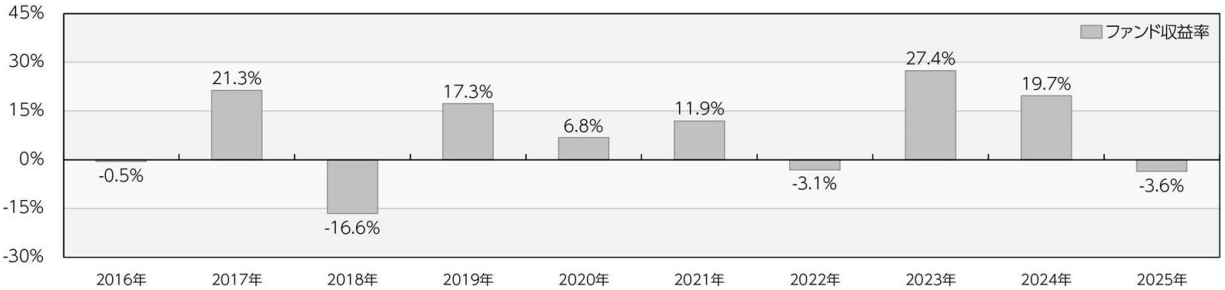


※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

(1)　当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後２時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)　取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3)　お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)　申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5)　取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)　取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(7)　販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(8)　自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(9)　当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合については、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込等の手続きが行われます。

(10) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口※の取得申込みには制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの取得申込みの総額について制限を設ける場合があります。

※当ファンドの場合、１件あたり10億円を目安と致します。

(11) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

## ２【換金（解約）手続等】

(1)　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2)　解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3)　解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後２時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4)　解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号※ |
|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | 0120-104-694 |

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5)　解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6)　信託財産の資金管理を円滑に行うために大口※の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、当ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。

※当ファンドの場合、１件あたり10億円を目安と致します。

(7)　信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記（4）の規定に準じた価額とします。

(8)　ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制（販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法）による換金を受付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

| 投資対象 | 評価方法 |
|---|---|
| マザーファンド受益証券 | 計算日の基準価額 |
| 株式 | 計算日における取引所の最終相場 |

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | https://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

### （２）【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

1998年10月22日から無期限とします。

### （４）【計算期間】

毎年３月11日から翌年３月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は1998年10月22日から1999年3月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### （５）【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が５億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２.に定める変更を行う場合において、前記３.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④　関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

https://www.am-one.co.jp/

## ４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間（2024年3月12日から2025年3月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

２０２５年5月１６日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　稲 葉　　宏 和

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープンの２０２４年３月１２日から２０２５年３月１０日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープンの２０２５年３月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

## １【財務諸表】

### 【ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第26期<br>2024年3月11日現在 | 第27期<br>2025年3月10日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 87,643,296 | 49,067,893 |
| 親投資信託受益証券 | 11,200,659,647 | 10,918,820,969 |
| 未収入金 | 161,883,000 | 185,860,000 |
| 流動資産合計 | 11,450,185,943 | 11,153,748,862 |
| 資産合計 | 11,450,185,943 | 11,153,748,862 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 156,508,217 | 180,699,119 |
| 未払解約金 | 56,446,156 | 15,640,815 |
| 未払受託者報酬 | 3,462,473 | 3,671,736 |
| 未払委託者報酬 | 31,162,659 | 33,046,137 |
| その他未払費用 | 81,864 | 86,798 |
| 流動負債合計 | 247,661,369 | 233,144,605 |
| 負債合計 | 247,661,369 | 233,144,605 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,260,328,714 | 6,023,303,984 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 4,942,195,860 | 4,897,300,273 |
| （分配準備積立金） | 4,325,859,231 | 3,848,105,234 |
| 元本等合計 | 11,202,524,574 | 10,920,604,257 |
| 純資産合計 | 11,202,524,574 | 10,920,604,257 |
| 負債純資産合計 | 11,450,185,943 | 11,153,748,862 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第26期<br>自　2023年3月11日<br>至　2024年3月11日 | 第27期<br>自　2024年3月12日<br>至　2025年3月10日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 327 | 66,630 |
| 有価証券売買等損益 | 3,039,712,176 | 427,120,322 |
| その他収益 | 57,762 | － |
| 営業収益合計 | 3,039,770,265 | 427,186,952 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 13,152 | 55 |
| 受託者報酬 | 6,670,431 | 7,515,437 |
| 委託者報酬 | 60,034,617 | 67,639,691 |
| その他費用 | 159,463 | 177,670 |
| 営業費用合計 | 66,877,663 | 75,332,853 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 2,972,892,602 | 351,854,099 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 2,972,892,602 | 351,854,099 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 2,972,892,602 | 351,854,099 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 267,910,943 | 52,220,100 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 2,349,881,041 | 4,942,195,860 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 511,377,037 | 563,789,502 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 511,377,037 | 563,789,502 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 467,535,660 | 727,619,969 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 467,535,660 | 727,619,969 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | 156,508,217 | 180,699,119 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 4,942,195,860 | 4,897,300,273 |

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第27期<br>自　2024年3月12日<br>至　2025年3月10日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| ２．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 計算期間末日の取扱い<br>当ファンドは、原則として毎年3月10日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年3月11日としております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第26期<br>2024年3月11日現在 | 第27期<br>2025年3月10日現在 |
|---|---|---|
| １．　期首元本額 | 6,588,988,344円 | 6,260,328,714円 |
| 期中追加設定元本額 | 951,775,933円 | 682,381,031円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,280,435,563円 | 919,405,761円 |
| ２．　受益権の総数 | 6,260,328,714口 | 6,023,303,984口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 第26期<br>自　2023年3月11日<br>至　2024年3月11日 | 第27期<br>自　2024年3月12日<br>至　2025年3月10日 |
|---|---|---|
| １．　分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（224,637,109円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,480,344,550円）、信託約款に規定される収益調整金（3,822,281,733円）及び分配準備積立金（1,777,385,789円）より分配対象収益は8,304,649,181円（1万口当たり13,265.51円）であり、うち156,508,217円（1万口当たり250円）を分配金額としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（206,105,903円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（93,528,096円）、信託約款に規定される収益調整金（4,113,098,180円）及び分配準備積立金（3,729,170,354円）より分配対象収益は8,141,902,533円（1万口当たり13,517.33円）であり、うち180,699,119円（1万口当たり300円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第26期<br>自　2023年3月11日<br>至　2024年3月11日 | 第27期<br>自　2024年3月12日<br>至　2025年3月10日 |
|---|---|---|
| １．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| ２．　金融商品の内容及び当該金融商 | 当ファンドが保有する金融商品の | 同左 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 品に係るリスク | 種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | |
| ３． | 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 | 同左 |

２．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第26期<br>2024年3月11日現在 | 第27期<br>2025年3月10日現在 |
|---|---|---|---|
| １． | 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| ２． | 時価の算定方法 | (１)有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。<br>(２)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(３)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| ３． | 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第26期 | 第27期 |
|---|---|---|

| | 2024年3月11日現在 | 2025年3月10日現在 |
|---|---|---|
| | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） | 当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | 2,834,084,309 | 378,059,919 |
| 合計 | 2,834,084,309 | 378,059,919 |

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 第26期<br>2024年3月11日現在 | 第27期<br>2025年3月10日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 1.7894円<br>（17,894円） | 1.8131円<br>（18,131円） |

## （４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年3月10日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額<br>（円） | 評価額<br>（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド | 2,263,108,788 | 10,918,820,969 | |
| 親投資信託受益証券　合計 | | 2,263,108,788 | 10,918,820,969 | |
| 合計 | | | 10,918,820,969 | |

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

| | 2025年3月10日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 16,708,406,989 |
| 株式 | 590,008,005,480 |
| 派生商品評価勘定 | 7,701,570 |
| 未収入金 | 17,920,000 |
| 未収配当金 | 941,084,835 |
| 前払金 | 130,945,000 |
| 差入委託証拠金 | 890,018,914 |
| 流動資産合計 | 608,704,082,788 |
| 資産合計 | 608,704,082,788 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 141,137,290 |
| 未払解約金 | 833,972,000 |
| 流動負債合計 | 975,109,290 |
| 負債合計 | 975,109,290 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 125,962,993,135 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 481,765,980,363 |
| 元本等合計 | 607,728,973,498 |
| 純資産合計 | 607,728,973,498 |
| 負債純資産合計 | 608,704,082,788 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 自　2024年3月12日<br>至　2025年3月10日 |
|---|---|
| １．　有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| ２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 |
| ３．　収益及び費用の計上基準 | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 2025年3月10日現在 |
|---|---|
| １．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 119,533,482,625円 |
| 同期中追加設定元本額 | 39,447,933,247円 |
| 同期中一部解約元本額 | 33,018,422,737円 |
| 元本の内訳 | |
| ファンド名 | |
| ＭＨＡＭスリーウェイオープン | 234,935,632円 |
| ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン | 2,263,108,788円 |
| たわらノーロード　国内株式＜ラップ専用＞ | 5,358,937,885円 |
| Ｏｎｅ　ＤＣ　国内株式インデックスファンド | 35,124,804,367円 |
| ＤＩＡＭ国内株式パッシブ・ファンド | 4,660,950,548円 |
| ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型） | 1,766,612円 |
| ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型） | 7,412,435円 |
| ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型） | 17,655,073円 |
| グローバル８資産ラップファンド（安定型） | 21,614,045円 |
| グローバル８資産ラップファンド（中立型） | 20,880,192円 |
| グローバル８資産ラップファンド（積極型） | 8,814,406円 |
| たわらノーロード　ＴＯＰＩＸ | 3,765,859,738円 |
| たわらノーロード　バランス（８資産均等型） | 2,132,480,569円 |
| たわらノーロード　バランス（堅実型） | 50,855,695円 |
| たわらノーロード　バランス（標準型） | 422,732,317円 |
| たわらノーロード　バランス（積極型） | 813,096,713円 |
| たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型） | 2,828,790円 |
| たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型） | 208,979,752円 |
| たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型） | 590,128,412円 |
| たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型） | 521,359,465円 |
| たわらノーロード　スマートグローバルバランス（積極型） | 717,596,912円 |
| たわらノーロード　最適化バランス（保守型） | 507,020円 |
| たわらノーロード　最適化バランス（安定型） | 2,323,000円 |
| たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型） | 42,508,623円 |
| たわらノーロード　最適化バランス（成長型） | 13,365,863円 |

| | |
|---|---|
| たわらノーロード　最適化バランス（積極型） | 22,965,140円 |
| マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型） | 26,773円 |
| マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型） | 1,019,741円 |
| マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型） | 1,024,575円 |
| ＤＩＡＭ国内株式インデックスファンド＜ＤＣ年金＞ | 32,500,235,668円 |
| Ｏｎｅグローバルバランス | 111,630,793円 |
| ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型 | 911,337,206円 |
| ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型 | 3,292,465,127円 |
| ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型 | 4,087,533,517円 |
| ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド | 248,924,693円 |
| ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド | 856,827,602円 |
| ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド | 1,053,967,128円 |
| マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞ | 24,939,298円 |
| マネックス資産設計ファンド＜育成型＞ | 967,311,894円 |
| マネックス資産設計ファンド　エボリューション | 12,368,768円 |
| ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０） | 254,845,664円 |
| ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０） | 327,463,394円 |
| ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０） | 594,096,978円 |
| 投資のソムリエ | 6,755,106,285円 |
| クルーズコントロール | 100,622,043円 |
| 投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞ | 954,574,574円 |
| ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞ | 372,546,296円 |
| ４資産分散投資・ハイクラス＜ＤＣ年金＞ | 1,428,108,546円 |
| 投資のソムリエ＜ＤＣ年金＞リスク抑制型 | 254,923,553円 |
| リスク抑制世界８資産バランスファンド | 628,628,756円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５） | 104,378,709円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５） | 56,480,648円 |
| リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ） | 2,666,876円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５） | 236,975,747円 |
| ４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞ | 674,763,927円 |
| リスクコントロール世界資産分散ファンド | 86,199,023円 |
| ９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞ | 232,877,084円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０） | 87,087,931円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０） | 61,207,706円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０） | 37,184,865円 |
| ４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞ | 781,130,547円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５） | 10,884,754円 |
| Ｏｎｅグローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞ | 1,500,627円 |
| Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞ | 36,414,150円 |
| 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０） | 62,281円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定） | 3,306,404円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定） | 3,293,302円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定） | 16,228,017円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定） | 2,029,995円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定） | 6,506,504円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ　２０２１－０４（適格機関投資家限定） | 8,479,151円 |

| | |
|---|---|
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０５（適格機関投資家限定） | 13,894,671円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定） | 98,288,183円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０７（適格機関投資家限定） | 22,883,654円 |
| 日本株４０・外債６０配分戦略ファンド２０２１－０７（適格機関投資家限定） | 359,089,128円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０８（適格機関投資家限定） | 16,142,258円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定） | 2,217,311円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－０９（適格機関投資家限定） | 15,937,683円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）２０２１－１２（適格機関投資家限定） | 23,089,594円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定） | 76,439,616円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２２－１０（適格機関投資家限定） | 350,695,153円 |
| 予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定） | 3,783,053円 |
| マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）２０２４－０５（適格機関投資家限定） | 354,638,993円 |
| ＡＭＯｎｅ　ＴＯＰＩＸインデックスファンド２０２５－０１（適格機関投資家限定） | 637,402,411円 |
| 投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定） | 138,713,112円 |
| ＡＭＯｎｅマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定） | 5,862,690円 |
| ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 19,338,797円 |
| 日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定） | 92,930,188円 |
| インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定） | 5,625,720円 |
| リスクコントロール世界８資産バランスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用） | 3,452,561円 |
| ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 27,168,202円 |
| ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 59,348,325円 |
| ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 2,005,660円 |
| ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 8,895,910円 |
| ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 2,633,675円 |
| ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 77,514円 |
| ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 41,153円 |
| ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 959,604円 |
| ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 197,094,750円 |
| ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 336,573,102円 |
| ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 1,062,573,122円 |
| ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定） | 8,741,960円 |
| ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定） | 11,577,839円 |
| ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 104,434,472円 |

| | |
|---|---|
| ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け） | 20,321,824円 |
| ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 51,110円 |
| ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定） | 92,909,075円 |
| ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 6,823,862円 |
| ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 20,260,499円 |
| ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定） | 42,829,929円 |
| ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定） | 53,608,092円 |
| ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定） | 14,214,623円 |
| ＤＩＡＭ国内バランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定） | 5,144,296円 |
| 動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞ | 25,619,100円 |
| コア資産形成ファンド | 10,266,395円 |
| ＭＨＡＭトピックスファンド | 729,077,649円 |
| ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸファンドＶＡ（適格機関投資家専用） | 41,423,815円 |
| ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］ | 2,736,954,406円 |
| ＭＨＡＭ日本株式パッシブファンド［適格機関投資家限定］ | 2,882,283,284円 |
| 計 | 125,962,993,135円 |
| ２．　受益権の総数 | 125,962,993,135口 |

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自　2024年3月12日<br>至　2025年3月10日 |
|---|---|
| １．　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| ２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。<br>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。 |
| ３．　金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 |

２．金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2025年3月10日現在 |
|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．　時価の算定方法 | （１）有価証券<br>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 |

| | |
|---|---|
| | (2)デリバティブ取引<br>「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| ３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 2025年3月10日現在<br>当期の<br>損益に含まれた<br>評価差額（円） |
|---|---|
| 株式 | △7,940,398,540 |
| 合計 | △7,940,398,540 |

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年2月8日から2025年3月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

| 種類 | 2025年3月10日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 契約額等（円） | うち<br>１年超 | 時価（円） | 評価損益（円） |
| 市場取引<br>先物取引<br>買建 | 18,635,410,000 | － | 18,502,200,000 | △133,210,000 |
| 合計 | 18,635,410,000 | － | 18,502,200,000 | △133,210,000 |

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 2025年3月10日現在 |
|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 4.8247円<br>(48,247円) |

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2025年3月10日現在

| 銘柄 | 株式数 | 評価額（円） | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 単価 | 金額 | |
| 極洋 | 9,100 | 4,150.00 | 37,765,000 | |
| ニッスイ | 215,000 | 881.90 | 189,608,500 | |
| マルハニチロ | 31,900 | 3,093.00 | 98,666,700 | |
| 雪国まいたけ | 18,300 | 1,171.00 | 21,429,300 | |
| カネコ種苗 | 6,100 | 1,415.00 | 8,631,500 | |
| サカタのタネ | 26,600 | 3,460.00 | 92,036,000 | |
| ホクト | 19,100 | 1,923.00 | 36,729,300 | |
| ショーボンドホールディングス | 28,200 | 4,829.00 | 136,177,800 | |
| ミライト・ワン | 70,300 | 2,208.50 | 155,257,550 | |
| タマホーム | 13,600 | 3,490.00 | 47,464,000 | |
| ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ | 41,700 | 177.00 | 7,380,900 | |
| 住石ホールディングス | 23,700 | 767.00 | 18,177,900 | |
| 日鉄鉱業 | 8,600 | 5,800.00 | 49,880,000 | |
| 三井松島ホールディングス | 10,500 | 4,235.00 | 44,467,500 | |
| ＩＮＰＥＸ | 649,900 | 1,954.00 | 1,269,904,600 | |
| 石油資源開発 | 118,000 | 1,180.00 | 139,240,000 | |
| Ｋ＆Ｏエナジーグループ | 9,800 | 3,185.00 | 31,213,000 | |
| リョーサン菱洋ホールディングス | 24,700 | 2,519.00 | 62,219,300 | |
| 第一カッター興業 | 6,200 | 1,369.00 | 8,487,800 | |
| 安藤・間 | 124,500 | 1,354.00 | 168,573,000 | |
| 東急建設 | 67,300 | 783.00 | 52,695,900 | |
| コムシスホールディングス | 76,400 | 3,250.00 | 248,300,000 | |
| ビーアールホールディングス | 31,500 | 346.00 | 10,899,000 | |
| 高松コンストラクショングループ | 16,000 | 2,775.00 | 44,400,000 | |
| 東建コーポレーション | 4,700 | 12,770.00 | 60,019,000 | |
| ヤマウラ | 10,900 | 1,286.00 | 14,017,400 | |
| オリエンタル白石 | 79,500 | 373.00 | 29,653,500 | |
| 大成建設 | 136,600 | 6,713.00 | 916,995,800 | |
| 大林組 | 496,500 | 1,981.50 | 983,814,750 | |
| 清水建設 | 410,900 | 1,346.00 | 553,071,400 | |
| 長谷工コーポレーション | 138,000 | 1,946.50 | 268,617,000 | |
| 松井建設 | 14,200 | 936.00 | 13,291,200 | |
| 鹿島建設 | 333,500 | 3,048.00 | 1,016,508,000 | |
| 不動テトラ | 9,500 | 2,224.00 | 21,128,000 | |
| 鉄建建設 | 9,900 | 2,642.00 | 26,155,800 | |
| 西松建設 | 24,000 | 4,978.00 | 119,472,000 | |
| 三井住友建設 | 121,100 | 426.00 | 51,588,600 | |
| 大豊建設 | 4,100 | 3,650.00 | 14,965,000 | |
| 奥村組 | 26,500 | 4,335.00 | 114,877,500 | |
| 東鉄工業 | 16,600 | 3,000.00 | 49,800,000 | |
| 淺沼組 | 60,300 | 704.00 | 42,451,200 | |
| 戸田建設 | 185,200 | 915.40 | 169,532,080 | |
| 熊谷組 | 24,800 | 4,010.00 | 99,448,000 | |
| 矢作建設工業 | 20,300 | 1,293.00 | 26,247,900 | |
| ピーエス・コンストラクション | 10,900 | 1,427.00 | 15,554,300 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本ハウスホールディングス | 32,000 | 336.00 | 10,752,000 | |
| 大東建託 | 51,400 | 15,400.00 | 791,560,000 | |
| 新日本建設 | 21,100 | 1,509.00 | 31,839,900 | |
| 東亜道路工業 | 26,000 | 1,514.00 | 39,364,000 | |
| 日本道路 | 15,100 | 1,900.00 | 28,690,000 | |
| 東亜建設工業 | 45,300 | 1,359.00 | 61,562,700 | |
| 日本国土開発 | 42,800 | 496.00 | 21,228,800 | |
| 若築建設 | 4,600 | 3,660.00 | 16,836,000 | |
| 東洋建設 | 43,300 | 1,350.00 | 58,455,000 | |
| 五洋建設 | 196,800 | 709.70 | 139,668,960 | |
| 世紀東急工業 | 21,400 | 1,557.00 | 33,319,800 | |
| 福田組 | 5,700 | 5,450.00 | 31,065,000 | |
| 住友林業 | 130,000 | 4,702.00 | 611,260,000 | |
| 大和ハウス工業 | 453,800 | 5,009.00 | 2,273,084,200 | |
| ライト工業 | 30,600 | 2,455.00 | 75,123,000 | |
| 積水ハウス | 456,200 | 3,355.00 | 1,530,551,000 | |
| 日特建設 | 14,400 | 1,045.00 | 15,048,000 | |
| 北陸電気工事 | 10,300 | 1,233.00 | 12,699,900 | |
| ユアテック | 29,000 | 1,676.00 | 48,604,000 | |
| 日本リーテック | 11,600 | 1,533.00 | 17,782,800 | |
| 四電工 | 18,900 | 1,345.00 | 25,420,500 | |
| 中電工 | 23,500 | 3,190.00 | 74,965,000 | |
| 関電工 | 82,400 | 2,634.50 | 217,082,800 | |
| きんでん | 104,500 | 3,221.00 | 336,594,500 | |
| 東京エネシス | 16,100 | 1,129.00 | 18,176,900 | |
| トーエネック | 24,900 | 990.00 | 24,651,000 | |
| 住友電設 | 12,200 | 4,345.00 | 53,009,000 | |
| 日本電設工業 | 28,200 | 2,157.00 | 60,827,400 | |
| エクシオグループ | 155,500 | 1,739.00 | 270,414,500 | |
| 新日本空調 | 19,500 | 1,690.00 | 32,955,000 | |
| 九電工 | 32,600 | 4,684.00 | 152,698,400 | |
| 三機工業 | 31,400 | 3,245.00 | 101,893,000 | |
| 日揮ホールディングス | 148,900 | 1,151.00 | 171,383,900 | |
| 中外炉工業 | 4,900 | 3,730.00 | 18,277,000 | |
| 太平電業 | 9,600 | 4,860.00 | 46,656,000 | |
| 高砂熱学工業 | 36,200 | 5,125.00 | 185,525,000 | |
| 朝日工業社 | 14,100 | 2,064.00 | 29,102,400 | |
| 明星工業 | 25,800 | 1,210.00 | 31,218,000 | |
| 大氣社 | 19,200 | 4,510.00 | 86,592,000 | |
| ダイダン | 19,700 | 3,485.00 | 68,654,500 | |
| 日比谷総合設備 | 12,200 | 3,375.00 | 41,175,000 | |
| ニップン | 49,800 | 2,190.00 | 109,062,000 | |
| 日清製粉グループ本社 | 157,000 | 1,727.50 | 271,217,500 | |
| 日東富士製粉 | 2,500 | 6,840.00 | 17,100,000 | |
| 昭和産業 | 12,700 | 2,886.00 | 36,652,200 | |
| 中部飼料 | 20,800 | 1,370.00 | 28,496,000 | |
| フィード・ワン | 22,300 | 874.00 | 19,490,200 | |
| 日本甜菜製糖 | 7,800 | 2,403.00 | 18,743,400 | |
| ＤＭ三井製糖ホールディングス | 14,900 | 3,605.00 | 53,714,500 | |
| ウェルネオシュガー | 9,100 | 2,364.00 | 21,512,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＬＩＦＵＬＬ | 39,200 | 162.00 | 6,350,400 | |
| ＭＩＸＩ | 29,500 | 3,450.00 | 101,775,000 | |
| ジェイエイシーリクルートメント | 57,100 | 787.00 | 44,937,700 | |
| 日本M＆Aセンターホールディングス | 231,800 | 612.80 | 142,047,040 | |
| メンバーズ | 6,200 | 1,206.00 | 7,477,200 | |
| ＵＴグループ | 20,400 | 2,233.00 | 45,553,200 | |
| アイティメディア | 8,300 | 1,629.00 | 13,520,700 | |
| ケアネット | 32,300 | 646.00 | 20,865,800 | |
| Ｅ・Ｊホールディングス | 9,300 | 1,637.00 | 15,224,100 | |
| オープンアップグループ | 52,700 | 1,820.00 | 95,914,000 | |
| コシダカホールディングス | 47,100 | 1,036.00 | 48,795,600 | |
| パソナグループ | 19,100 | 2,115.00 | 40,396,500 | |
| リンクアンドモチベーション | 39,100 | 523.00 | 20,449,300 | |
| エス・エム・エス | 60,300 | 1,216.50 | 73,354,950 | |
| パーソルホールディングス | 1,436,900 | 238.10 | 342,125,890 | |
| クックパッド | 43,600 | 132.00 | 5,755,200 | |
| 森永製菓 | 63,100 | 2,511.00 | 158,444,100 | |
| 中村屋 | 3,700 | 3,240.00 | 11,988,000 | |
| 江崎グリコ | 43,200 | 4,617.00 | 199,454,400 | |
| 名糖産業 | 6,700 | 2,023.00 | 13,554,100 | |
| 井村屋グループ | 8,200 | 2,457.00 | 20,147,400 | |
| 不二家 | 10,300 | 2,324.00 | 23,937,200 | |
| 山崎製パン | 101,200 | 2,816.50 | 285,029,800 | |
| モロゾフ | 14,600 | 1,685.00 | 24,601,000 | |
| 亀田製菓 | 9,600 | 3,975.00 | 38,160,000 | |
| 寿スピリッツ | 89,200 | 2,321.00 | 207,033,200 | |
| カルビー | 69,100 | 2,901.00 | 200,459,100 | |
| 森永乳業 | 56,200 | 3,036.00 | 170,623,200 | |
| 六甲バター | 11,000 | 1,225.00 | 13,475,000 | |
| ヤクルト本社 | 215,800 | 3,066.00 | 661,642,800 | |
| 明治ホールディングス | 194,100 | 3,282.00 | 637,036,200 | |
| 雪印メグミルク | 40,700 | 2,654.00 | 108,017,800 | |
| プリマハム | 20,200 | 2,217.00 | 44,783,400 | |
| 日本ハム | 65,000 | 4,724.00 | 307,060,000 | |
| 丸大食品 | 15,200 | 1,705.00 | 25,916,000 | |
| Ｓ　Ｆｏｏｄｓ | 16,700 | 2,490.00 | 41,583,000 | |
| 柿安本店 | 5,900 | 2,945.00 | 17,375,500 | |
| 伊藤ハム米久ホールディングス | 23,200 | 3,780.00 | 87,696,000 | |
| 学情 | 7,900 | 2,010.00 | 15,879,000 | |
| スタジオアリス | 7,800 | 2,043.00 | 15,935,400 | |
| クロスキャット | 8,800 | 1,089.00 | 9,583,200 | |
| システナ | 219,900 | 351.00 | 77,184,900 | |
| ＮＪＳ | 3,900 | 4,475.00 | 17,452,500 | |
| デジタルアーツ | 9,700 | 5,890.00 | 57,133,000 | |
| 日鉄ソリューションズ | 52,500 | 4,021.00 | 211,102,500 | |
| 綜合警備保障 | 263,400 | 1,103.00 | 290,530,200 | |
| キューブシステム | 8,000 | 1,036.00 | 8,288,000 | |
| いちご | 127,800 | 366.00 | 46,774,800 | |
| 日本駐車場開発 | 179,700 | 246.00 | 44,206,200 | |
| コア | 6,800 | 1,880.00 | 12,784,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| カカクコム | 113,500 | 2,167.50 | 246,011,250 | |
| セントケア・ホールディング | 10,000 | 748.00 | 7,480,000 | |
| ルネサンス | 12,200 | 1,102.00 | 13,444,400 | |
| ディップ | 27,600 | 2,245.00 | 61,962,000 | |
| ＳＢＳホールディングス | 13,800 | 2,892.00 | 39,909,600 | |
| デジタルホールディングス | 7,900 | 1,494.00 | 11,802,600 | |
| 新日本科学 | 16,700 | 1,491.00 | 24,899,700 | |
| エムスリー | 311,500 | 1,735.50 | 540,608,250 | |
| ワールドホールディングス | 6,200 | 2,051.00 | 12,716,200 | |
| ディー・エヌ・エー | 63,000 | 3,313.00 | 208,719,000 | |
| 博報堂ＤＹホールディングス | 178,800 | 1,093.00 | 195,428,400 | |
| ぐるなび | 29,300 | 286.00 | 8,379,800 | |
| タカミヤ | 21,300 | 404.00 | 8,605,200 | |
| ファンコミュニケーションズ | 22,300 | 404.00 | 9,009,200 | |
| ライク | 5,900 | 1,455.00 | 8,584,500 | |
| エスプール | 49,900 | 304.00 | 15,169,600 | |
| ＷＤＢホールディングス | 8,000 | 1,885.00 | 15,080,000 | |
| 手間いらず | 2,500 | 2,952.00 | 7,380,000 | |
| アドウェイズ | 19,400 | 286.00 | 5,548,400 | |
| バリューコマース | 13,900 | 833.00 | 11,578,700 | |
| インフォマート | 148,800 | 360.00 | 53,568,000 | |
| サッポロホールディングス | 49,800 | 7,481.00 | 372,553,800 | |
| アサヒグループホールディングス | 1,133,700 | 1,907.50 | 2,162,532,750 | |
| キリンホールディングス | 628,900 | 2,066.00 | 1,299,307,400 | |
| 宝ホールディングス | 101,800 | 1,157.50 | 117,833,500 | |
| オエノンホールディングス | 48,900 | 416.00 | 20,342,400 | |
| 養命酒製造 | 5,000 | 2,636.00 | 13,180,000 | |
| 飛島ホールディングス | 15,500 | 1,746.00 | 27,063,000 | |
| コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス | 94,600 | 2,361.50 | 223,397,900 | |
| ライフドリンク　カンパニー | 33,100 | 1,419.00 | 46,968,900 | |
| サントリー食品インターナショナル | 106,200 | 4,914.00 | 521,866,800 | |
| ダイドーグループホールディングス | 17,100 | 2,656.00 | 45,417,600 | |
| 伊藤園 | 50,600 | 2,987.50 | 151,167,500 | |
| キーコーヒー | 16,900 | 2,047.00 | 34,594,300 | |
| 日清オイリオグループ | 21,200 | 4,825.00 | 102,290,000 | |
| 不二製油グループ本社 | 30,300 | 2,817.00 | 85,355,100 | |
| Ｊ－オイルミルズ | 17,300 | 2,045.00 | 35,378,500 | |
| インターメスティック | 9,300 | 1,699.00 | 15,800,700 | |
| サンエー | 27,500 | 3,025.00 | 83,187,500 | |
| カワチ薬品 | 12,600 | 2,702.00 | 34,045,200 | |
| エービーシー・マート | 71,000 | 2,816.50 | 199,971,500 | |
| ハードオフコーポレーション | 6,400 | 1,889.00 | 12,089,600 | |
| 高千穂交易 | 6,400 | 4,215.00 | 26,976,000 | |
| アスクル | 38,200 | 1,677.00 | 64,061,400 | |
| ゲオホールディングス | 18,100 | 1,745.00 | 31,584,500 | |
| アダストリア | 22,600 | 2,930.00 | 66,218,000 | |
| リガク・ホールディングス | 77,400 | 1,040.00 | 80,496,000 | |
| 伊藤忠食品 | 3,600 | 7,750.00 | 27,900,000 | |
| くら寿司 | 19,000 | 3,095.00 | 58,805,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| キャンドゥ | 5,800 | 3,435.00 | 19,923,000 | |
| パルグループホールディングス | 37,100 | 3,235.00 | 120,018,500 | |
| エディオン | 70,700 | 1,849.00 | 130,724,300 | |
| あらた | 24,800 | 3,230.00 | 80,104,000 | |
| サーラコーポレーション | 34,100 | 846.00 | 28,848,600 | |
| トーメンデバイス | 2,300 | 6,110.00 | 14,053,000 | |
| ハローズ | 6,500 | 4,160.00 | 27,040,000 | |
| ＪＰホールディングス | 40,400 | 650.00 | 26,260,000 | |
| フジオフードグループ本社 | 18,200 | 1,178.00 | 21,439,600 | |
| あみやき亭 | 11,700 | 1,635.00 | 19,129,500 | |
| 東京エレクトロン　デバイス | 16,200 | 3,160.00 | 51,192,000 | |
| 円谷フィールズホールディングス | 26,200 | 1,677.00 | 43,937,400 | |
| 双日 | 180,500 | 3,347.00 | 604,133,500 | |
| アルフレッサ　ホールディングス | 151,300 | 2,036.00 | 308,046,800 | |
| 大黒天物産 | 5,000 | 6,570.00 | 32,850,000 | |
| ハニーズホールディングス | 14,400 | 1,655.00 | 23,832,000 | |
| キッコーマン | 500,300 | 1,462.50 | 731,688,750 | |
| 味の素 | 349,700 | 6,025.00 | 2,106,942,500 | |
| ブルドックソース | 7,900 | 1,788.00 | 14,125,200 | |
| キユーピー | 81,100 | 2,936.50 | 238,150,150 | |
| ハウス食品グループ本社 | 50,800 | 2,856.00 | 145,084,800 | |
| カゴメ | 64,700 | 3,029.00 | 195,976,300 | |
| アリアケジャパン | 15,100 | 5,860.00 | 88,486,000 | |
| エバラ食品工業 | 3,600 | 2,837.00 | 10,213,200 | |
| キオクシアホールディングス | 69,600 | 2,754.00 | 191,678,400 | |
| ニチレイ | 58,900 | 3,568.00 | 210,155,200 | |
| 横浜冷凍 | 40,900 | 877.00 | 35,869,300 | |
| 東洋水産 | 70,000 | 8,788.00 | 615,160,000 | |
| イートアンドホールディングス | 7,800 | 2,067.00 | 16,122,600 | |
| ヨシムラ・フード・ホールディングス | 8,200 | 969.00 | 7,945,800 | |
| 日清食品ホールディングス | 190,800 | 3,105.00 | 592,434,000 | |
| フジッコ | 15,600 | 1,629.00 | 25,412,400 | |
| ロック・フィールド | 16,900 | 1,609.00 | 27,192,100 | |
| 日本たばこ産業 | 917,500 | 3,865.00 | 3,546,137,500 | |
| ケンコーマヨネーズ | 9,500 | 1,934.00 | 18,373,000 | |
| わらべや日洋ホールディングス | 10,100 | 2,040.00 | 20,604,000 | |
| なとり | 9,600 | 2,180.00 | 20,928,000 | |
| ファーマフーズ | 19,900 | 881.00 | 17,531,900 | |
| 北の達人コーポレーション | 64,700 | 158.00 | 10,222,600 | |
| ユーグレナ | 93,900 | 485.00 | 45,541,500 | |
| 紀文食品 | 13,200 | 1,070.00 | 14,124,000 | |
| ピックルスホールディングス | 8,800 | 985.00 | 8,668,000 | |
| スター・マイカ・ホールディングス | 15,600 | 854.00 | 13,322,400 | |
| ＳＲＥホールディングス | 5,600 | 3,020.00 | 16,912,000 | |
| 片倉工業 | 14,200 | 2,310.00 | 32,802,000 | |
| グンゼ | 10,900 | 5,120.00 | 55,808,000 | |
| ヒューリック | 352,300 | 1,406.00 | 495,333,800 | |
| ラサ商事 | 8,900 | 1,537.00 | 13,679,300 | |
| アルペン | 13,500 | 2,325.00 | 31,387,500 | |
| ラクーンホールディングス | 11,500 | 921.00 | 10,591,500 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| クオールホールディングス | 20,000 | 1,588.00 | 31,760,000 | |
| アルコニックス | 23,300 | 1,525.00 | 35,532,500 | |
| 神戸物産 | 125,600 | 3,512.00 | 441,107,200 | |
| ソリトンシステムズ | 7,900 | 1,186.00 | 9,369,400 | |
| ジンズホールディングス | 12,300 | 6,370.00 | 78,351,000 | |
| ビックカメラ | 97,100 | 1,602.50 | 155,602,750 | |
| ＤＣＭホールディングス | 84,000 | 1,416.00 | 118,944,000 | |
| ペッパーフードサービス | 47,800 | 182.00 | 8,699,600 | |
| ＭｏｎｏｔａＲＯ | 230,000 | 2,422.00 | 557,060,000 | |
| あい　ホールディングス | 25,900 | 2,058.00 | 53,302,200 | |
| Ｊ．フロント　リテイリング | 186,300 | 1,886.50 | 351,454,950 | |
| ドトール・日レスホールディングス | 28,700 | 2,427.00 | 69,654,900 | |
| マツキヨココカラ＆カンパニー | 285,900 | 2,327.00 | 665,289,300 | |
| ブロンコビリー | 9,600 | 3,660.00 | 35,136,000 | |
| ＺＯＺＯ | 120,700 | 4,458.00 | 538,080,600 | |
| トレジャー・ファクトリー | 11,100 | 1,668.00 | 18,514,800 | |
| 物語コーポレーション | 31,500 | 3,340.00 | 105,210,000 | |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 242,400 | 2,220.50 | 538,249,200 | |
| 東洋紡 | 66,400 | 987.00 | 65,536,800 | |
| ユニチカ | 49,700 | 156.00 | 7,753,200 | |
| 富士紡ホールディングス | 6,100 | 5,040.00 | 30,744,000 | |
| 日清紡ホールディングス | 116,500 | 918.20 | 106,970,300 | |
| 倉敷紡績 | 10,800 | 6,150.00 | 66,420,000 | |
| ダイワボウホールディングス | 71,800 | 2,537.00 | 182,156,600 | |
| シキボウ | 10,900 | 1,038.00 | 11,314,200 | |
| 日東紡績 | 17,300 | 4,460.00 | 77,158,000 | |
| トヨタ紡織 | 64,400 | 2,048.00 | 131,891,200 | |
| マクニカホールディングス | 123,200 | 1,919.50 | 236,482,400 | |
| Ｈａｍｅｅ | 6,600 | 1,324.00 | 8,738,400 | |
| ラクト・ジャパン | 6,900 | 2,880.00 | 19,872,000 | |
| ウエルシアホールディングス | 84,200 | 2,237.50 | 188,397,500 | |
| クリエイトＳＤホールディングス | 23,100 | 2,821.00 | 65,165,100 | |
| グリムス | 6,800 | 2,216.00 | 15,068,800 | |
| バイタルケーエスケー・ホールディングス | 22,500 | 1,246.00 | 28,035,000 | |
| 八洲電機 | 13,200 | 1,749.00 | 23,086,800 | |
| メディアスホールディングス | 9,500 | 950.00 | 9,025,000 | |
| レスター | 13,900 | 2,433.00 | 33,818,700 | |
| ＴＯＫＡＩホールディングス | 88,100 | 960.00 | 84,576,000 | |
| 三洋貿易 | 16,700 | 1,501.00 | 25,066,700 | |
| シュッピン | 16,000 | 981.00 | 15,696,000 | |
| ビューティガレージ | 5,200 | 1,443.00 | 7,503,600 | |
| オイシックス・ラ・大地 | 26,100 | 1,284.00 | 33,512,400 | |
| ウイン・パートナーズ | 11,700 | 1,478.00 | 17,292,600 | |
| ネクステージ | 37,000 | 1,541.00 | 57,017,000 | |
| ジョイフル本田 | 45,000 | 1,978.00 | 89,010,000 | |
| エターナルホスピタリティグループ | 6,000 | 2,579.00 | 15,474,000 | |
| ホットランド | 12,400 | 2,160.00 | 26,784,000 | |
| すかいらーくホールディングス | 221,800 | 2,815.50 | 624,477,900 | |
| ＳＦＰホールディングス | 9,200 | 2,033.00 | 18,703,600 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 綿半ホールディングス | 12,600 | 1,711.00 | 21,558,600 | |
| 日本毛織 | 39,500 | 1,449.00 | 57,235,500 | |
| ヨシックスホールディングス | 5,400 | 2,908.00 | 15,703,200 | |
| ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス | 69,200 | 822.00 | 56,882,400 | |
| 野村不動産ホールディングス | 94,700 | 4,286.00 | 405,884,200 | |
| 三重交通グループホールディングス | 32,400 | 532.00 | 17,236,800 | |
| ディア・ライフ | 25,700 | 1,050.00 | 26,985,000 | |
| 地主 | 13,500 | 2,022.00 | 27,297,000 | |
| フィル・カンパニー | 2,900 | 774.00 | 2,244,600 | |
| ＪＰＭＣ | 8,700 | 1,146.00 | 9,970,200 | |
| フージャースホールディングス | 23,400 | 1,078.00 | 25,225,200 | |
| オープンハウスグループ | 55,200 | 5,739.00 | 316,792,800 | |
| 東急不動産ホールディングス | 454,100 | 988.70 | 448,968,670 | |
| 飯田グループホールディングス | 144,700 | 2,306.00 | 333,678,200 | |
| 帝国繊維 | 17,300 | 2,509.00 | 43,405,700 | |
| 日本コークス工業 | 156,000 | 88.00 | 13,728,000 | |
| ゴルフダイジェスト・オンライン | 9,500 | 326.00 | 3,097,000 | |
| ＢＥＥＮＯＳ | 10,100 | 3,980.00 | 40,198,000 | |
| あさひ | 13,600 | 1,424.00 | 19,366,400 | |
| 日本調剤 | 10,700 | 1,391.00 | 14,883,700 | |
| コスモス薬品 | 32,100 | 7,159.00 | 229,803,900 | |
| シップヘルスケアホールディングス | 64,000 | 1,987.50 | 127,200,000 | |
| ソフトクリエイトホールディングス | 11,000 | 2,056.00 | 22,616,000 | |
| セブン＆アイ・ホールディングス | 1,792,100 | 2,120.00 | 3,799,252,000 | |
| クリエイト・レストランツ・ホールディングス | 121,900 | 1,318.00 | 160,664,200 | |
| 明治電機工業 | 6,100 | 1,570.00 | 9,577,000 | |
| ツルハホールディングス | 28,400 | 9,316.00 | 264,574,400 | |
| サンマルクホールディングス | 13,200 | 2,363.00 | 31,191,600 | |
| トリドールホールディングス | 45,400 | 3,967.00 | 180,101,800 | |
| 帝人 | 147,600 | 1,386.00 | 204,573,600 | |
| 東レ | 1,122,400 | 1,034.00 | 1,160,561,600 | |
| クラレ | 204,800 | 1,912.50 | 391,680,000 | |
| 旭化成 | 1,039,200 | 1,053.50 | 1,094,797,200 | |
| ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ | 17,400 | 314.00 | 5,463,600 | |
| 稲葉製作所 | 8,800 | 1,714.00 | 15,083,200 | |
| 宮地エンジニアリンググループ | 19,000 | 1,863.00 | 35,397,000 | |
| トーカロ | 45,500 | 1,771.00 | 80,580,500 | |
| ＳＵＭＣＯ | 301,200 | 1,171.50 | 352,855,800 | |
| 川田テクノロジーズ | 10,200 | 2,970.00 | 30,294,000 | |
| ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ | 12,100 | 3,065.00 | 37,086,500 | |
| Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス | 9,200 | 1,226.00 | 11,279,200 | |
| シーアールイー | 6,700 | 1,698.00 | 11,376,600 | |
| ケイアイスター不動産 | 8,100 | 4,490.00 | 36,369,000 | |
| グッドコムアセット | 12,200 | 796.00 | 9,711,200 | |
| ジェイ・エス・ビー | 6,300 | 3,185.00 | 20,065,500 | |
| ロードスターキャピタル | 8,600 | 2,434.00 | 20,932,400 | |
| 霞ヶ関キャピタル | 6,200 | 12,820.00 | 79,484,000 | |
| ＪＭホールディングス | 12,200 | 2,396.00 | 29,231,200 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| コメダホールディングス | 42,500 | 2,760.00 | 117,300,000 | |
| アレンザホールディングス | 12,100 | 1,049.00 | 12,692,900 | |
| 串カツ田中ホールディングス | 4,900 | 1,386.00 | 6,791,400 | |
| バロックジャパンリミテッド | 18,900 | 675.00 | 12,757,500 | |
| クスリのアオキホールディングス | 42,200 | 3,215.00 | 135,673,000 | |
| 力の源ホールディングス | 12,100 | 1,387.00 | 16,782,700 | |
| ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ | 86,500 | 4,062.00 | 351,363,000 | |
| アセンテック | 6,200 | 1,062.00 | 6,584,400 | |
| セーレン | 29,600 | 2,604.00 | 77,078,400 | |
| 小松マテーレ | 22,400 | 798.00 | 17,875,200 | |
| ワコールホールディングス | 31,800 | 5,071.00 | 161,257,800 | |
| ホギメディカル | 20,600 | 4,835.00 | 99,601,000 | |
| ＴＳＩホールディングス | 48,500 | 1,139.00 | 55,241,500 | |
| ワールド | 23,800 | 2,392.00 | 56,929,600 | |
| ＴＩＳ | 162,500 | 4,196.00 | 681,850,000 | |
| グリーホールディングス | 51,500 | 571.00 | 29,406,500 | |
| ＧＭＯペパボ | 1,900 | 1,455.00 | 2,764,500 | |
| コーエーテクモホールディングス | 115,500 | 1,972.50 | 227,823,750 | |
| 三菱総合研究所 | 7,500 | 4,800.00 | 36,000,000 | |
| ファインデックス | 12,300 | 680.00 | 8,364,000 | |
| ブレインパッド | 12,700 | 1,095.00 | 13,906,500 | |
| ＫＬａｂ | 38,400 | 140.00 | 5,376,000 | |
| ポールトゥウィンホールディングス | 22,000 | 446.00 | 9,812,000 | |
| ネクソン | 337,800 | 1,996.50 | 674,417,700 | |
| アイスタイル | 46,700 | 459.00 | 21,435,300 | |
| エムアップホールディングス | 18,800 | 1,676.00 | 31,508,800 | |
| エイチーム | 10,300 | 912.00 | 9,393,600 | |
| セルシス | 21,900 | 1,205.00 | 26,389,500 | |
| エニグモ | 17,100 | 316.00 | 5,403,600 | |
| コロプラ | 52,200 | 483.00 | 25,212,600 | |
| ブロードリーフ | 61,700 | 635.00 | 39,179,500 | |
| デジタルハーツホールディングス | 10,900 | 1,061.00 | 11,564,900 | |
| メディアドゥ | 6,900 | 1,627.00 | 11,226,300 | |
| じげん | 38,300 | 430.00 | 16,469,000 | |
| ブイキューブ | 20,900 | 182.00 | 3,803,800 | |
| フィックスターズ | 15,500 | 1,688.00 | 26,164,000 | |
| ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ | 8,700 | 1,461.00 | 12,710,700 | |
| オプティム | 15,900 | 687.00 | 10,923,300 | |
| セレス | 6,900 | 2,541.00 | 17,532,900 | |
| ＳＨＩＦＴ | 152,500 | 1,137.50 | 173,468,750 | |
| 特種東海製紙 | 7,400 | 3,810.00 | 28,194,000 | |
| セック | 2,600 | 4,715.00 | 12,259,000 | |
| テクマトリックス | 33,300 | 2,028.00 | 67,532,400 | |
| プロシップ | 6,800 | 1,694.00 | 11,519,200 | |
| ガンホー・オンライン・エンターテイメント | 38,000 | 3,028.00 | 115,064,000 | |
| ＧＭＯペイメントゲートウェイ | 35,000 | 7,415.00 | 259,525,000 | |
| システムリサーチ | 10,500 | 1,674.00 | 17,577,000 | |
| インターネットイニシアティブ | 84,100 | 2,529.00 | 212,688,900 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| さくらインターネット | 24,100 | 4,040.00 | 97,364,000 | |
| ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス | 4,800 | 2,329.00 | 11,179,200 | |
| ＳＲＡホールディングス | 8,700 | 4,650.00 | 40,455,000 | |
| 朝日ネット | 16,500 | 684.00 | 11,286,000 | |
| ｅＢＡＳＥ | 21,800 | 556.00 | 12,120,800 | |
| アバントグループ | 19,400 | 1,826.00 | 35,424,400 | |
| アドソル日進 | 6,500 | 2,145.00 | 13,942,500 | |
| フリービット | 6,700 | 1,489.00 | 9,976,300 | |
| コムチュア | 20,200 | 1,830.00 | 36,966,000 | |
| アステリア | 12,000 | 566.00 | 6,792,000 | |
| アイル | 8,600 | 2,151.00 | 18,498,600 | |
| 王子ホールディングス | 581,700 | 632.10 | 367,692,570 | |
| 日本製紙 | 79,900 | 1,067.00 | 85,253,300 | |
| 北越コーポレーション | 86,200 | 1,394.00 | 120,162,800 | |
| 大王製紙 | 77,500 | 866.00 | 67,115,000 | |
| マークラインズ | 9,200 | 2,379.00 | 21,886,800 | |
| メディカル・データ・ビジョン | 18,400 | 416.00 | 7,654,400 | |
| ｇｕｍｉ | 25,100 | 516.00 | 12,951,600 | |
| テラスカイ | 6,000 | 2,273.00 | 13,638,000 | |
| デジタル・インフォメーション・テクノロジー | 7,900 | 2,547.00 | 20,121,300 | |
| ネオジャパン | 4,000 | 1,607.00 | 6,428,000 | |
| ＰＲ　ＴＩＭＥＳ | 3,100 | 2,389.00 | 7,405,900 | |
| ラクス | 72,500 | 1,873.50 | 135,828,750 | |
| ダブルスタンダード | 5,500 | 1,590.00 | 8,745,000 | |
| オープンドア | 10,700 | 637.00 | 6,815,900 | |
| アカツキ | 7,500 | 2,798.00 | 20,985,000 | |
| Ｕｂｉｃｏｍホールディングス | 4,900 | 1,302.00 | 6,379,800 | |
| カナミックネットワーク | 19,400 | 432.00 | 8,380,800 | |
| レンゴー | 139,800 | 810.10 | 113,251,980 | |
| トーモク | 8,800 | 2,366.00 | 20,820,800 | |
| ザ・パック | 11,300 | 3,405.00 | 38,476,500 | |
| チェンジホールディングス | 37,900 | 1,291.00 | 48,928,900 | |
| オークネット | 7,100 | 2,440.00 | 17,324,000 | |
| マクロミル | 29,400 | 1,273.00 | 37,426,200 | |
| オロ | 6,500 | 2,554.00 | 16,601,000 | |
| ユーザーローカル | 6,500 | 1,736.00 | 11,284,000 | |
| ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ | 12,300 | 3,180.00 | 39,114,000 | |
| マネーフォワード | 37,500 | 4,231.00 | 158,662,500 | |
| レゾナック・ホールディングス | 137,900 | 3,540.00 | 488,166,000 | |
| 住友化学 | 1,235,200 | 368.30 | 454,924,160 | |
| 住友精化 | 7,200 | 5,100.00 | 36,720,000 | |
| 日産化学 | 78,900 | 4,540.00 | 358,206,000 | |
| ラサ工業 | 5,500 | 2,621.00 | 14,415,500 | |
| クレハ | 31,800 | 2,826.00 | 89,866,800 | |
| 多木化学 | 6,000 | 3,470.00 | 20,820,000 | |
| テイカ | 11,100 | 1,486.00 | 16,494,600 | |
| 石原産業 | 25,500 | 1,735.00 | 44,242,500 | |
| 日本曹達 | 32,600 | 2,911.00 | 94,898,600 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 東ソー | 205,000 | 2,100.50 | 430,602,500 | |
| トクヤマ | 49,700 | 2,798.00 | 139,060,600 | |
| セントラル硝子 | 19,300 | 3,345.00 | 64,558,500 | |
| 東亜合成 | 71,300 | 1,403.00 | 100,033,900 | |
| 大阪ソーダ | 53,600 | 1,522.00 | 81,579,200 | |
| 関東電化工業 | 33,200 | 892.00 | 29,614,400 | |
| ＳＵＮ　ＡＳＴＥＲＩＳＫ | 10,900 | 594.00 | 6,474,600 | |
| デンカ | 55,700 | 2,160.00 | 120,312,000 | |
| イビデン | 88,800 | 4,354.00 | 386,635,200 | |
| 信越化学工業 | 1,366,200 | 4,486.00 | 6,128,773,200 | |
| 日本カーバイド工業 | 8,000 | 1,922.00 | 15,376,000 | |
| プラスアルファ・コンサルティング | 19,400 | 1,383.00 | 26,830,200 | |
| 電算システムホールディングス | 6,800 | 2,615.00 | 17,782,000 | |
| 堺化学工業 | 10,700 | 2,730.00 | 29,211,000 | |
| 第一稀元素化学工業 | 16,800 | 722.00 | 12,129,600 | |
| エア・ウォーター | 145,000 | 1,933.00 | 280,285,000 | |
| 日本酸素ホールディングス | 149,000 | 4,830.00 | 719,670,000 | |
| 日本化学工業 | 5,700 | 2,298.00 | 13,098,600 | |
| 日本パーカライジング | 68,400 | 1,318.00 | 90,151,200 | |
| 高圧ガス工業 | 22,500 | 949.00 | 21,352,500 | |
| 四国化成ホールディングス | 17,300 | 1,890.00 | 32,697,000 | |
| 戸田工業 | 3,500 | 1,194.00 | 4,179,000 | |
| ステラ　ケミファ | 8,200 | 4,075.00 | 33,415,000 | |
| 保土谷化学工業 | 4,900 | 3,285.00 | 16,096,500 | |
| 日本触媒 | 98,300 | 1,830.00 | 179,889,000 | |
| 大日精化工業 | 10,600 | 3,125.00 | 33,125,000 | |
| カネカ | 37,700 | 3,812.00 | 143,712,400 | |
| 協和キリン | 180,800 | 2,248.00 | 406,438,400 | |
| ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ | 46,800 | 1,450.00 | 67,860,000 | |
| 三菱瓦斯化学 | 124,500 | 2,367.50 | 294,753,750 | |
| 三井化学 | 138,200 | 3,496.00 | 483,147,200 | |
| 東京応化工業 | 73,300 | 3,328.00 | 243,942,400 | |
| 大阪有機化学工業 | 12,800 | 2,521.00 | 32,268,800 | |
| 三菱ケミカルグループ | 1,122,600 | 794.10 | 891,456,660 | |
| ＫＨネオケム | 27,700 | 2,484.00 | 68,806,800 | |
| ビジョナル | 18,100 | 7,146.00 | 129,342,600 | |
| ダイセル | 174,700 | 1,338.00 | 233,748,600 | |
| 住友ベークライト | 48,400 | 3,384.00 | 163,785,600 | |
| 積水化学工業 | 305,900 | 2,569.00 | 785,857,100 | |
| 日本ゼオン | 118,500 | 1,529.00 | 181,186,500 | |
| アイカ工業 | 38,800 | 3,290.00 | 127,652,000 | |
| ＵＢＥ | 79,100 | 2,328.00 | 184,144,800 | |
| 積水樹脂 | 20,900 | 1,957.00 | 40,901,300 | |
| 旭有機材 | 10,200 | 3,925.00 | 40,035,000 | |
| ニチバン | 9,600 | 2,082.00 | 19,987,200 | |
| リケンテクノス | 28,700 | 1,076.00 | 30,881,200 | |
| 大倉工業 | 7,100 | 3,725.00 | 26,447,500 | |
| 積水化成品工業 | 21,700 | 363.00 | 7,877,100 | |
| 群栄化学工業 | 3,600 | 2,830.00 | 10,188,000 | |
| ダイキョーニシカワ | 33,900 | 623.00 | 21,119,700 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 森六ホールディングス | 8,500 | 2,027.00 | 17,229,500 | |
| 恵和 | 10,000 | 1,168.00 | 11,680,000 | |
| 日本化薬 | 104,100 | 1,367.00 | 142,304,700 | |
| カーリット | 15,200 | 1,133.00 | 17,221,600 | |
| ＣＬホールディングス | 3,700 | 801.00 | 2,963,700 | |
| プレステージ・インターナショナル | 73,800 | 714.00 | 52,693,200 | |
| プロトコーポレーション | 16,500 | 2,110.00 | 34,815,000 | |
| ハイマックス | 4,700 | 1,337.00 | 6,283,900 | |
| アミューズ | 9,600 | 1,614.00 | 15,494,400 | |
| 野村総合研究所 | 333,400 | 5,130.00 | 1,710,342,000 | |
| ドリームインキュベータ | 3,800 | 4,005.00 | 15,219,000 | |
| クイック | 10,900 | 1,960.00 | 21,364,000 | |
| 日本システム技術 | 14,300 | 1,848.00 | 26,426,400 | |
| 電通グループ | 167,600 | 3,461.00 | 580,063,600 | |
| インテージホールディングス | 8,600 | 1,709.00 | 14,697,400 | |
| テイクアンドギヴ・ニーズ | 7,500 | 939.00 | 7,042,500 | |
| 東邦システムサイエンス | 7,100 | 1,226.00 | 8,704,600 | |
| ぴあ | 5,400 | 2,720.00 | 14,688,000 | |
| イオンファンタジー | 6,800 | 2,612.00 | 17,761,600 | |
| ソースネクスト | 78,100 | 226.00 | 17,650,600 | |
| シーティーエス | 21,800 | 800.00 | 17,440,000 | |
| メディカルシステムネットワーク | 15,900 | 403.00 | 6,407,700 | |
| 日本精化 | 10,200 | 2,131.00 | 21,736,200 | |
| 扶桑化学工業 | 14,300 | 3,465.00 | 49,549,500 | |
| トリケミカル研究所 | 16,800 | 3,215.00 | 54,012,000 | |
| シンプレクス・ホールディングス | 30,000 | 2,851.00 | 85,530,000 | |
| ＨＥＲＯＺ | 6,100 | 1,028.00 | 6,270,800 | |
| ラクスル | 37,100 | 1,173.00 | 43,518,300 | |
| メルカリ | 84,800 | 2,373.50 | 201,272,800 | |
| ＩＰＳ | 4,600 | 2,242.00 | 10,313,200 | |
| システムサポートホールディングス | 6,000 | 2,067.00 | 12,402,000 | |
| ＡＤＥＫＡ | 53,500 | 2,766.50 | 148,007,750 | |
| 日油 | 180,700 | 2,189.50 | 395,642,650 | |
| ハリマ化成グループ | 11,800 | 892.00 | 10,525,600 | |
| イーソル | 10,400 | 637.00 | 6,624,800 | |
| ウイングアーク１ｓｔ | 16,100 | 3,615.00 | 58,201,500 | |
| ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス | 5,300 | 938.00 | 4,971,400 | |
| サーバーワークス | 2,600 | 2,389.00 | 6,211,400 | |
| Ｓａｎｓａｎ | 43,400 | 1,988.00 | 86,279,200 | |
| ギフティ | 13,600 | 1,397.00 | 18,999,200 | |
| 花王 | 373,800 | 6,361.00 | 2,377,741,800 | |
| 第一工業製薬 | 5,600 | 2,691.00 | 15,069,600 | |
| 石原ケミカル | 6,700 | 2,226.00 | 14,914,200 | |
| 三洋化成工業 | 9,500 | 4,000.00 | 38,000,000 | |
| メドレー | 16,900 | 3,130.00 | 52,897,000 | |
| ベース | 7,500 | 3,300.00 | 24,750,000 | |
| ＪＭＤＣ | 18,700 | 2,856.50 | 53,416,550 | |
| 武田薬品工業 | 1,368,400 | 4,450.00 | 6,089,380,000 | |
| アステラス製薬 | 1,349,000 | 1,460.00 | 1,969,540,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 住友ファーマ | 136,900 | 700.00 | 95,830,000 | |
| 塩野義製薬 | 509,900 | 2,313.00 | 1,179,398,700 | |
| 日本新薬 | 40,400 | 3,986.00 | 161,034,400 | |
| 中外製薬 | 481,300 | 6,707.00 | 3,228,079,100 | |
| 科研製薬 | 26,300 | 4,757.00 | 125,109,100 | |
| エーザイ | 200,700 | 4,286.00 | 860,200,200 | |
| 理研ビタミン | 13,200 | 2,418.00 | 31,917,600 | |
| ロート製薬 | 162,500 | 2,176.00 | 353,600,000 | |
| 小野薬品工業 | 314,700 | 1,716.50 | 540,182,550 | |
| 久光製薬 | 34,200 | 4,111.00 | 140,596,200 | |
| 持田製薬 | 19,300 | 3,270.00 | 63,111,000 | |
| 参天製薬 | 278,600 | 1,394.50 | 388,507,700 | |
| 扶桑薬品工業 | 6,000 | 2,549.00 | 15,294,000 | |
| ツムラ | 52,900 | 4,256.00 | 225,142,400 | |
| テルモ | 1,018,700 | 2,702.50 | 2,753,036,750 | |
| Ｈ．Ｕ．グループホールディングス | 46,100 | 2,762.00 | 127,328,200 | |
| キッセイ薬品工業 | 25,500 | 3,665.00 | 93,457,500 | |
| 生化学工業 | 29,300 | 780.00 | 22,854,000 | |
| 栄研化学 | 24,300 | 2,278.00 | 55,355,400 | |
| 鳥居薬品 | 8,200 | 4,395.00 | 36,039,000 | |
| ＪＣＲファーマ | 52,100 | 512.00 | 26,675,200 | |
| 東和薬品 | 20,600 | 2,782.00 | 57,309,200 | |
| 富士製薬工業 | 11,300 | 1,346.00 | 15,209,800 | |
| ゼリア新薬工業 | 24,300 | 2,183.00 | 53,046,900 | |
| ネクセラファーマ | 72,100 | 864.00 | 62,294,400 | |
| 第一三共 | 1,422,400 | 3,487.00 | 4,959,908,800 | |
| 杏林製薬 | 33,500 | 1,576.00 | 52,796,000 | |
| 大幸薬品 | 34,800 | 283.00 | 9,848,400 | |
| ダイト | 11,400 | 2,094.00 | 23,871,600 | |
| 大塚ホールディングス | 379,900 | 7,391.00 | 2,807,840,900 | |
| ペプチドリーム | 74,500 | 2,157.00 | 160,696,500 | |
| 大日本塗料 | 17,000 | 1,253.00 | 21,301,000 | |
| 日本ペイントホールディングス | 679,500 | 1,160.00 | 788,220,000 | |
| 関西ペイント | 128,600 | 2,228.50 | 286,585,100 | |
| 中国塗料 | 34,700 | 2,184.00 | 75,784,800 | |
| 藤倉化成 | 19,300 | 516.00 | 9,958,800 | |
| 太陽ホールディングス | 26,700 | 3,995.00 | 106,666,500 | |
| ＤＩＣ | 54,400 | 3,214.00 | 174,841,600 | |
| サカタインクス | 34,100 | 1,874.00 | 63,903,400 | |
| ａｒｔｉｅｎｃｅ | 27,500 | 3,175.00 | 87,312,500 | |
| アルプス技研 | 13,800 | 2,600.00 | 35,880,000 | |
| サニックス | 22,700 | 247.00 | 5,606,900 | |
| 日本空調サービス | 16,900 | 1,010.00 | 17,069,000 | |
| オリエンタルランド | 929,400 | 3,277.00 | 3,045,643,800 | |
| フォーカスシステムズ | 10,300 | 1,094.00 | 11,268,200 | |
| ダスキン | 34,400 | 3,721.00 | 128,002,400 | |
| パーク２４ | 117,800 | 1,997.00 | 235,246,600 | |
| 明光ネットワークジャパン | 19,100 | 740.00 | 14,134,000 | |
| ファルコホールディングス | 6,400 | 2,412.00 | 15,436,800 | |
| クレスコ | 25,100 | 1,181.00 | 29,643,100 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フジ・メディア・ホールディングス | 147,800 | 2,415.00 | 356,937,000 | |
| ラウンドワン | 148,700 | 1,053.00 | 156,581,100 | |
| リゾートトラスト | 62,200 | 2,998.00 | 186,475,600 | |
| オービック | 285,600 | 4,354.00 | 1,243,502,400 | |
| ジャストシステム | 22,300 | 3,575.00 | 79,722,500 | |
| ＴＤＣソフト | 25,900 | 1,325.00 | 34,317,500 | |
| ＬＩＮＥヤフー | 2,459,800 | 528.10 | 1,299,020,380 | |
| ビー・エム・エル | 19,300 | 2,832.00 | 54,657,600 | |
| トレンドマイクロ | 80,700 | 10,045.00 | 810,631,500 | |
| ＩＤホールディングス | 10,400 | 1,782.00 | 18,532,800 | |
| リソー教育 | 98,300 | 270.00 | 26,541,000 | |
| 日本オラクル | 29,400 | 14,125.00 | 415,275,000 | |
| 早稲田アカデミー | 8,700 | 2,020.00 | 17,574,000 | |
| アルファシステムズ | 4,900 | 3,400.00 | 16,660,000 | |
| フューチャー | 38,100 | 1,835.00 | 69,913,500 | |
| ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ | 9,500 | 1,984.00 | 18,848,000 | |
| ユー・エス・エス | 324,300 | 1,411.00 | 457,587,300 | |
| オービックビジネスコンサルタント | 25,900 | 7,128.00 | 184,615,200 | |
| アイティフォー | 18,000 | 1,410.00 | 25,380,000 | |
| 東京個別指導学院 | 18,700 | 338.00 | 6,320,600 | |
| 東計電算 | 4,200 | 4,465.00 | 18,753,000 | |
| サイバーエージェント | 348,300 | 1,100.00 | 383,130,000 | |
| 楽天グループ | 1,110,300 | 911.40 | 1,011,927,420 | |
| クリーク・アンド・リバー社 | 7,900 | 1,692.00 | 13,366,800 | |
| ＳＢＩグローバルアセットマネジメント | 30,900 | 682.00 | 21,073,800 | |
| テー・オー・ダブリュー | 31,100 | 315.00 | 9,796,500 | |
| 大塚商会 | 174,200 | 3,277.00 | 570,853,400 | |
| サイボウズ | 21,100 | 2,696.00 | 56,885,600 | |
| 山田コンサルティンググループ | 7,900 | 1,739.00 | 13,738,100 | |
| セントラルスポーツ | 6,000 | 2,476.00 | 14,856,000 | |
| パラカ | 4,900 | 1,840.00 | 9,016,000 | |
| 電通総研 | 14,900 | 6,320.00 | 94,168,000 | |
| ＡＣＣＥＳＳ | 16,100 | 970.00 | 15,617,000 | |
| デジタルガレージ | 24,500 | 4,495.00 | 110,127,500 | |
| イーエムシステムズ | 25,600 | 783.00 | 20,044,800 | |
| ウェザーニューズ | 12,200 | 3,395.00 | 41,419,000 | |
| ＣＩＪ | 38,200 | 455.00 | 17,381,000 | |
| ビジネスエンジニアリング | 3,600 | 3,780.00 | 13,608,000 | |
| WOWOW | 11,500 | 1,016.00 | 11,684,000 | |
| スカラ | 14,200 | 417.00 | 5,921,400 | |
| フルキャストホールディングス | 12,800 | 1,588.00 | 20,326,400 | |
| エン・ジャパン | 25,600 | 1,725.00 | 44,160,000 | |
| セルソース | 10,200 | 810.00 | 8,262,000 | |
| あすか製薬ホールディングス | 14,100 | 2,214.00 | 31,217,400 | |
| サワイグループホールディングス | 90,600 | 2,063.00 | 186,907,800 | |
| 富士フイルムホールディングス | 927,300 | 3,075.00 | 2,851,447,500 | |
| コニカミノルタ | 345,800 | 560.20 | 193,717,160 | |
| 資生堂 | 321,100 | 2,822.00 | 906,144,200 | |
| ライオン | 195,800 | 1,748.50 | 342,356,300 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 高砂香料工業 | 10,300 | 6,780.00 | 69,834,000 | |
| マンダム | 30,600 | 1,311.00 | 40,116,600 | |
| ミルボン | 24,600 | 3,045.00 | 74,907,000 | |
| コーセー | 31,300 | 6,807.00 | 213,059,100 | |
| コタ | 15,600 | 1,495.00 | 23,322,000 | |
| ポーラ・オルビスホールディングス | 78,800 | 1,263.50 | 99,563,800 | |
| ノエビアホールディングス | 13,800 | 4,245.00 | 58,581,000 | |
| 新日本製薬 | 8,800 | 2,363.00 | 20,794,400 | |
| Ｉ－ｎｅ | 5,200 | 1,663.00 | 8,647,600 | |
| アクシージア | 10,200 | 427.00 | 4,355,400 | |
| エステー | 12,400 | 1,470.00 | 18,228,000 | |
| コニシ | 48,500 | 1,252.00 | 60,722,000 | |
| 長谷川香料 | 29,400 | 2,834.00 | 83,319,600 | |
| 小林製薬 | 40,400 | 5,613.00 | 226,765,200 | |
| 荒川化学工業 | 14,300 | 1,191.00 | 17,031,300 | |
| メック | 12,600 | 2,539.00 | 31,991,400 | |
| 日本高純度化学 | 3,800 | 3,260.00 | 12,388,000 | |
| タカラバイオ | 48,400 | 837.00 | 40,510,800 | |
| ＪＣＵ | 17,000 | 3,395.00 | 57,715,000 | |
| ＯＡＴアグリオ | 6,400 | 2,060.00 | 13,184,000 | |
| デクセリアルズ | 133,200 | 1,909.00 | 254,278,800 | |
| アース製薬 | 14,100 | 5,010.00 | 70,641,000 | |
| 北興化学工業 | 13,800 | 1,291.00 | 17,815,800 | |
| 大成ラミック | 4,600 | 2,562.00 | 11,785,200 | |
| クミアイ化学工業 | 61,100 | 825.00 | 50,407,500 | |
| 日本農薬 | 23,600 | 751.00 | 17,723,600 | |
| ニチレキグループ | 16,400 | 2,269.00 | 37,211,600 | |
| ユシロ化学工業 | 7,800 | 2,049.00 | 15,982,200 | |
| 富士石油 | 40,400 | 324.00 | 13,089,600 | |
| 出光興産 | 718,800 | 1,068.50 | 768,037,800 | |
| ＥＮＥＯＳホールディングス | 2,608,600 | 799.90 | 2,086,619,140 | |
| コスモエネルギーホールディングス | 50,700 | 6,540.00 | 331,578,000 | |
| ＡＮＹＣＯＬＯＲ | 20,700 | 2,879.00 | 59,595,300 | |
| テスホールディングス | 32,700 | 270.00 | 8,829,000 | |
| インフロニア・ホールディングス | 157,500 | 1,199.50 | 188,921,250 | |
| 横浜ゴム | 77,800 | 3,521.00 | 273,933,800 | |
| ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ | 88,300 | 2,609.00 | 230,374,700 | |
| ブリヂストン | 450,100 | 6,023.00 | 2,710,952,300 | |
| 住友ゴム工業 | 150,900 | 1,856.00 | 280,070,400 | |
| 藤倉コンポジット | 14,700 | 1,454.00 | 21,373,800 | |
| オカモト | 8,100 | 5,260.00 | 42,606,000 | |
| アキレス | 8,300 | 1,449.00 | 12,026,700 | |
| フコク | 9,100 | 1,694.00 | 15,415,400 | |
| ニッタ | 15,100 | 3,785.00 | 57,153,500 | |
| 住友理工 | 29,800 | 1,729.00 | 51,524,200 | |
| 三ツ星ベルト | 21,300 | 3,940.00 | 83,922,000 | |
| バンドー化学 | 23,000 | 1,738.00 | 39,974,000 | |
| ＡＧＣ | 149,600 | 4,740.00 | 709,104,000 | |
| 日本板硝子 | 78,700 | 468.00 | 36,831,600 | |
| 有沢製作所 | 23,200 | 1,414.00 | 32,804,800 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本電気硝子 | 51,300 | 3,503.00 | 179,703,900 | |
| オハラ | 7,300 | 1,096.00 | 8,000,800 | |
| 住友大阪セメント | 26,600 | 3,615.00 | 96,159,000 | |
| 太平洋セメント | 94,900 | 3,901.00 | 370,204,900 | |
| 日本ヒューム | 13,600 | 1,921.00 | 26,125,600 | |
| 日本コンクリート工業 | 29,700 | 370.00 | 10,989,000 | |
| 三谷セキサン | 5,400 | 6,250.00 | 33,750,000 | |
| アジアパイルホールディングス | 21,900 | 907.00 | 19,863,300 | |
| 東海カーボン | 141,800 | 973.30 | 138,013,940 | |
| 日本カーボン | 8,800 | 4,160.00 | 36,608,000 | |
| 東洋炭素 | 10,800 | 3,965.00 | 42,822,000 | |
| ノリタケ | 17,000 | 3,620.00 | 61,540,000 | |
| ＴＯＴＯ | 111,600 | 4,000.00 | 446,400,000 | |
| 日本碍子 | 170,900 | 1,891.00 | 323,171,900 | |
| 日本特殊陶業 | 125,700 | 4,530.00 | 569,421,000 | |
| ＭＡＲＵＷＡ | 6,400 | 31,310.00 | 200,384,000 | |
| 品川リフラクトリーズ | 18,900 | 1,786.00 | 33,755,400 | |
| 黒崎播磨 | 10,400 | 2,638.00 | 27,435,200 | |
| ヨータイ | 7,800 | 1,701.00 | 13,267,800 | |
| フジミインコーポレーテッド | 41,400 | 2,050.00 | 84,870,000 | |
| ニチアス | 39,100 | 4,302.00 | 168,208,200 | |
| 日本製鉄 | 801,100 | 3,380.00 | 2,707,718,000 | |
| 神戸製鋼所 | 318,200 | 1,870.50 | 595,193,100 | |
| 中山製鋼所 | 32,800 | 785.00 | 25,748,000 | |
| 合同製鐵 | 8,900 | 4,150.00 | 36,935,000 | |
| ＪＦＥホールディングス | 476,700 | 1,971.50 | 939,814,050 | |
| 東京製鐵 | 44,100 | 1,668.00 | 73,558,800 | |
| 共英製鋼 | 15,600 | 1,967.00 | 30,685,200 | |
| 大和工業 | 29,800 | 7,840.00 | 233,632,000 | |
| 東京鐵鋼 | 7,000 | 6,080.00 | 42,560,000 | |
| 大阪製鐵 | 7,300 | 3,165.00 | 23,104,500 | |
| 淀川製鋼所 | 14,600 | 5,910.00 | 86,286,000 | |
| 中部鋼鈑 | 10,400 | 2,276.00 | 23,670,400 | |
| 丸一鋼管 | 48,300 | 3,499.00 | 169,001,700 | |
| モリ工業 | 3,700 | 5,200.00 | 19,240,000 | |
| 大同特殊鋼 | 99,800 | 1,261.50 | 125,897,700 | |
| 日本冶金工業 | 10,700 | 4,315.00 | 46,170,500 | |
| 山陽特殊製鋼 | 15,800 | 2,745.00 | 43,371,000 | |
| 愛知製鋼 | 9,200 | 7,040.00 | 64,768,000 | |
| 大平洋金属 | 14,600 | 1,894.00 | 27,652,400 | |
| 新日本電工 | 94,800 | 289.00 | 27,397,200 | |
| 栗本鐵工所 | 7,300 | 4,830.00 | 35,259,000 | |
| 日本製鋼所 | 46,900 | 5,726.00 | 268,549,400 | |
| 三菱製鋼 | 11,700 | 1,638.00 | 19,164,600 | |
| 日本精線 | 12,600 | 1,355.00 | 17,073,000 | |
| エンビプロ・ホールディングス | 15,700 | 454.00 | 7,127,800 | |
| 大紀アルミニウム工業所 | 22,800 | 1,045.00 | 23,826,000 | |
| 日本軽金属ホールディングス | 46,300 | 1,603.00 | 74,218,900 | |
| 三井金属鉱業 | 39,700 | 4,421.00 | 175,513,700 | |
| 東邦亜鉛 | 12,500 | 620.00 | 7,750,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三菱マテリアル | 113,100 | 2,515.00 | 284,446,500 | |
| 住友金属鉱山 | 200,000 | 3,219.00 | 643,800,000 | |
| ＤＯＷＡホールディングス | 42,800 | 4,801.00 | 205,482,800 | |
| 古河機械金属 | 20,800 | 2,189.00 | 45,531,200 | |
| 大阪チタニウムテクノロジーズ | 27,400 | 2,035.00 | 55,759,000 | |
| 東邦チタニウム | 32,800 | 1,141.00 | 37,424,800 | |
| ＵＡＣＪ | 22,400 | 5,160.00 | 115,584,000 | |
| ＣＫサンエツ | 2,900 | 4,095.00 | 11,875,500 | |
| 古河電気工業 | 51,500 | 5,835.00 | 300,502,500 | |
| 住友電気工業 | 546,200 | 2,625.00 | 1,433,775,000 | |
| フジクラ | 169,600 | 5,773.00 | 979,100,800 | |
| ＳＷＣＣ | 21,200 | 5,700.00 | 120,840,000 | |
| 平河ヒューテック | 10,100 | 1,441.00 | 14,554,100 | |
| いよぎんホールディングス | 197,700 | 1,594.00 | 315,133,800 | |
| しずおかフィナンシャルグループ | 332,800 | 1,551.00 | 516,172,800 | |
| ちゅうぎんフィナンシャルグループ | 127,200 | 1,610.00 | 204,792,000 | |
| 楽天銀行 | 70,100 | 5,629.00 | 394,592,900 | |
| 京都フィナンシャルグループ | 190,000 | 2,207.00 | 419,330,000 | |
| リョービ | 16,800 | 2,373.00 | 39,866,400 | |
| ＡＲＥホールディングス | 64,000 | 1,963.00 | 125,632,000 | |
| 東洋製罐グループホールディングス | 101,000 | 2,452.50 | 247,702,500 | |
| ホッカンホールディングス | 8,500 | 1,754.00 | 14,909,000 | |
| コロナ | 8,900 | 970.00 | 8,633,000 | |
| 横河ブリッジホールディングス | 27,200 | 2,589.00 | 70,420,800 | |
| 三和ホールディングス | 156,200 | 5,048.00 | 788,497,600 | |
| 文化シヤッター | 41,500 | 1,860.00 | 77,190,000 | |
| 三協立山 | 19,800 | 614.00 | 12,157,200 | |
| アルインコ | 12,000 | 1,061.00 | 12,732,000 | |
| ＬＩＸＩＬ | 230,700 | 1,810.50 | 417,682,350 | |
| ノーリツ | 22,500 | 1,745.00 | 39,262,500 | |
| 長府製作所 | 17,600 | 1,942.00 | 34,179,200 | |
| リンナイ | 84,100 | 3,473.00 | 292,079,300 | |
| ユニプレス | 27,500 | 1,084.00 | 29,810,000 | |
| 日東精工 | 23,100 | 584.00 | 13,490,400 | |
| 岡部 | 28,200 | 862.00 | 24,308,400 | |
| ジーテクト | 17,600 | 1,726.00 | 30,377,600 | |
| 東プレ | 27,800 | 1,876.00 | 52,152,800 | |
| 高周波熱錬 | 23,500 | 1,008.00 | 23,688,000 | |
| 東京製綱 | 9,400 | 1,327.00 | 12,473,800 | |
| サンコール | 17,500 | 344.00 | 6,020,000 | |
| パイオラックス | 21,200 | 2,389.00 | 50,646,800 | |
| エイチワン | 16,300 | 1,125.00 | 18,337,500 | |
| 日本発条 | 139,900 | 1,658.50 | 232,024,150 | |
| 中央発條 | 10,200 | 1,693.00 | 17,268,600 | |
| 三浦工業 | 71,800 | 3,055.00 | 219,349,000 | |
| タクマ | 52,400 | 1,749.00 | 91,647,600 | |
| テクノプロ・ホールディングス | 95,900 | 3,120.00 | 299,208,000 | |
| アイ・アールジャパンホールディングス | 8,100 | 699.00 | 5,661,900 | |
| ＫｅｅＰｅｒ技研 | 9,800 | 4,130.00 | 40,474,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Ｇｕｎｏｓｙ | 12,600 | 573.00 | 7,219,800 | |
| イー・ガーディアン | 7,500 | 2,145.00 | 16,087,500 | |
| ジャパンマテリアル | 48,300 | 1,343.00 | 64,866,900 | |
| ベクトル | 21,400 | 934.00 | 19,987,600 | |
| チャーム・ケア・コーポレーション | 13,200 | 1,280.00 | 16,896,000 | |
| キャリアリンク | 5,800 | 2,348.00 | 13,618,400 | |
| ＩＢＪ | 12,000 | 673.00 | 8,076,000 | |
| アサンテ | 7,700 | 1,644.00 | 12,658,800 | |
| バリューＨＲ | 14,200 | 1,463.00 | 20,774,600 | |
| Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ | 12,700 | 2,907.00 | 36,918,900 | |
| ライドオンエクスプレスホールディングス | 6,300 | 1,049.00 | 6,608,700 | |
| シグマクシス・ホールディングス | 46,200 | 921.00 | 42,550,200 | |
| ウィルグループ | 13,300 | 1,021.00 | 13,579,300 | |
| メドピア | 12,700 | 481.00 | 6,108,700 | |
| リクルートホールディングス | 1,229,800 | 9,136.00 | 11,235,452,800 | |
| エラン | 20,700 | 761.00 | 15,752,700 | |
| ツガミ | 33,200 | 1,711.00 | 56,805,200 | |
| オークマ | 27,100 | 3,515.00 | 95,256,500 | |
| 芝浦機械 | 20,300 | 3,810.00 | 77,343,000 | |
| アマダ | 215,100 | 1,486.50 | 319,746,150 | |
| アイダエンジニアリング | 34,600 | 872.00 | 30,171,200 | |
| ＦＵＪＩ | 67,300 | 2,191.00 | 147,454,300 | |
| 牧野フライス製作所 | 17,100 | 12,050.00 | 206,055,000 | |
| オーエスジー | 68,200 | 1,732.00 | 118,122,400 | |
| 旭ダイヤモンド工業 | 38,500 | 852.00 | 32,802,000 | |
| ＤＭＧ森精機 | 97,600 | 3,247.00 | 316,907,200 | |
| ソディック | 40,900 | 907.00 | 37,096,300 | |
| ディスコ | 74,500 | 33,020.00 | 2,459,990,000 | |
| 日東工器 | 6,000 | 2,034.00 | 12,204,000 | |
| 日進工具 | 12,800 | 768.00 | 9,830,400 | |
| 冨士ダイス | 11,400 | 820.00 | 9,348,000 | |
| 日本郵政 | 1,765,400 | 1,561.50 | 2,756,672,100 | |
| ベルシステム２４ホールディングス | 16,900 | 1,256.00 | 21,226,400 | |
| 鎌倉新書 | 13,500 | 464.00 | 6,264,000 | |
| エアトリ | 11,500 | 1,030.00 | 11,845,000 | |
| アトラエ | 11,000 | 657.00 | 7,227,000 | |
| ストライク | 7,700 | 3,100.00 | 23,870,000 | |
| ソラスト | 43,500 | 466.00 | 20,271,000 | |
| セラク | 4,900 | 1,753.00 | 8,589,700 | |
| インソース | 34,200 | 819.00 | 28,009,800 | |
| 豊田自動織機 | 130,800 | 13,065.00 | 1,708,902,000 | |
| リケンＮＰＲ | 19,400 | 2,625.00 | 50,925,000 | |
| 島精機製作所 | 24,600 | 960.00 | 23,616,000 | |
| オプトラン | 25,300 | 1,618.00 | 40,935,400 | |
| イワキ | 10,300 | 2,390.00 | 24,617,000 | |
| フリュー | 14,500 | 1,018.00 | 14,761,000 | |
| ヤマシンフィルタ | 32,800 | 603.00 | 19,778,400 | |
| 日阪製作所 | 18,800 | 1,028.00 | 19,326,400 | |
| やまびこ | 25,200 | 2,532.00 | 63,806,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 野村マイクロ・サイエンス | 25,600 | 2,459.00 | 62,950,400 | |
| 平田機工 | 7,400 | 4,835.00 | 35,779,000 | |
| ＰＥＧＡＳＵＳ | 17,100 | 516.00 | 8,823,600 | |
| マルマエ | 6,700 | 1,427.00 | 9,560,900 | |
| タツモ | 11,000 | 2,119.00 | 23,309,000 | |
| ナブテスコ | 97,100 | 2,448.00 | 237,700,800 | |
| 三井海洋開発 | 19,500 | 4,115.00 | 80,242,500 | |
| レオン自動機 | 16,300 | 1,253.00 | 20,423,900 | |
| ＳＭＣ | 46,300 | 58,750.00 | 2,720,125,000 | |
| ホソカワミクロン | 10,800 | 4,020.00 | 43,416,000 | |
| ユニオンツール | 6,800 | 4,250.00 | 28,900,000 | |
| 瑞光 | 9,900 | 1,185.00 | 11,731,500 | |
| オイレス工業 | 20,900 | 2,393.00 | 50,013,700 | |
| 日精エー・エス・ビー機械 | 5,400 | 4,960.00 | 26,784,000 | |
| サトーホールディングス | 19,300 | 2,125.00 | 41,012,500 | |
| 技研製作所 | 14,500 | 1,483.00 | 21,503,500 | |
| 日本エアーテック | 7,200 | 1,082.00 | 7,790,400 | |
| 日精樹脂工業 | 10,200 | 897.00 | 9,149,400 | |
| ワイエイシイホールディングス | 15,800 | 918.00 | 14,504,400 | |
| 小松製作所 | 763,300 | 4,407.00 | 3,363,863,100 | |
| 住友重機械工業 | 91,700 | 3,217.00 | 294,998,900 | |
| 日立建機 | 61,600 | 3,952.00 | 243,443,200 | |
| 日工 | 23,100 | 698.00 | 16,123,800 | |
| 巴工業 | 6,100 | 3,910.00 | 23,851,000 | |
| 井関農機 | 14,500 | 1,163.00 | 16,863,500 | |
| ＴＯＷＡ | 47,500 | 1,511.00 | 71,772,500 | |
| 北川鉄工所 | 6,100 | 1,237.00 | 7,545,700 | |
| ローツェ | 80,900 | 1,574.00 | 127,336,600 | |
| クボタ | 792,100 | 1,945.50 | 1,541,030,550 | |
| 荏原実業 | 7,400 | 3,940.00 | 29,156,000 | |
| 東洋エンジニアリング | 22,300 | 747.00 | 16,658,100 | |
| 三菱化工機 | 5,500 | 3,840.00 | 21,120,000 | |
| 月島ホールディングス | 20,800 | 1,638.00 | 34,070,400 | |
| 帝国電機製作所 | 10,600 | 3,110.00 | 32,966,000 | |
| 新東工業 | 34,400 | 881.00 | 30,306,400 | |
| 澁谷工業 | 14,500 | 3,260.00 | 47,270,000 | |
| アイチコーポレーション | 25,600 | 1,488.00 | 38,092,800 | |
| 小森コーポレーション | 38,000 | 1,285.00 | 48,830,000 | |
| 鶴見製作所 | 11,700 | 3,445.00 | 40,306,500 | |
| 酒井重工業 | 6,100 | 2,230.00 | 13,603,000 | |
| 荏原製作所 | 317,900 | 2,424.00 | 770,589,600 | |
| 西島製作所 | 13,400 | 2,256.00 | 30,230,400 | |
| 北越工業 | 15,600 | 1,988.00 | 31,012,800 | |
| ダイキン工業 | 201,600 | 17,030.00 | 3,433,248,000 | |
| オルガノ | 24,000 | 6,460.00 | 155,040,000 | |
| トーヨーカネツ | 5,800 | 3,855.00 | 22,359,000 | |
| 栗田工業 | 86,600 | 4,834.00 | 418,624,400 | |
| 椿本チエイン | 70,200 | 1,935.00 | 135,837,000 | |
| 日機装 | 39,800 | 1,286.00 | 51,182,800 | |
| 木村化工機 | 11,800 | 778.00 | 9,180,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| レイズネクスト | 21,900 | 1,593.00 | 34,886,700 | |
| アネスト岩田 | 26,300 | 1,242.00 | 32,664,600 | |
| ダイフク | 261,300 | 3,695.00 | 965,503,500 | |
| サムコ | 3,700 | 2,854.00 | 10,559,800 | |
| タダノ | 89,000 | 1,092.50 | 97,232,500 | |
| フジテック | 49,800 | 5,710.00 | 284,358,000 | |
| ＣＫＤ | 42,900 | 2,161.00 | 92,706,900 | |
| 平和 | 51,600 | 2,385.00 | 123,066,000 | |
| 理想科学工業 | 24,700 | 1,356.00 | 33,493,200 | |
| ＳＡＮＫＹＯ | 179,000 | 2,165.00 | 387,535,000 | |
| 日本金銭機械 | 18,700 | 1,116.00 | 20,869,200 | |
| マースグループホールディングス | 10,400 | 3,240.00 | 33,696,000 | |
| フクシマガリレイ | 22,700 | 2,816.00 | 63,923,200 | |
| ダイコク電機 | 6,800 | 2,769.00 | 18,829,200 | |
| 竹内製作所 | 28,000 | 5,380.00 | 150,640,000 | |
| アマノ | 43,900 | 3,878.00 | 170,244,200 | |
| ＪＵＫＩ | 24,200 | 450.00 | 10,890,000 | |
| ジャノメ | 13,500 | 1,020.00 | 13,770,000 | |
| ブラザー工業 | 207,000 | 2,765.00 | 572,355,000 | |
| マックス | 19,100 | 4,365.00 | 83,371,500 | |
| モリタホールディングス | 24,200 | 2,075.00 | 50,215,000 | |
| グローリー | 40,700 | 2,704.50 | 110,073,150 | |
| 新晃工業 | 44,300 | 1,207.00 | 53,470,100 | |
| 大和冷機工業 | 23,800 | 1,764.00 | 41,983,200 | |
| セガサミーホールディングス | 138,300 | 2,922.50 | 404,181,750 | |
| ＴＰＲ | 19,600 | 2,410.00 | 47,236,000 | |
| ツバキ・ナカシマ | 38,100 | 438.00 | 16,687,800 | |
| ホシザキ | 99,800 | 6,146.00 | 613,370,800 | |
| 大豊工業 | 13,500 | 638.00 | 8,613,000 | |
| 日本精工 | 286,700 | 655.90 | 188,046,530 | |
| ＮＴＮ | 366,400 | 248.30 | 90,977,120 | |
| ジェイテクト | 137,800 | 1,144.00 | 157,643,200 | |
| 不二越 | 11,400 | 3,460.00 | 39,444,000 | |
| ミネベアミツミ | 269,200 | 2,330.00 | 627,236,000 | |
| 日本トムソン | 42,100 | 523.00 | 22,018,300 | |
| ＴＨＫ | 89,300 | 3,738.00 | 333,803,400 | |
| ユーシン精機 | 14,400 | 663.00 | 9,547,200 | |
| 前澤給装工業 | 11,000 | 1,324.00 | 14,564,000 | |
| イーグル工業 | 17,100 | 2,032.00 | 34,747,200 | |
| ＰＩＬＬＡＲ | 14,400 | 3,620.00 | 52,128,000 | |
| キッツ | 51,900 | 1,179.00 | 61,190,100 | |
| 日立製作所 | 3,939,200 | 3,703.00 | 14,586,857,600 | |
| 三菱電機 | 1,575,200 | 2,647.00 | 4,169,554,400 | |
| 富士電機 | 94,200 | 6,569.00 | 618,799,800 | |
| 安川電機 | 168,400 | 4,122.00 | 694,144,800 | |
| シンフォニア　テクノロジー | 15,500 | 6,320.00 | 97,960,000 | |
| 明電舎 | 26,100 | 4,270.00 | 111,447,000 | |
| 山洋電気 | 6,700 | 8,700.00 | 58,290,000 | |
| デンヨー | 11,700 | 2,660.00 | 31,122,000 | |
| ＰＨＣホールディングス | 29,000 | 1,086.00 | 31,494,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ | 108,400 | 3,000.00 | 325,200,000 | |
| ソシオネクスト | 154,400 | 2,081.50 | 321,383,600 | |
| ベイカレント | 115,700 | 5,887.00 | 681,125,900 | |
| Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ | 3,500 | 751.00 | 2,628,500 | |
| アイモバイル | 19,900 | 484.00 | 9,631,600 | |
| ＭＳ－Ｊａｐａｎ | 8,600 | 1,014.00 | 8,720,400 | |
| ジャパンエレベーターサービスホールディングス | 61,300 | 2,590.00 | 158,767,000 | |
| エル・ティー・エス | 2,100 | 2,060.00 | 4,326,000 | |
| ミダックホールディングス | 9,600 | 2,050.00 | 19,680,000 | |
| キュービーネットホールディングス | 9,100 | 1,046.00 | 9,518,600 | |
| オープングループ | 24,900 | 278.00 | 6,922,200 | |
| 三櫻工業 | 21,200 | 681.00 | 14,437,200 | |
| マキタ | 192,600 | 5,205.00 | 1,002,483,000 | |
| 東芝テック | 23,300 | 2,928.00 | 68,222,400 | |
| 芝浦メカトロニクス | 11,200 | 7,280.00 | 81,536,000 | |
| マブチモーター | 67,900 | 2,355.00 | 159,904,500 | |
| ニデック | 683,700 | 2,690.50 | 1,839,494,850 | |
| ユー・エム・シー・エレクトロニクス | 9,900 | 311.00 | 3,078,900 | |
| トレックス・セミコンダクター | 7,300 | 1,276.00 | 9,314,800 | |
| 東光高岳 | 8,300 | 2,004.00 | 16,633,200 | |
| ダブル・スコープ | 47,600 | 277.00 | 13,185,200 | |
| 宮越ホールディングス | 6,900 | 1,235.00 | 8,521,500 | |
| ダイヘン | 14,600 | 6,700.00 | 97,820,000 | |
| ヤーマン | 30,000 | 830.00 | 24,900,000 | |
| ＪＶＣケンウッド | 122,100 | 1,280.00 | 156,288,000 | |
| ミマキエンジニアリング | 12,800 | 1,350.00 | 17,280,000 | |
| 大崎電気工業 | 33,400 | 799.00 | 26,686,600 | |
| オムロン | 141,800 | 4,721.00 | 669,437,800 | |
| 日東工業 | 20,700 | 3,315.00 | 68,620,500 | |
| ＩＤＥＣ | 23,000 | 2,628.00 | 60,444,000 | |
| ジーエス・ユアサ　コーポレーション | 69,100 | 2,517.00 | 173,924,700 | |
| テクノメディカ | 2,900 | 1,744.00 | 5,057,600 | |
| ダイヤモンドエレクトリックホールディングス | 6,300 | 629.00 | 3,962,700 | |
| 日本電気 | 219,000 | 14,700.00 | 3,219,300,000 | |
| 富士通 | 1,425,100 | 3,032.00 | 4,320,903,200 | |
| 沖電気工業 | 75,100 | 960.00 | 72,096,000 | |
| 電気興業 | 6,300 | 1,610.00 | 10,143,000 | |
| サンケン電気 | 15,900 | 7,464.00 | 118,677,600 | |
| アイホン | 9,500 | 2,655.00 | 25,222,500 | |
| ルネサスエレクトロニクス | 1,179,800 | 2,338.50 | 2,758,962,300 | |
| セイコーエプソン | 198,600 | 2,499.50 | 496,400,700 | |
| ワコム | 108,900 | 622.00 | 67,735,800 | |
| アルバック | 34,000 | 5,390.00 | 183,260,000 | |
| アクセル | 7,700 | 1,186.00 | 9,132,200 | |
| ＥＩＺＯ | 20,100 | 2,232.00 | 44,863,200 | |
| ジャパンディスプレイ | 667,000 | 17.00 | 11,339,000 | |
| 日本信号 | 35,200 | 912.00 | 32,102,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 京三製作所 | 36,000 | 495.00 | 17,820,000 | |
| 能美防災 | 20,800 | 3,105.00 | 64,584,000 | |
| ホーチキ | 9,900 | 2,580.00 | 25,542,000 | |
| エレコム | 36,900 | 1,715.00 | 63,283,500 | |
| パナソニック　ホールディングス | 1,829,700 | 1,790.00 | 3,275,163,000 | |
| シャープ | 223,700 | 959.60 | 214,662,520 | |
| アンリツ | 109,100 | 1,358.50 | 148,212,350 | |
| 富士通ゼネラル | 43,800 | 2,759.00 | 120,844,200 | |
| ソニーグループ | 5,290,900 | 3,458.00 | 18,295,932,200 | |
| ＴＤＫ | 1,337,400 | 1,558.50 | 2,084,337,900 | |
| 帝国通信工業 | 6,800 | 2,453.00 | 16,680,400 | |
| タムラ製作所 | 61,600 | 534.00 | 32,894,400 | |
| アルプスアルパイン | 125,800 | 1,584.50 | 199,330,100 | |
| 日本電波工業 | 14,500 | 851.00 | 12,339,500 | |
| 鈴木 | 8,200 | 1,671.00 | 13,702,200 | |
| メイコー | 15,200 | 6,990.00 | 106,248,000 | |
| 日本トリム | 3,500 | 3,880.00 | 13,580,000 | |
| フォスター電機 | 15,800 | 1,383.00 | 21,851,400 | |
| ＳＭＫ | 3,700 | 2,638.00 | 9,760,600 | |
| ヨコオ | 13,800 | 1,489.00 | 20,548,200 | |
| ホシデン | 38,500 | 2,079.00 | 80,041,500 | |
| ヒロセ電機 | 22,700 | 17,340.00 | 393,618,000 | |
| 日本航空電子工業 | 40,400 | 2,706.00 | 109,322,400 | |
| ＴＯＡ | 15,800 | 962.00 | 15,199,600 | |
| マクセル | 29,600 | 1,887.00 | 55,855,200 | |
| 古野電気 | 18,200 | 2,420.00 | 44,044,000 | |
| スミダコーポレーション | 20,700 | 990.00 | 20,493,000 | |
| アイコム | 6,000 | 2,881.00 | 17,286,000 | |
| リオン | 6,400 | 2,456.00 | 15,718,400 | |
| 横河電機 | 169,500 | 2,995.00 | 507,652,500 | |
| 新電元工業 | 6,000 | 2,599.00 | 15,594,000 | |
| アズビル | 417,900 | 1,131.00 | 472,644,900 | |
| 日本光電工業 | 137,200 | 2,159.00 | 296,214,800 | |
| チノー | 6,400 | 2,043.00 | 13,075,200 | |
| 日本電子材料 | 9,500 | 2,001.00 | 19,009,500 | |
| 堀場製作所 | 29,000 | 10,015.00 | 290,435,000 | |
| アドバンテスト | 483,300 | 7,789.00 | 3,764,423,700 | |
| エスペック | 13,700 | 2,457.00 | 33,660,900 | |
| キーエンス | 153,400 | 60,860.00 | 9,335,924,000 | |
| 日置電機 | 8,000 | 7,350.00 | 58,800,000 | |
| シスメックス | 396,900 | 2,711.50 | 1,076,194,350 | |
| 日本マイクロニクス | 25,200 | 3,830.00 | 96,516,000 | |
| メガチップス | 11,700 | 4,910.00 | 57,447,000 | |
| ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ | 9,600 | 3,390.00 | 32,544,000 | |
| ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ | 15,500 | 513.00 | 7,951,500 | |
| デンソー | 1,502,100 | 1,972.00 | 2,962,141,200 | |
| コーセル | 16,400 | 1,038.00 | 17,023,200 | |
| イリソ電子工業 | 15,600 | 2,705.00 | 42,198,000 | |
| オプテックスグループ | 28,100 | 1,741.00 | 48,922,100 | |
| 千代田インテグレ | 5,400 | 3,035.00 | 16,389,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| レーザーテック | 59,500 | 15,210.00 | 904,995,000 | |
| スタンレー電気 | 96,000 | 2,468.00 | 236,928,000 | |
| ウシオ電機 | 67,800 | 2,079.00 | 140,956,200 | |
| 日本セラミック | 14,100 | 2,802.00 | 39,508,200 | |
| 古河電池 | 11,200 | 1,383.00 | 15,489,600 | |
| 山一電機 | 12,500 | 2,076.00 | 25,950,000 | |
| 図研 | 14,100 | 4,625.00 | 65,212,500 | |
| 日本電子 | 35,400 | 4,810.00 | 170,274,000 | |
| カシオ計算機 | 122,500 | 1,265.50 | 155,023,750 | |
| ファナック | 741,900 | 4,361.00 | 3,235,425,900 | |
| 日本シイエムケイ | 44,800 | 443.00 | 19,846,400 | |
| エンプラス | 4,600 | 4,865.00 | 22,379,000 | |
| 大真空 | 18,700 | 584.00 | 10,920,800 | |
| ローム | 277,700 | 1,570.00 | 435,989,000 | |
| 浜松ホトニクス | 246,300 | 1,570.00 | 386,691,000 | |
| 三井ハイテック | 67,900 | 839.00 | 56,968,100 | |
| 新光電気工業 | 54,100 | 5,911.00 | 319,785,100 | |
| 京セラ | 952,800 | 1,727.50 | 1,645,962,000 | |
| 太陽誘電 | 67,200 | 2,566.50 | 172,468,800 | |
| 村田製作所 | 1,350,500 | 2,638.50 | 3,563,294,250 | |
| 双葉電子工業 | 29,100 | 524.00 | 15,248,400 | |
| 日東電工 | 486,500 | 2,817.00 | 1,370,470,500 | |
| 東海理化電機製作所 | 43,300 | 2,266.00 | 98,117,800 | |
| ニチコン | 40,400 | 1,276.00 | 51,550,400 | |
| 日本ケミコン | 18,900 | 968.00 | 18,295,200 | |
| ＫＯＡ | 25,500 | 998.00 | 25,449,000 | |
| 三井Ｅ＆Ｓ | 82,800 | 1,789.00 | 148,129,200 | |
| カナデビア | 126,900 | 933.00 | 118,397,700 | |
| 三菱重工業 | 2,708,200 | 2,345.00 | 6,350,729,000 | |
| 川崎重工業 | 115,400 | 8,500.00 | 980,900,000 | |
| ＩＨＩ | 124,100 | 10,275.00 | 1,275,127,500 | |
| 名村造船所 | 43,700 | 2,301.00 | 100,553,700 | |
| マネジメントソリューションズ | 7,700 | 1,855.00 | 14,283,500 | |
| プロレド・パートナーズ | 3,900 | 450.00 | 1,755,000 | |
| フロンティア・マネジメント | 4,800 | 682.00 | 3,273,600 | |
| アンビスホールディングス | 33,900 | 644.00 | 21,831,600 | |
| カーブスホールディングス | 43,100 | 663.00 | 28,575,300 | |
| フォーラムエンジニアリング | 18,300 | 1,083.00 | 19,818,900 | |
| ＦＡＳＴ　ＦＩＴＮＥＳＳ　ＪＡＰＡＮ | 5,500 | 1,420.00 | 7,810,000 | |
| Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ | 4,500 | 3,035.00 | 13,657,500 | |
| 日本車輌製造 | 5,900 | 2,097.00 | 12,372,300 | |
| 三菱ロジスネクスト | 24,400 | 1,938.00 | 47,287,200 | |
| フルサト・マルカホールディングス | 13,100 | 2,398.00 | 31,413,800 | |
| ヤマエグループホールディングス | 17,500 | 2,364.00 | 41,370,000 | |
| ＦＰＧ | 53,800 | 2,355.00 | 126,699,000 | |
| 全国保証 | 39,700 | 5,646.00 | 224,146,200 | |
| めぶきフィナンシャルグループ | 758,200 | 646.50 | 490,176,300 | |
| ジャパンインベストメントアドバイザー | 24,500 | 1,723.00 | 42,213,500 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 東京きらぼしフィナンシャルグループ | 19,300 | 4,890.00 | 94,377,000 | |
| 九州フィナンシャルグループ | 265,700 | 705.50 | 187,451,350 | |
| かんぽ生命保険 | 175,700 | 2,866.50 | 503,644,050 | |
| ゆうちょ銀行 | 1,244,600 | 1,473.50 | 1,833,918,100 | |
| 富山第一銀行 | 48,000 | 1,011.00 | 48,528,000 | |
| コンコルディア・フィナンシャルグループ | 803,300 | 914.20 | 734,376,860 | |
| ジェイリース | 11,200 | 1,308.00 | 14,649,600 | |
| 西日本フィナンシャルホールディングス | 93,000 | 1,920.00 | 178,560,000 | |
| ＳＢＩアルヒ | 15,500 | 857.00 | 13,283,500 | |
| プレミアグループ | 25,500 | 2,083.00 | 53,116,500 | |
| 日産自動車 | 1,916,400 | 433.10 | 829,992,840 | |
| いすゞ自動車 | 473,600 | 1,965.00 | 930,624,000 | |
| トヨタ自動車 | 8,150,900 | 2,829.00 | 23,058,896,100 | |
| 日野自動車 | 230,700 | 467.70 | 107,898,390 | |
| 三菱自動車工業 | 586,200 | 436.10 | 255,641,820 | |
| 武蔵精密工業 | 37,500 | 2,550.00 | 95,625,000 | |
| 日産車体 | 23,400 | 1,073.00 | 25,108,200 | |
| 新明和工業 | 44,000 | 1,435.00 | 63,140,000 | |
| 極東開発工業 | 20,600 | 2,545.00 | 52,427,000 | |
| トピー工業 | 12,400 | 2,208.00 | 27,379,200 | |
| ティラド | 3,400 | 3,890.00 | 13,226,000 | |
| 曙ブレーキ工業 | 93,600 | 120.00 | 11,232,000 | |
| タチエス | 28,200 | 1,790.00 | 50,478,000 | |
| ＮＯＫ | 59,600 | 2,320.00 | 138,272,000 | |
| フタバ産業 | 46,200 | 792.00 | 36,590,400 | |
| カヤバ | 26,200 | 2,965.00 | 77,683,000 | |
| 市光工業 | 27,700 | 418.00 | 11,578,600 | |
| 大同メタル工業 | 29,900 | 524.00 | 15,667,600 | |
| プレス工業 | 60,000 | 583.00 | 34,980,000 | |
| 太平洋工業 | 35,100 | 1,426.00 | 50,052,600 | |
| アイシン | 324,700 | 1,775.00 | 576,342,500 | |
| マツダ | 471,000 | 1,030.00 | 485,130,000 | |
| 本田技研工業 | 3,633,000 | 1,444.00 | 5,246,052,000 | |
| スズキ | 1,239,200 | 1,792.00 | 2,220,646,400 | |
| ＳＵＢＡＲＵ | 462,300 | 2,866.50 | 1,325,182,950 | |
| ヤマハ発動機 | 647,300 | 1,223.00 | 791,647,900 | |
| 小糸製作所 | 158,900 | 1,935.00 | 307,471,500 | |
| エクセディ | 25,000 | 4,835.00 | 120,875,000 | |
| ミツバ | 28,900 | 832.00 | 24,044,800 | |
| 豊田合成 | 43,800 | 2,653.00 | 116,201,400 | |
| 愛三工業 | 29,100 | 1,994.00 | 58,025,400 | |
| ヨロズ | 15,900 | 1,100.00 | 17,490,000 | |
| エフ・シー・シー | 26,800 | 3,260.00 | 87,368,000 | |
| シマノ | 66,400 | 21,495.00 | 1,427,268,000 | |
| テイ・エス　テック | 62,300 | 1,749.00 | 108,962,700 | |
| 三十三フィナンシャルグループ | 13,600 | 2,240.00 | 30,464,000 | |
| 第四北越フィナンシャルグループ | 47,500 | 2,755.00 | 130,862,500 | |
| ひろぎんホールディングス | 212,500 | 1,193.00 | 253,512,500 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| おきなわフィナンシャルグループ | 11,800 | 2,499.00 | 29,488,200 | |
| ダイレクトマーケティングミックス | 19,000 | 304.00 | 5,776,000 | |
| ポピンズ | 2,800 | 1,024.00 | 2,867,200 | |
| ＬＩＴＡＬＩＣＯ | 14,400 | 1,121.00 | 16,142,400 | |
| 十六フィナンシャルグループ | 21,100 | 4,535.00 | 95,688,500 | |
| 北國フィナンシャルホールディングス | 14,700 | 5,410.00 | 79,527,000 | |
| ネットプロテクションズホールディングス | 50,300 | 397.00 | 19,969,100 | |
| プロクレアホールディングス | 17,200 | 1,798.00 | 30,925,600 | |
| ＦＰパートナー | 6,600 | 2,354.00 | 15,536,400 | |
| あいちフィナンシャルグループ | 28,100 | 2,783.00 | 78,202,300 | |
| ジャムコ | 9,300 | 1,792.00 | 16,665,600 | |
| 小野建 | 17,800 | 1,535.00 | 27,323,000 | |
| ノジマ | 53,000 | 2,468.00 | 130,804,000 | |
| 佐鳥電機 | 11,300 | 1,683.00 | 19,017,900 | |
| カッパ・クリエイト | 25,500 | 1,528.00 | 38,964,000 | |
| 伯東 | 9,300 | 4,490.00 | 41,757,000 | |
| コンドーテック | 12,400 | 1,384.00 | 17,161,600 | |
| ナガイレーベン | 20,400 | 1,993.00 | 40,657,200 | |
| 三菱食品 | 14,900 | 5,010.00 | 74,649,000 | |
| 良品計画 | 193,100 | 3,507.00 | 677,201,700 | |
| 松田産業 | 12,300 | 3,315.00 | 40,774,500 | |
| 第一興商 | 62,800 | 1,671.00 | 104,938,800 | |
| メディパルホールディングス | 175,900 | 2,282.50 | 401,491,750 | |
| アドヴァングループ | 13,900 | 921.00 | 12,801,900 | |
| ＳＰＫ | 6,600 | 2,091.00 | 13,800,600 | |
| 萩原電気ホールディングス | 7,000 | 3,385.00 | 23,695,000 | |
| アルビス | 5,400 | 2,726.00 | 14,720,400 | |
| アズワン | 50,300 | 2,401.00 | 120,770,300 | |
| スズデン | 6,900 | 1,980.00 | 13,662,000 | |
| シモジマ | 10,800 | 1,340.00 | 14,472,000 | |
| ドウシシャ | 14,900 | 2,122.00 | 31,617,800 | |
| 高速 | 9,700 | 2,162.00 | 20,971,400 | |
| Ｇ－７ホールディングス | 17,700 | 1,352.00 | 23,930,400 | |
| たけびし | 6,900 | 1,848.00 | 12,751,200 | |
| イオン北海道 | 40,100 | 858.00 | 34,405,800 | |
| コジマ | 31,300 | 1,051.00 | 32,896,300 | |
| コーナン商事 | 17,800 | 3,690.00 | 65,682,000 | |
| エコス | 6,100 | 1,987.00 | 12,120,700 | |
| ワタミ | 19,500 | 1,041.00 | 20,299,500 | |
| リックス | 3,700 | 3,080.00 | 11,396,000 | |
| システムソフト | 53,200 | 89.00 | 4,734,800 | |
| パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス | 327,800 | 3,870.00 | 1,268,586,000 | |
| 丸文 | 14,500 | 1,034.00 | 14,993,000 | |
| 西松屋チェーン | 35,900 | 2,048.00 | 73,523,200 | |
| ゼンショーホールディングス | 92,100 | 7,924.00 | 729,800,400 | |
| ハピネット | 12,400 | 4,655.00 | 57,722,000 | |
| 幸楽苑 | 12,000 | 1,098.00 | 13,176,000 | |
| 橋本総業ホールディングス | 6,400 | 1,281.00 | 8,198,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本ライフライン | 43,500 | 1,522.00 | 66,207,000 | |
| サイゼリヤ | 24,100 | 4,455.00 | 107,365,500 | |
| タカショー | 13,200 | 407.00 | 5,372,400 | |
| ＶＴホールディングス | 63,100 | 509.00 | 32,117,900 | |
| アルゴグラフィックス | 14,200 | 4,910.00 | 69,722,000 | |
| 魚力 | 5,700 | 2,455.00 | 13,993,500 | |
| ＩＤＯＭ | 55,000 | 1,158.00 | 63,690,000 | |
| 日本エム・ディ・エム | 12,100 | 584.00 | 7,066,400 | |
| フジ・コーポレーション | 7,400 | 2,032.00 | 15,036,800 | |
| ユナイテッドアローズ | 17,300 | 2,176.00 | 37,644,800 | |
| 進和 | 9,900 | 2,940.00 | 29,106,000 | |
| ダイトロン | 7,000 | 3,255.00 | 22,785,000 | |
| ハイデイ日高 | 26,200 | 2,855.00 | 74,801,000 | |
| シークス | 23,300 | 1,070.00 | 24,931,000 | |
| コロワイド | 91,600 | 1,749.00 | 160,208,400 | |
| オーハシテクニカ | 7,700 | 1,975.00 | 15,207,500 | |
| 壱番屋 | 64,000 | 979.00 | 62,656,000 | |
| 白銅 | 4,800 | 2,349.00 | 11,275,200 | |
| スギホールディングス | 87,200 | 2,745.00 | 239,364,000 | |
| 薬王堂ホールディングス | 7,900 | 1,874.00 | 14,804,600 | |
| 島津製作所 | 220,700 | 3,975.00 | 877,282,500 | |
| ＪＭＳ | 14,100 | 479.00 | 6,753,900 | |
| 長野計器 | 10,000 | 1,934.00 | 19,340,000 | |
| ブイ・テクノロジー | 7,400 | 2,288.00 | 16,931,200 | |
| スター精密 | 26,000 | 2,038.00 | 52,988,000 | |
| 東京計器 | 10,700 | 3,430.00 | 36,701,000 | |
| 愛知時計電機 | 7,300 | 2,040.00 | 14,892,000 | |
| インターアクション | 9,300 | 1,197.00 | 11,132,100 | |
| 東京精密 | 31,500 | 7,940.00 | 250,110,000 | |
| マニー | 61,300 | 1,369.50 | 83,950,350 | |
| ニコン | 241,700 | 1,654.50 | 399,892,650 | |
| トプコン | 87,100 | 2,841.00 | 247,451,100 | |
| オリンパス | 849,000 | 2,025.00 | 1,719,225,000 | |
| 理研計器 | 21,800 | 2,722.00 | 59,339,600 | |
| ＳＣＲＥＥＮホールディングス | 64,000 | 10,520.00 | 673,280,000 | |
| キヤノン電子 | 14,500 | 2,453.00 | 35,568,500 | |
| タムロン | 21,100 | 3,530.00 | 74,483,000 | |
| ＨＯＹＡ | 299,500 | 17,395.00 | 5,209,802,500 | |
| ノーリツ鋼機 | 14,500 | 4,515.00 | 65,467,500 | |
| Ａ＆Ｄホロンホールディングス | 19,100 | 1,889.00 | 36,079,900 | |
| 朝日インテック | 187,000 | 2,439.50 | 456,186,500 | |
| キヤノン | 764,900 | 4,799.00 | 3,670,755,100 | |
| リコー | 392,000 | 1,647.00 | 645,624,000 | |
| シチズン時計 | 141,000 | 966.00 | 136,206,000 | |
| メニコン | 57,300 | 1,257.00 | 72,026,100 | |
| パラマウントベッドホールディングス | 33,100 | 2,638.00 | 87,317,800 | |
| トランザクション | 10,100 | 2,247.00 | 22,694,700 | |
| ニホンフラッシュ | 13,100 | 815.00 | 10,676,500 | |
| 前田工繊 | 27,300 | 1,808.00 | 49,358,400 | |
| アートネイチャー | 15,900 | 775.00 | 12,322,500 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フルヤ金属 | 13,100 | 2,734.00 | 35,815,400 | |
| バンダイナムコホールディングス | 416,300 | 4,955.00 | 2,062,766,500 | |
| ＳＨＯＥＩ | 43,200 | 1,826.00 | 78,883,200 | |
| フランスベッドホールディングス | 22,200 | 1,301.00 | 28,882,200 | |
| マーベラス | 28,400 | 508.00 | 14,427,200 | |
| パイロットコーポレーション | 23,500 | 4,188.00 | 98,418,000 | |
| 萩原工業 | 10,200 | 1,521.00 | 15,514,200 | |
| エイベックス | 28,900 | 1,295.00 | 37,425,500 | |
| フジシールインターナショナル | 34,500 | 2,701.00 | 93,184,500 | |
| タカラトミー | 64,300 | 3,436.00 | 220,934,800 | |
| 広済堂ホールディングス | 57,900 | 525.00 | 30,397,500 | |
| レック | 19,600 | 1,307.00 | 25,617,200 | |
| 三光合成 | 19,300 | 653.00 | 12,602,900 | |
| プロネクサス | 16,000 | 1,319.00 | 21,104,000 | |
| ＴＯＰＰＡＮホールディングス | 200,900 | 4,410.00 | 885,969,000 | |
| 大日本印刷 | 317,900 | 2,181.50 | 693,498,850 | |
| 共同印刷 | 4,500 | 4,445.00 | 20,002,500 | |
| ＮＩＳＳＨＡ | 26,200 | 1,479.00 | 38,749,800 | |
| ＺＡＣＲＯＳ | 12,100 | 4,280.00 | 51,788,000 | |
| ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ | 8,300 | 3,235.00 | 26,850,500 | |
| 前澤化成工業 | 10,800 | 1,830.00 | 19,764,000 | |
| 未来工業 | 5,600 | 3,710.00 | 20,776,000 | |
| アシックス | 566,200 | 3,007.00 | 1,702,563,400 | |
| ツツミ | 3,600 | 2,346.00 | 8,445,600 | |
| ＪＳＰ | 12,600 | 2,112.00 | 26,611,200 | |
| ニチハ | 19,200 | 3,080.00 | 59,136,000 | |
| ローランド | 11,200 | 3,930.00 | 44,016,000 | |
| エフピコ | 33,900 | 2,915.00 | 98,818,500 | |
| 小松ウオール工業 | 11,200 | 1,488.00 | 16,665,600 | |
| ヤマハ | 274,100 | 1,165.00 | 319,326,500 | |
| 河合楽器製作所 | 4,800 | 3,225.00 | 15,480,000 | |
| クリナップ | 14,900 | 679.00 | 10,117,100 | |
| ピジョン | 97,600 | 1,685.50 | 164,504,800 | |
| 天馬 | 12,700 | 2,682.00 | 34,061,400 | |
| キングジム | 13,700 | 847.00 | 11,603,900 | |
| 象印マホービン | 45,700 | 1,561.00 | 71,337,700 | |
| リンテック | 29,100 | 2,839.00 | 82,614,900 | |
| 信越ポリマー | 33,300 | 1,561.00 | 51,981,300 | |
| イトーキ | 30,700 | 1,600.00 | 49,120,000 | |
| 任天堂 | 968,200 | 10,005.00 | 9,686,841,000 | |
| 三菱鉛筆 | 21,200 | 2,598.00 | 55,077,600 | |
| 松風 | 15,500 | 1,978.00 | 30,659,000 | |
| タカラスタンダード | 35,200 | 1,756.00 | 61,811,200 | |
| コクヨ | 73,000 | 2,764.50 | 201,808,500 | |
| ナカバヤシ | 16,600 | 543.00 | 9,013,800 | |
| ニフコ | 57,600 | 3,687.00 | 212,371,200 | |
| 立川ブラインド工業 | 7,100 | 1,479.00 | 10,500,900 | |
| グローブライド | 15,100 | 2,007.00 | 30,305,700 | |
| オカムラ | 46,100 | 2,015.00 | 92,891,500 | |
| バルカー | 11,700 | 3,290.00 | 38,493,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 伊藤忠商事 | 1,090,500 | 6,813.00 | 7,429,576,500 | |
| 丸紅 | 1,333,100 | 2,405.00 | 3,206,105,500 | |
| スクロール | 24,200 | 1,018.00 | 24,635,600 | |
| ヨンドシーホールディングス | 15,400 | 1,802.00 | 27,750,800 | |
| 三陽商会 | 7,900 | 2,773.00 | 21,906,700 | |
| 長瀬産業 | 72,400 | 2,761.00 | 199,896,400 | |
| 蝶理 | 8,700 | 3,130.00 | 27,231,000 | |
| 豊田通商 | 487,400 | 2,586.50 | 1,260,660,100 | |
| オンワードホールディングス | 99,700 | 529.00 | 52,741,300 | |
| 三共生興 | 21,100 | 651.00 | 13,736,100 | |
| 兼松 | 67,800 | 2,591.00 | 175,669,800 | |
| 美津濃 | 15,200 | 7,680.00 | 116,736,000 | |
| ルックホールディングス | 4,900 | 2,299.00 | 11,265,100 | |
| 三井物産 | 2,383,400 | 2,781.50 | 6,629,427,100 | |
| 日本紙パルプ商事 | 77,600 | 611.00 | 47,413,600 | |
| 東京エレクトロン | 324,500 | 21,475.00 | 6,968,637,500 | |
| カメイ | 17,200 | 2,068.00 | 35,569,600 | |
| スターゼン | 11,100 | 2,841.00 | 31,535,100 | |
| セイコーグループ | 23,800 | 4,390.00 | 104,482,000 | |
| 山善 | 54,500 | 1,366.00 | 74,447,000 | |
| 椿本興業 | 8,900 | 2,230.00 | 19,847,000 | |
| 住友商事 | 972,200 | 3,453.00 | 3,357,006,600 | |
| ＢＩＰＲＯＧＹ | 52,000 | 4,495.00 | 233,740,000 | |
| 内田洋行 | 6,600 | 7,840.00 | 51,744,000 | |
| 三菱商事 | 2,998,100 | 2,580.50 | 7,736,597,050 | |
| 第一実業 | 15,400 | 2,386.00 | 36,744,400 | |
| キヤノンマーケティングジャパン | 31,900 | 5,014.00 | 159,946,600 | |
| 西華産業 | 7,700 | 4,615.00 | 35,535,500 | |
| 佐藤商事 | 11,300 | 1,546.00 | 17,469,800 | |
| 東京産業 | 16,500 | 727.00 | 11,995,500 | |
| ユアサ商事 | 14,000 | 4,655.00 | 65,170,000 | |
| 神鋼商事 | 3,500 | 6,100.00 | 21,350,000 | |
| 阪和興業 | 26,600 | 5,010.00 | 133,266,000 | |
| 正栄食品工業 | 10,700 | 4,035.00 | 43,174,500 | |
| カナデン | 12,200 | 1,529.00 | 18,653,800 | |
| ＲＹＯＤＥＮ | 13,200 | 2,517.00 | 33,224,400 | |
| ニプロ | 127,800 | 1,323.00 | 169,079,400 | |
| 岩谷産業 | 161,200 | 1,532.00 | 246,958,400 | |
| 極東貿易 | 9,700 | 1,702.00 | 16,509,400 | |
| アステナホールディングス | 30,600 | 442.00 | 13,525,200 | |
| 三愛オブリ | 37,700 | 1,777.00 | 66,992,900 | |
| 稲畑産業 | 43,800 | 3,155.00 | 138,189,000 | |
| ＧＳＩクレオス | 8,700 | 2,074.00 | 18,043,800 | |
| 明和産業 | 24,000 | 730.00 | 17,520,000 | |
| ゴールドウイン | 27,200 | 7,140.00 | 194,208,000 | |
| ユニ・チャーム | 960,800 | 1,221.00 | 1,173,136,800 | |
| ワキタ | 24,000 | 1,719.00 | 41,256,000 | |
| 東邦ホールディングス | 43,700 | 4,148.00 | 181,267,600 | |
| サンゲツ | 40,800 | 2,975.00 | 121,380,000 | |
| ミツウロコグループホールディングス | 20,600 | 1,960.00 | 40,376,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| シナネンホールディングス | 4,600 | 6,590.00 | 30,314,000 | |
| 伊藤忠エネクス | 40,300 | 1,596.00 | 64,318,800 | |
| サンリオ | 131,700 | 5,948.00 | 783,351,600 | |
| サンワ　テクノス | 7,300 | 2,151.00 | 15,702,300 | |
| 新光商事 | 21,900 | 922.00 | 20,191,800 | |
| トーホー | 6,900 | 2,730.00 | 18,837,000 | |
| 三信電気 | 6,600 | 2,101.00 | 13,866,600 | |
| 東陽テクニカ | 14,900 | 1,442.00 | 21,485,800 | |
| モスフードサービス | 23,900 | 3,550.00 | 84,845,000 | |
| 加賀電子 | 33,100 | 2,747.00 | 90,925,700 | |
| 都築電気 | 9,300 | 2,341.00 | 21,771,300 | |
| ソーダニッカ | 15,900 | 1,134.00 | 18,030,600 | |
| 立花エレテック | 9,700 | 2,500.00 | 24,250,000 | |
| 木曽路 | 24,500 | 2,182.00 | 53,459,000 | |
| ＳＲＳホールディングス | 26,700 | 1,241.00 | 33,134,700 | |
| 千趣会 | 32,800 | 258.00 | 8,462,400 | |
| リテールパートナーズ | 24,100 | 1,331.00 | 32,077,100 | |
| 上新電機 | 16,100 | 2,227.00 | 35,854,700 | |
| 日本瓦斯 | 77,600 | 2,282.00 | 177,083,200 | |
| ロイヤルホールディングス | 28,500 | 2,536.00 | 72,276,000 | |
| チヨダ | 15,600 | 1,085.00 | 16,926,000 | |
| ライフコーポレーション | 34,000 | 1,837.00 | 62,458,000 | |
| リンガーハット | 20,800 | 2,275.00 | 47,320,000 | |
| ＭｒＭａｘＨＤ | 20,300 | 675.00 | 13,702,500 | |
| ＡＯＫＩホールディングス | 34,700 | 1,265.00 | 43,895,500 | |
| オークワ | 25,900 | 805.00 | 20,849,500 | |
| コメリ | 21,900 | 2,920.00 | 63,948,000 | |
| 青山商事 | 34,600 | 2,134.00 | 73,836,400 | |
| しまむら | 37,900 | 8,414.00 | 318,890,600 | |
| 高島屋 | 225,400 | 1,201.50 | 270,818,100 | |
| 松屋 | 27,500 | 1,024.00 | 28,160,000 | |
| エイチ・ツー・オー　リテイリング | 78,900 | 2,197.50 | 173,382,750 | |
| 近鉄百貨店 | 9,300 | 2,213.00 | 20,580,900 | |
| 丸井グループ | 107,800 | 2,641.50 | 284,753,700 | |
| クレディセゾン | 95,600 | 3,465.00 | 331,254,000 | |
| アクシアル　リテイリング | 44,200 | 981.00 | 43,360,200 | |
| イオン | 600,000 | 3,899.00 | 2,339,400,000 | |
| イズミ | 24,600 | 3,108.00 | 76,456,800 | |
| フォーバル | 6,400 | 1,453.00 | 9,299,200 | |
| 平和堂 | 27,100 | 2,455.00 | 66,530,500 | |
| フジ | 29,800 | 2,186.00 | 65,142,800 | |
| ヤオコー | 19,200 | 9,100.00 | 174,720,000 | |
| ゼビオホールディングス | 22,200 | 1,228.00 | 27,261,600 | |
| ケーズホールディングス | 109,000 | 1,426.50 | 155,488,500 | |
| ＰＡＬＴＡＣ | 25,200 | 4,069.00 | 102,538,800 | |
| 三谷産業 | 28,300 | 350.00 | 9,905,000 | |
| あおぞら銀行 | 104,100 | 2,109.00 | 219,546,900 | |
| 三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ | 9,686,200 | 1,920.00 | 18,597,504,000 | |
| りそなホールディングス | 1,851,900 | 1,229.50 | 2,276,911,050 | |
| 三井住友トラストグループ | 537,600 | 3,738.00 | 2,009,548,800 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三井住友フィナンシャルグループ | 3,150,300 | 3,710.00 | 11,687,613,000 | |
| 千葉銀行 | 467,600 | 1,390.00 | 649,964,000 | |
| 群馬銀行 | 262,300 | 1,164.00 | 305,317,200 | |
| 武蔵野銀行 | 23,100 | 3,060.00 | 70,686,000 | |
| 千葉興業銀行 | 35,700 | 1,445.00 | 51,586,500 | |
| 筑波銀行 | 66,300 | 242.00 | 16,044,600 | |
| 七十七銀行 | 48,400 | 4,420.00 | 213,928,000 | |
| 秋田銀行 | 10,100 | 2,429.00 | 24,532,900 | |
| 山形銀行 | 16,800 | 1,359.00 | 22,831,200 | |
| 岩手銀行 | 9,600 | 3,010.00 | 28,896,000 | |
| 東邦銀行 | 130,100 | 327.00 | 42,542,700 | |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 131,400 | 3,913.00 | 514,168,200 | |
| スルガ銀行 | 101,700 | 1,287.00 | 130,887,900 | |
| 八十二銀行 | 339,700 | 962.00 | 326,791,400 | |
| 山梨中央銀行 | 16,900 | 2,020.00 | 34,138,000 | |
| 大垣共立銀行 | 28,700 | 2,229.00 | 63,972,300 | |
| 福井銀行 | 13,600 | 1,840.00 | 25,024,000 | |
| 清水銀行 | 6,000 | 1,450.00 | 8,700,000 | |
| 滋賀銀行 | 23,000 | 4,695.00 | 107,985,000 | |
| 南都銀行 | 22,900 | 3,530.00 | 80,837,000 | |
| 百五銀行 | 142,200 | 711.00 | 101,104,200 | |
| 紀陽銀行 | 53,900 | 2,201.00 | 118,633,900 | |
| ほくほくフィナンシャルグループ | 84,900 | 2,259.50 | 191,831,550 | |
| 山陰合同銀行 | 94,600 | 1,282.00 | 121,277,200 | |
| 百十四銀行 | 14,700 | 3,305.00 | 48,583,500 | |
| 四国銀行 | 22,400 | 1,186.00 | 26,566,400 | |
| 阿波銀行 | 21,100 | 2,997.00 | 63,236,700 | |
| 大分銀行 | 9,200 | 3,265.00 | 30,038,000 | |
| 宮崎銀行 | 9,900 | 3,280.00 | 32,472,000 | |
| 佐賀銀行 | 8,800 | 2,167.00 | 19,069,600 | |
| 琉球銀行 | 34,600 | 1,148.00 | 39,720,800 | |
| セブン銀行 | 540,900 | 299.10 | 161,783,190 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 2,038,200 | 4,114.00 | 8,385,154,800 | |
| 山口フィナンシャルグループ | 148,100 | 1,652.00 | 244,661,200 | |
| 芙蓉総合リース | 14,000 | 11,625.00 | 162,750,000 | |
| みずほリース | 113,400 | 1,032.00 | 117,028,800 | |
| 東京センチュリー | 112,800 | 1,512.50 | 170,610,000 | |
| ＳＢＩホールディングス | 243,000 | 4,210.00 | 1,023,030,000 | |
| 日本証券金融 | 55,300 | 1,761.00 | 97,383,300 | |
| アイフル | 250,100 | 343.00 | 85,784,300 | |
| 名古屋銀行 | 9,500 | 7,340.00 | 69,730,000 | |
| 北洋銀行 | 205,900 | 506.00 | 104,185,400 | |
| 愛媛銀行 | 22,300 | 1,105.00 | 24,641,500 | |
| 京葉銀行 | 67,800 | 850.00 | 57,630,000 | |
| 栃木銀行 | 69,100 | 279.00 | 19,278,900 | |
| 北日本銀行 | 5,400 | 3,355.00 | 18,117,000 | |
| 東和銀行 | 27,700 | 654.00 | 18,115,800 | |
| リコーリース | 14,400 | 5,310.00 | 76,464,000 | |
| イオンフィナンシャルサービス | 86,700 | 1,276.00 | 110,629,200 | |
| アコム | 359,300 | 379.90 | 136,498,070 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ジャックス | 18,000 | 4,010.00 | 72,180,000 | |
| オリエントコーポレーション | 49,400 | 814.00 | 40,211,600 | |
| オリックス | 866,800 | 3,122.00 | 2,706,149,600 | |
| 三菱ＨＣキャピタル | 757,000 | 1,016.00 | 769,112,000 | |
| ジャフコ　グループ | 44,800 | 2,147.50 | 96,208,000 | |
| トモニホールディングス | 144,300 | 493.00 | 71,139,900 | |
| 大和証券グループ本社 | 1,079,900 | 1,027.00 | 1,109,057,300 | |
| 野村ホールディングス | 2,539,500 | 958.50 | 2,434,110,750 | |
| 岡三証券グループ | 119,400 | 655.00 | 78,207,000 | |
| 丸三証券 | 50,300 | 970.00 | 48,791,000 | |
| 東洋証券 | 45,000 | 578.00 | 26,010,000 | |
| 東海東京フィナンシャル・ホールディングス | 179,300 | 505.00 | 90,546,500 | |
| 水戸証券 | 41,500 | 549.00 | 22,783,500 | |
| いちよし証券 | 30,600 | 770.00 | 23,562,000 | |
| 松井証券 | 104,000 | 791.00 | 82,264,000 | |
| ＳＯＭＰＯホールディングス | 738,400 | 4,573.00 | 3,376,703,200 | |
| 日本取引所グループ | 898,300 | 1,604.00 | 1,440,873,200 | |
| マネックスグループ | 147,900 | 738.00 | 109,150,200 | |
| 極東証券 | 18,800 | 1,650.00 | 31,020,000 | |
| 岩井コスモホールディングス | 17,200 | 2,436.00 | 41,899,200 | |
| アイザワ証券グループ | 21,900 | 1,684.00 | 36,879,600 | |
| フィデアホールディングス | 15,700 | 1,529.00 | 24,005,300 | |
| 池田泉州ホールディングス | 209,400 | 408.00 | 85,435,200 | |
| アニコム　ホールディングス | 51,300 | 511.00 | 26,214,300 | |
| ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス | 1,106,900 | 3,181.00 | 3,521,048,900 | |
| スパークス・グループ | 16,800 | 1,633.00 | 27,434,400 | |
| 第一生命ホールディングス | 710,400 | 4,382.00 | 3,112,972,800 | |
| 東京海上ホールディングス | 1,474,300 | 5,311.00 | 7,830,007,300 | |
| イー・ギャランティ | 24,600 | 1,790.00 | 44,034,000 | |
| ＮＥＣキャピタルソリューション | 7,400 | 3,935.00 | 29,119,000 | |
| Ｔ＆Ｄホールディングス | 405,500 | 3,036.00 | 1,231,098,000 | |
| アドバンスクリエイト | 11,700 | 299.00 | 3,498,300 | |
| 三井不動産 | 2,073,600 | 1,296.50 | 2,688,422,400 | |
| 三菱地所 | 860,600 | 2,204.00 | 1,896,762,400 | |
| 平和不動産 | 24,500 | 4,785.00 | 117,232,500 | |
| 東京建物 | 131,800 | 2,464.00 | 324,755,200 | |
| 京阪神ビルディング | 25,300 | 1,431.00 | 36,204,300 | |
| 住友不動産 | 245,900 | 5,260.00 | 1,293,434,000 | |
| テーオーシー | 26,800 | 663.00 | 17,768,400 | |
| レオパレス２１ | 132,100 | 562.00 | 74,240,200 | |
| スターツコーポレーション | 24,700 | 4,040.00 | 99,788,000 | |
| フジ住宅 | 19,000 | 720.00 | 13,680,000 | |
| 空港施設 | 21,200 | 617.00 | 13,080,400 | |
| 明和地所 | 12,100 | 1,045.00 | 12,644,500 | |
| ゴールドクレスト | 10,300 | 3,150.00 | 32,445,000 | |
| リログループ | 87,800 | 1,967.00 | 172,702,600 | |
| エスリード | 7,100 | 4,405.00 | 31,275,500 | |
| 日神グループホールディングス | 24,200 | 541.00 | 13,092,200 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本エスコン | 39,700 | 1,038.00 | 41,208,600 | |
| ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス | 88,400 | 511.00 | 45,172,400 | |
| イオンモール | 91,400 | 2,343.00 | 214,150,200 | |
| ランド | 947,500 | 7.00 | 6,632,500 | |
| カチタス | 40,700 | 1,976.00 | 80,423,200 | |
| 東祥 | 13,300 | 655.00 | 8,711,500 | |
| トーセイ | 25,100 | 2,359.00 | 59,210,900 | |
| サンフロンティア不動産 | 25,100 | 1,925.00 | 48,317,500 | |
| ＦＪネクストホールディングス | 16,000 | 1,211.00 | 19,376,000 | |
| グランディハウス | 14,200 | 590.00 | 8,378,000 | |
| 東武鉄道 | 161,600 | 2,653.50 | 428,805,600 | |
| 相鉄ホールディングス | 50,600 | 2,173.50 | 109,979,100 | |
| 東急 | 430,100 | 1,744.00 | 750,094,400 | |
| 京浜急行電鉄 | 189,700 | 1,556.00 | 295,173,200 | |
| 小田急電鉄 | 253,500 | 1,524.50 | 386,460,750 | |
| 京王電鉄 | 81,100 | 3,912.00 | 317,263,200 | |
| 京成電鉄 | 266,800 | 1,498.00 | 399,666,400 | |
| 富士急行 | 18,900 | 2,294.00 | 43,356,600 | |
| 東日本旅客鉄道 | 845,500 | 2,998.50 | 2,535,231,750 | |
| 西日本旅客鉄道 | 378,100 | 3,044.00 | 1,150,936,400 | |
| 東海旅客鉄道 | 590,700 | 3,066.00 | 1,811,086,200 | |
| 東京地下鉄 | 256,200 | 1,728.00 | 442,713,600 | |
| 西武ホールディングス | 166,900 | 3,436.00 | 573,468,400 | |
| 鴻池運輸 | 26,100 | 2,789.00 | 72,792,900 | |
| 西日本鉄道 | 44,200 | 2,270.00 | 100,334,000 | |
| ハマキョウレックス | 52,400 | 1,296.00 | 67,910,400 | |
| サカイ引越センター | 19,400 | 2,466.00 | 47,840,400 | |
| 近鉄グループホールディングス | 163,900 | 3,421.00 | 560,701,900 | |
| 阪急阪神ホールディングス | 203,100 | 3,993.00 | 810,978,300 | |
| 南海電気鉄道 | 68,200 | 2,581.50 | 176,058,300 | |
| 京阪ホールディングス | 84,400 | 3,374.00 | 284,765,600 | |
| 神戸電鉄 | 4,100 | 2,543.00 | 10,426,300 | |
| 名古屋鉄道 | 169,300 | 1,804.00 | 305,417,200 | |
| 山陽電気鉄道 | 11,500 | 2,033.00 | 23,379,500 | |
| ヤマトホールディングス | 186,100 | 1,950.00 | 362,895,000 | |
| 山九 | 36,900 | 5,909.00 | 218,042,100 | |
| 日新 | 10,400 | 4,510.00 | 46,904,000 | |
| 丸全昭和運輸 | 9,500 | 6,430.00 | 61,085,000 | |
| センコーグループホールディングス | 100,800 | 1,474.00 | 148,579,200 | |
| トナミホールディングス | 3,400 | 10,230.00 | 34,782,000 | |
| ニッコンホールディングス | 87,100 | 2,380.00 | 207,298,000 | |
| 福山通運 | 16,400 | 3,710.00 | 60,844,000 | |
| セイノーホールディングス | 75,400 | 2,254.00 | 169,951,600 | |
| 神奈川中央交通 | 4,500 | 4,030.00 | 18,135,000 | |
| ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス | 47,600 | 1,236.00 | 58,833,600 | |
| 日本郵船 | 317,200 | 5,270.00 | 1,671,644,000 | |
| 商船三井 | 291,100 | 5,563.00 | 1,619,389,300 | |
| 川崎汽船 | 348,300 | 2,194.00 | 764,170,200 | |
| ＮＳユナイテッド海運 | 9,700 | 4,130.00 | 40,061,000 | |
| 飯野海運 | 56,300 | 1,039.00 | 58,495,700 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 九州旅客鉄道 | 117,400 | 3,645.00 | 427,923,000 | |
| ＳＧホールディングス | 257,000 | 1,660.00 | 426,620,000 | |
| ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス | 164,100 | 2,745.50 | 450,536,550 | |
| 日本航空 | 351,000 | 2,639.00 | 926,289,000 | |
| ＡＮＡホールディングス | 416,500 | 2,910.50 | 1,212,223,250 | |
| ビーウィズ | 3,200 | 1,490.00 | 4,768,000 | |
| サンウェルズ | 6,100 | 610.00 | 3,721,000 | |
| ＴＲＥホールディングス | 36,200 | 1,681.00 | 60,852,200 | |
| 人・夢・技術グループ | 6,500 | 1,676.00 | 10,894,000 | |
| シルバーライフ | 4,600 | 780.00 | 3,588,000 | |
| Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ | 14,300 | 2,929.00 | 41,884,700 | |
| コーア商事ホールディングス | 11,800 | 704.00 | 8,307,200 | |
| ＫＰＰグループホールディングス | 33,700 | 665.00 | 22,410,500 | |
| ブックオフグループホールディングス | 11,700 | 1,401.00 | 16,391,700 | |
| ギフトホールディングス | 7,900 | 3,635.00 | 28,716,500 | |
| 三菱倉庫 | 155,800 | 1,003.50 | 156,345,300 | |
| 三井倉庫ホールディングス | 15,800 | 7,820.00 | 123,556,000 | |
| 住友倉庫 | 45,400 | 2,816.00 | 127,846,400 | |
| 澁澤倉庫 | 7,000 | 3,305.00 | 23,135,000 | |
| ヤマタネ | 6,500 | 3,830.00 | 24,895,000 | |
| 乾汽船 | 19,400 | 1,460.00 | 28,324,000 | |
| 日本トランスシティ | 30,900 | 890.00 | 27,501,000 | |
| 中央倉庫 | 9,100 | 1,450.00 | 13,195,000 | |
| 安田倉庫 | 10,400 | 1,768.00 | 18,387,200 | |
| ＮＩＳＳＯホールディングス | 13,700 | 822.00 | 11,261,400 | |
| 大栄環境 | 34,300 | 2,866.00 | 98,303,800 | |
| ＧＥＮＯＶＡ | 5,400 | 1,040.00 | 5,616,000 | |
| 日本管財ホールディングス | 16,500 | 2,671.00 | 44,071,500 | |
| 上組 | 70,700 | 3,452.00 | 244,056,400 | |
| キユーソー流通システム | 10,200 | 1,936.00 | 19,747,200 | |
| エーアイテイー | 9,600 | 1,620.00 | 15,552,000 | |
| 内外トランスライン | 6,200 | 3,005.00 | 18,631,000 | |
| 日本コンセプト | 5,600 | 1,807.00 | 10,119,200 | |
| ＴＢＳホールディングス | 75,900 | 4,217.00 | 320,070,300 | |
| 日本テレビホールディングス | 136,200 | 2,877.50 | 391,915,500 | |
| 朝日放送グループホールディングス | 14,400 | 680.00 | 9,792,000 | |
| テレビ朝日ホールディングス | 37,200 | 2,549.00 | 94,822,800 | |
| スカパーＪＳＡＴホールディングス | 119,500 | 1,110.00 | 132,645,000 | |
| テレビ東京ホールディングス | 9,500 | 3,620.00 | 34,390,000 | |
| ビジョン | 23,200 | 1,170.00 | 27,144,000 | |
| Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ | 51,600 | 1,670.00 | 86,172,000 | |
| 日本通信 | 123,600 | 152.00 | 18,787,200 | |
| 日本電信電話 | 45,743,300 | 147.40 | 6,742,562,420 | |
| ＫＤＤＩ | 1,131,000 | 4,815.00 | 5,445,765,000 | |
| ソフトバンク | 24,605,200 | 212.90 | 5,238,447,080 | |
| 光通信 | 17,700 | 37,810.00 | 669,237,000 | |
| エムティーアイ | 10,500 | 889.00 | 9,334,500 | |
| ＧＭＯインターネットグループ | 50,100 | 2,950.00 | 147,795,000 | |
| ファイバーゲート | 8,100 | 910.00 | 7,371,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ＫＡＤＯＫＡＷＡ | 78,700 | 3,375.00 | 265,612,500 | |
| 学研ホールディングス | 28,100 | 1,000.00 | 28,100,000 | |
| ゼンリン | 26,200 | 1,010.00 | 26,462,000 | |
| 東京電力ホールディングス | 1,290,000 | 420.40 | 542,316,000 | |
| 中部電力 | 565,100 | 1,640.50 | 927,046,550 | |
| 関西電力 | 747,900 | 1,804.00 | 1,349,211,600 | |
| 中国電力 | 266,300 | 897.20 | 238,924,360 | |
| 北陸電力 | 156,700 | 884.20 | 138,554,140 | |
| 東北電力 | 403,600 | 1,075.00 | 433,870,000 | |
| 四国電力 | 142,900 | 1,207.00 | 172,480,300 | |
| 九州電力 | 353,400 | 1,353.00 | 478,150,200 | |
| 北海道電力 | 160,500 | 769.00 | 123,424,500 | |
| 沖縄電力 | 39,400 | 958.00 | 37,745,200 | |
| 電源開発 | 115,300 | 2,551.00 | 294,130,300 | |
| エフオン | 11,300 | 351.00 | 3,966,300 | |
| イーレックス | 29,800 | 780.00 | 23,244,000 | |
| レノバ | 41,900 | 726.00 | 30,419,400 | |
| 東京瓦斯 | 289,900 | 4,490.00 | 1,301,651,000 | |
| 大阪瓦斯 | 301,200 | 3,296.00 | 992,755,200 | |
| 東邦瓦斯 | 60,400 | 4,022.00 | 242,928,800 | |
| 北海道瓦斯 | 45,700 | 515.00 | 23,535,500 | |
| 広島ガス | 32,600 | 357.00 | 11,638,200 | |
| 西部ガスホールディングス | 16,000 | 1,698.00 | 27,168,000 | |
| 静岡ガス | 34,900 | 1,078.00 | 37,622,200 | |
| メタウォーター | 20,800 | 1,925.00 | 40,040,000 | |
| Ｍ＆Ａ総研ホールディングス | 17,000 | 1,223.00 | 20,791,000 | |
| アイネット | 9,400 | 2,060.00 | 19,364,000 | |
| 松竹 | 8,800 | 12,230.00 | 107,624,000 | |
| 東宝 | 96,200 | 6,830.00 | 657,046,000 | |
| エイチ・アイ・エス | 50,400 | 1,459.00 | 73,533,600 | |
| 東映 | 25,300 | 5,060.00 | 128,018,000 | |
| ラックランド | 6,600 | 1,757.00 | 11,596,200 | |
| ＮＴＴデータグループ | 402,100 | 2,767.00 | 1,112,610,700 | |
| 共立メンテナンス | 49,600 | 3,034.00 | 150,486,400 | |
| イチネンホールディングス | 15,400 | 1,716.00 | 26,426,400 | |
| 建設技術研究所 | 16,200 | 2,329.00 | 37,729,800 | |
| スペース | 11,400 | 1,084.00 | 12,357,600 | |
| アインホールディングス | 16,300 | 4,620.00 | 75,306,000 | |
| 燦ホールディングス | 13,300 | 1,215.00 | 16,159,500 | |
| ピー・シー・エー | 10,100 | 1,872.00 | 18,907,200 | |
| スバル興業 | 6,100 | 3,400.00 | 20,740,000 | |
| タナベコンサルティンググループ | 6,800 | 1,379.00 | 9,377,200 | |
| ビジネスブレイン太田昭和 | 6,600 | 2,545.00 | 16,797,000 | |
| ナガワ | 4,200 | 6,900.00 | 28,980,000 | |
| 東京都競馬 | 11,500 | 4,375.00 | 50,312,500 | |
| カナモト | 24,400 | 3,220.00 | 78,568,000 | |
| ＤＴＳ | 27,000 | 4,160.00 | 112,320,000 | |
| スクウェア・エニックス・ホールディングス | 77,300 | 6,946.00 | 536,925,800 | |
| シーイーシー | 19,400 | 1,911.00 | 37,073,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| カプコン | 305,700 | 3,436.00 | 1,050,385,200 | |
| ニシオホールディングス | 13,200 | 4,195.00 | 55,374,000 | |
| アイ・エス・ビー | 7,200 | 1,332.00 | 9,590,400 | |
| 日本空港ビルデング | 53,400 | 4,430.00 | 236,562,000 | |
| トランス・コスモス | 20,000 | 3,240.00 | 64,800,000 | |
| 乃村工藝社 | 68,700 | 862.00 | 59,219,400 | |
| ＳＣＳＫ | 125,700 | 3,693.00 | 464,210,100 | |
| 藤田観光 | 7,000 | 9,680.00 | 67,760,000 | |
| ＫＮＴ－ＣＴホールディングス | 9,400 | 1,166.00 | 10,960,400 | |
| トーカイ | 14,000 | 2,071.00 | 28,994,000 | |
| セコム | 321,100 | 5,256.00 | 1,687,701,600 | |
| ＮＳＷ | 6,800 | 2,816.00 | 19,148,800 | |
| セントラル警備保障 | 8,500 | 2,914.00 | 24,769,000 | |
| アイネス | 12,000 | 1,882.00 | 22,584,000 | |
| 丹青社 | 33,500 | 918.00 | 30,753,000 | |
| メイテックグループホールディングス | 58,200 | 2,970.00 | 172,854,000 | |
| ＴＫＣ | 27,400 | 3,885.00 | 106,449,000 | |
| 富士ソフト | 42,600 | 9,788.00 | 416,968,800 | |
| 応用地質 | 14,600 | 2,899.00 | 42,325,400 | |
| 船井総研ホールディングス | 31,600 | 2,366.00 | 74,765,600 | |
| ＮＳＤ | 59,200 | 3,389.00 | 200,628,800 | |
| コナミグループ | 57,700 | 16,735.00 | 965,609,500 | |
| 学究社 | 6,300 | 2,070.00 | 13,041,000 | |
| イオンディライト | 16,900 | 5,380.00 | 90,922,000 | |
| ナック | 16,100 | 624.00 | 10,046,400 | |
| 福井コンピュータホールディングス | 10,700 | 3,355.00 | 35,898,500 | |
| ダイセキ | 37,900 | 3,880.00 | 147,052,000 | |
| ステップ | 5,800 | 2,299.00 | 13,334,200 | |
| 泉州電業 | 10,600 | 4,350.00 | 46,110,000 | |
| ＧＥＮＫＩ　ＧＬＯＢＡＬ　ＤＩＮＩＮＧ　ＣＯＮＣＥＰＴＳ | 9,200 | 3,400.00 | 31,280,000 | |
| トラスコ中山 | 34,100 | 2,023.00 | 68,984,300 | |
| ヤマダホールディングス | 498,700 | 432.20 | 215,538,140 | |
| オートバックスセブン | 56,500 | 1,489.00 | 84,128,500 | |
| モリト | 12,800 | 1,514.00 | 19,379,200 | |
| アークランズ | 48,300 | 1,687.00 | 81,482,100 | |
| ニトリホールディングス | 59,100 | 16,070.00 | 949,737,000 | |
| グルメ杵屋 | 13,300 | 1,094.00 | 14,550,200 | |
| ケーユーホールディングス | 9,500 | 1,132.00 | 10,754,000 | |
| 吉野家ホールディングス | 63,400 | 3,053.00 | 193,560,200 | |
| 加藤産業 | 20,000 | 4,755.00 | 95,100,000 | |
| イノテック | 11,000 | 1,377.00 | 15,147,000 | |
| イエローハット | 28,500 | 2,797.00 | 79,714,500 | |
| 松屋フーズホールディングス | 7,600 | 5,880.00 | 44,688,000 | |
| ＪＢＣＣホールディングス | 10,200 | 4,460.00 | 45,492,000 | |
| ＪＫホールディングス | 12,400 | 1,046.00 | 12,970,400 | |
| サガミホールディングス | 26,000 | 1,772.00 | 46,072,000 | |
| 日伝 | 9,300 | 3,125.00 | 29,062,500 | |
| ミロク情報サービス | 14,000 | 1,814.00 | 25,396,000 | |
| 杉本商事 | 14,400 | 1,336.00 | 19,238,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 因幡電機産業 | 45,200 | 3,986.00 | 180,167,200 | |
| 王将フードサービス | 32,100 | 3,235.00 | 103,843,500 | |
| ミニストップ | 13,600 | 1,802.00 | 24,507,200 | |
| アークス | 27,300 | 2,942.00 | 80,316,600 | |
| バローホールディングス | 31,000 | 2,348.00 | 72,788,000 | |
| 東テク | 16,300 | 2,556.00 | 41,662,800 | |
| ミスミグループ本社 | 245,000 | 2,522.50 | 618,012,500 | |
| ベルク | 8,000 | 6,860.00 | 54,880,000 | |
| 大　庄 | 9,800 | 1,079.00 | 10,574,200 | |
| ファーストリテイリング | 91,200 | 45,660.00 | 4,164,192,000 | |
| ソフトバンクグループ | 758,600 | 8,067.00 | 6,119,626,200 | |
| スズケン | 53,400 | 4,946.00 | 264,116,400 | |
| サンドラッグ | 54,600 | 4,156.00 | 226,917,600 | |
| サックスバー　ホールディングス | 15,500 | 915.00 | 14,182,500 | |
| ジェコス | 9,700 | 1,059.00 | 10,272,300 | |
| ベルーナ | 39,200 | 939.00 | 36,808,800 | |
| 合計 | 289,708,400 | | 590,008,005,480 | |

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

## ２【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2025年3月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 11,028,528,755円 |
| Ⅱ　負債総額 | 16,929,926円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 11,011,598,829円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 6,105,915,076口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.8034円 |

（参考）

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年3月31日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 597,906,666,841円 |
| Ⅱ　負債総額 | 1,370,746,813円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 596,535,920,028円 |
| Ⅳ　発行済数量 | 124,254,150,618口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 4.8009円 |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年3月31日現在）

資本金の額　　20億円

発行する株式総数※　　100,000株

（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）

発行済株式総数　　40,000株

（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月1日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年3月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額（単位：円） |
|---|---|---|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,485,279,038,668 |
| 追加型株式投資信託 | 762 | 16,677,329,011,040 |
| 単位型公社債投資信託 | 22 | 30,146,192,297 |
| 単位型株式投資信託 | 189 | 995,677,070,890 |
| 合計 | 999 | 19,188,431,312,895 |

## ３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

２０２４年5月２３日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森　重　　俊　寛 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 長　谷　川　　敬 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 稲　葉　　宏　和 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第３９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

## （１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

| | | 第38期<br>（2023年3月31日現在） | | 第39期<br>（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 33,770 | | 41,183 |
| 金銭の信託 | | 29,184 | | 28,143 |
| 未収委託者報酬 | | 16,279 | | 19,018 |
| 未収運用受託報酬 | | 3,307 | | 3,577 |
| 未収投資助言報酬 | | 283 | | 315 |
| 未収収益 | | 15 | | 6 |
| 前払費用 | | 1,129 | | 1,510 |
| その他 | | 2,377 | | 2,088 |
| 流動資産計 | | 86,346 | | 95,843 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | 1,127 | | 1,093 |
| 建物 | ※1 | 1,001 | ※1 | 918 |
| 器具備品 | ※1 | 118 | ※1 | 130 |
| リース資産 | ※1 | 7 | ※1 | 5 |
| 建設仮勘定 | | － | | 39 |
| 無形固定資産 | | 5,021 | | 4,495 |
| ソフトウエア | | 3,367 | | 2,951 |
| ソフトウエア仮勘定 | | 1,651 | | 1,543 |
| 電話加入権 | | 2 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 9,768 | | 8,935 |
| 投資有価証券 | | 182 | | 184 |
| 関係会社株式 | | 5,810 | | 4,447 |
| 長期差入保証金 | | 775 | | 768 |
| 繰延税金資産 | | 2,895 | | 3,406 |
| その他 | | 104 | | 128 |
| 固定資産計 | | 15,918 | | 14,524 |
| 資産合計 | | 102,265 | | 110,368 |

（単位：百万円）

| | 第38期<br>（2023年3月31日現在） | 第39期<br>（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| （負債の部） | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 1,481 | 1,982 |
| リース債務 | 1 | 1 |
| 未払金 | 7,246 | 8,970 |
| 未払収益分配金 | 0 | 1 |
| 未払償還金 | － | 0 |
| 未払手数料 | 7,005 | 8,246 |
| その他未払金 | 240 | 721 |
| 未払費用 | 7,716 | 8,616 |
| 未払法人税等 | 1,958 | 3,676 |
| 未払消費税等 | 277 | 1,497 |
| 賞与引当金 | 1,730 | 1,927 |
| 役員賞与引当金 | 48 | 52 |
| 流動負債計 | 20,460 | 26,725 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 6 | 4 |
| 退職給付引当金 | 2,654 | 2,719 |
| 時効後支払損引当金 | 108 | 73 |
| 固定負債計 | 2,769 | 2,796 |
| 負債合計 | 23,230 | 29,521 |
| （純資産の部） | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000 | 2,000 |
| 資本剰余金 | 19,552 | 19,552 |
| 資本準備金 | 2,428 | 2,428 |
| その他資本剰余金 | 17,124 | 17,124 |
| 利益剰余金 | 57,481 | 59,294 |
| 利益準備金 | 123 | 123 |
| その他利益剰余金 | 57,358 | 59,170 |
| 別途積立金 | 31,680 | 31,680 |
| 繰越利益剰余金 | 25,678 | 27,490 |
| 株主資本計 | 79,034 | 80,846 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △0 | △0 |
| 評価・換算差額等計 | △0 | △0 |
| 純資産合計 | 79,034 | 80,846 |
| 負債・純資産合計 | 102,265 | 110,368 |

## （２）【損益計算書】

（単位：百万円）

| | 第38期<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | | 第39期<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | 95,739 | | 102,113 | |
| 運用受託報酬 | 16,150 | | 17,155 | |
| 投資助言報酬 | 2,048 | | 2,211 | |
| その他営業収益 | 23 | | 26 | |
| 営業収益計 | | 113,962 | | 121,507 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 41,073 | | 44,366 | |
| 広告宣伝費 | 216 | | 329 | |
| 公告費 | 0 | | 0 | |
| 調査費 | 33,177 | | 35,468 | |
| 調査費 | 12,294 | | 13,277 | |
| 委託調査費 | 20,882 | | 22,190 | |
| 委託計算費 | 548 | | 558 | |
| 営業雑経費 | 733 | | 823 | |
| 通信費 | 36 | | 36 | |
| 印刷費 | 504 | | 598 | |
| 協会費 | 69 | | 65 | |
| 諸会費 | 29 | | 44 | |
| 支払販売手数料 | 92 | | 78 | |
| 営業費用計 | | 75,749 | | 81,545 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 10,484 | | 10,763 | |
| 役員報酬 | 168 | | 164 | |
| 給料・手当 | 9,199 | | 9,425 | |
| 賞与 | 1,115 | | 1,173 | |
| 交際費 | 17 | | 34 | |
| 寄付金 | 11 | | 15 | |
| 旅費交通費 | 128 | | 162 | |
| 租税公課 | 330 | | 489 | |
| 不動産賃借料 | 1,006 | | 1,030 | |
| 退職給付費用 | 437 | | 412 | |
| 固定資産減価償却費 | 1,388 | | 1,567 | |
| 福利厚生費 | 47 | | 46 | |
| 修繕費 | 1 | | 1 | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,730 | | 1,927 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 48 | | 52 | |
| 機器リース料 | 0 | | 0 | |
| 事務委託費 | 4,074 | | 3,379 | |
| 事務用消耗品費 | 37 | | 46 | |
| 器具備品費 | 1 | | 3 | |
| 諸経費 | 334 | | 240 | |
| 一般管理費計 | | 20,078 | | 20,172 |
| 営業利益 | | 18,135 | | 19,788 |

（単位：百万円）

| | 第38期<br>（自　2022年4月1日<br>至　2023年3月31日） | | 第39期<br>（自　2023年4月1日<br>至　2024年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 10 | | 4 | |
| 受取配当金 | ※1　2,400 | | ※1　899 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 0 | | 0 | |
| 雑収入 | 10 | | 18 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 24 | | 35 | |
| 営業外収益計 | | 2,446 | | 959 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | 3 | | 19 | |
| 金銭の信託運用損 | 1,003 | | 1,008 | |
| 早期割増退職金 | 24 | | 6 | |
| 雑損失 | 47 | | 0 | |
| 営業外費用計 | | 1,079 | | 1,034 |
| 経常利益 | | 19,502 | | 19,712 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 4 | | ― | |
| 特別利益計 | | 4 | | ― |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 12 | | 6 | |
| 投資有価証券売却損 | 9 | | ― | |
| 関係会社株式評価損 | 584 | | 1,362 | |
| 減損損失 | ― | | ※2　231 | |
| 特別損失計 | | 606 | | 1,601 |
| 税引前当期純利益 | | 18,900 | | 18,111 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,881 | | 5,769 |
| 法人税等調整額 | | 197 | | △510 |
| 法人税等合計 | | 5,078 | | 5,258 |
| 当期純利益 | | 13,821 | | 12,852 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 24,216 | 56,020 | 77,573 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △12,360 | △12,360 | △12,360 |
| 当期純利益 | | | | | | | 13,821 | 13,821 | 13,821 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 1,461 | 1,461 | 1,461 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 25,678 | 57,481 | 79,034 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △0 | △0 | 77,573 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △12,360 |
| 当期純利益 | | | 13,821 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △0 | △0 | △0 |
| 当期変動額合計 | △0 | △0 | 1,461 |
| 当期末残高 | △0 | △0 | 79,034 |

第39期（自　2023年4月1日　至　2024年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 25,678 | 57,481 | 79,034 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △11,040 | △11,040 | △11,040 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,852 | 12,852 | 12,852 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | 1,812 | 1,812 | 1,812 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 27,490 | 59,294 | 80,846 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △0 | △0 | 79,034 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △11,040 |
| 当期純利益 | | | 12,852 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △0 | △0 | △0 |
| 当期変動額合計 | △0 | △0 | 1,812 |
| 当期末残高 | △0 | △0 | 80,846 |

重要な会計方針

| | |
|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式<br>移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの<br>決算日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>市場価格のない株式等<br>移動平均法による原価法 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く)<br>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物　…　8～18年<br>器具備品　…　2～20年<br>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br>定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。<br>(3) リース資産<br>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金<br>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。<br>(2) 役員賞与引当金<br>役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br>①退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 6. 収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 |

| | |
|---|---|
| | (1) 委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br>(2) 運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回又は２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br>(3) 投資助言報酬<br>投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年２回又は４回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br>(4) 成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

| | 第38期<br>（2023年3月31日現在） | 第39期<br>（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 建物 | 523 | 630 |
| 器具備品 | 934 | 769 |
| リース資産 | 1 | 3 |

（損益計算書関係）

※1．各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

| | 第38期<br>（自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日） | 第39期<br>（自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 受取配当金 | 2,393 | 895 |

※2．減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| 本社 | 事業用資産 | ソフトウエア仮勘定 | 231 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 24,490 | － | － | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | － | － | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | － | － | 40,000 |

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>（百万円） | 1株当たり配<br>当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月16日<br>定時株主総会 | 普通株式<br>A種種類<br>株式 | 12,360 | 309,000 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生（予定）日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年6月16日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 11,040 | 276,000 | 2023年3月31日 | 2023年6月19日 |
| | A種種類株式 | | | | | |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 24,490 | － | － | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | － | － | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | － | － | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2023年6月16日定時株主総会 | 普通株式 | 11,040 | 276,000 | 2023年3月31日 | 2023年6月19日 |
| | A種種類株式 | | | | |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生（予定）日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2024年6月17日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 10,280 | 257,000 | 2024年3月31日 | 2024年6月18日 |
| | A種種類株式 | | | | | |

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| (1) 金銭の信託 | 29,184 | 29,184 | － |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1 | 1 | － |
| 資産計 | 29,186 | 29,186 | － |

第39期（2024年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| (1) 金銭の信託 | 28,143 | 28,143 | － |
| (2) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1 | 1 | － |
| 資産計 | 28,145 | 28,145 | － |

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

| | 1年以内<br>（百万円） | 1年超5年以内<br>（百万円） | 5年超10年以内<br>（百万円） | 10年超<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| (1) 現金・預金 | 33,770 | － | － | － |
| (2) 金銭の信託 | 29,184 | － | － | － |
| (3) 未収委託者報酬 | 16,279 | － | － | － |
| (4) 未収運用受託報酬 | 3,307 | － | － | － |
| (5) 投資有価証券<br>その他有価証券(投資信託) | － | 1 | － | － |
| 合計 | 82,540 | 1 | － | － |

第39期（2024年3月31日現在）

| | 1年以内<br>（百万円） | 1年超5年以内<br>（百万円） | 5年超10年以内<br>（百万円） | 10年超<br>（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| (1) 現金・預金 | 41,183 | － | － | － |
| (2) 金銭の信託 | 28,143 | － | － | － |
| (3) 未収委託者報酬 | 19,018 | － | － | － |
| (4) 未収運用受託報酬 | 3,577 | － | － | － |
| (5) 投資有価証券<br>その他有価証券(投資信託) | － | 1 | － | － |
| 合計 | 91,923 | 1 | － | － |

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1) 金銭の信託 | － | 29,184 | － | 29,184 |
| (2) 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | － | 1 | － | 1 |
| 資産計 | － | 29,186 | － | 29,186 |

第39期（2024年3月31日現在）

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| (1) 金銭の信託 | － | 28,143 | － | 28,143 |
| (2) 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | － | 1 | － | 1 |
| 資産計 | － | 28,145 | － | 28,145 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2．金融商品の時価等に関する事項及び3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

| | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 投資有価証券（その他有価証券） | | |
| 非上場株式 | 180 | 182 |
| 関係会社株式 | | |
| 非上場株式 | 5,810 | 4,447 |

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

（百万円）

| 区分 | 貸借対照表日における貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託 | ― | ― | ― |
| 小計 | ― | ― | ― |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 1 | 2 | △0 |
| 小計 | 1 | 2 | △0 |
| 合計 | 1 | 2 | △0 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

（百万円）

| 区分 | 貸借対照表日における貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託 | ― | ― | ― |
| 小計 | ― | ― | ― |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 1 | 2 | △0 |
| 小計 | 1 | 2 | △0 |
| 合計 | 1 | 2 | △0 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3．事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 54 | 4 | 9 |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

| | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 第39期<br>（自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,576 | 2,698 |
| 勤務費用 | 279 | 296 |
| 利息費用 | 2 | 2 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 31 | 9 |
| 退職給付の支払額 | △191 | △246 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,698 | 2,760 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

| | 第38期<br>（2023年3月31日現在） | 第39期<br>（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,698 | 2,760 |
| 未積立退職給付債務 | 2,698 | 2,760 |
| 未認識数理計算上の差異 | △44 | △40 |
| 未認識過去勤務費用 | 0 | 0 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,654 | 2,719 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 2,654 | 2,719 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,654 | 2,719 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

| | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 第39期<br>（自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 279 | 296 |
| 利息費用 | 2 | 2 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 22 | 13 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 34 | △0 |
| その他 | △4 | △4 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 334 | 307 |

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第38期<br>（2023年3月31日現在） | 第39期<br>（2024年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00%～3.56% | 1.00%～3.56% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | （百万円） | （百万円） |
| 未払事業税 | 121 | 195 |
| 未払事業所税 | 9 | 9 |
| 賞与引当金 | 529 | 590 |
| 未払法定福利費 | 94 | 98 |
| 運用受託報酬 | 390 | 351 |
| 資産除去債務 | 15 | 17 |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 21 | 12 |
| 減価償却超過額 | 198 | 91 |
| 繰延資産償却超過額（税法上） | 297 | 331 |
| 退職給付引当金 | 812 | 832 |
| 時効後支払損引当金 | 33 | 22 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7 | 6 |
| 関係会社株式評価損 | 345 | 761 |
| 投資有価証券評価損 | 4 | 4 |
| 減損損失 | － | 70 |
| その他 | 13 | 8 |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 繰延税金資産合計 | 2,895 | 3,406 |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延税金負債合計 | － | － |
| 繰延税金資産の純額 | 2,895 | 3,406 |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.62 % | 30.62 % |
| （調整） | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.69 % | △1.44 % |
| その他 | △0.06 % | △0.14 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 26.87 % | 29.04 % |

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1．結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | TB | 新光投信 |
|---|---|---|---|---|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2．企業結合日

2016年10月1日

3．企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4．結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5．企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6．合併比率

「3．企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名 | DIAM<br>（存続会社） | MHAM<br>（消滅会社） |
|---|---|---|
| 合併比率（*） | 1 | 0.0154 |

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7．交付した株式数

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8．経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9．取得企業を決定するに至った主な根拠

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10．会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3．企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | MHAMの普通株式 | 144,212百万円 |
| 取得原価 | | 144,212百万円 |

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

| | |
|---|---|
| a. 発生したのれんの金額 | 76,224百万円 |
| b. 発生原因 | 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。 |
| c. のれんの償却方法及び償却期間 | 20年間の均等償却 |

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---|---|---|
| a. 資産の額 | 資産合計 | 40,451百万円 |
| | うち現金・預金 | 11,605百万円 |
| | うち金銭の信託 | 11,792百万円 |
| b. 負債の額 | 負債合計 | 9,256百万円 |
| | うち未払手数料及び未払費用 | 4,539百万円 |

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| | |
|---|---|
| a. 無形固定資産に配分された金額 | 53,030百万円 |
| b. 主要な種類別の内訳 | |
| 顧客関連資産 | 53,030百万円 |
| c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 | |
| 顧客関連資産 | 16.9年 |

12．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

| | 第38期<br>(2023年3月31日現在) | 第39期<br>(2024年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 流動資産 | －百万円 | －百万円 |
| 固定資産 | 68,921百万円 | 60,761百万円 |
| 資産合計 | 68,921百万円 | 60,761百万円 |
| 流動負債 | －百万円 | －百万円 |
| 固定負債 | 3,643百万円 | 1,957百万円 |
| 負債合計 | 3,643百万円 | 1,957百万円 |
| 純資産 | 65,278百万円 | 58,804百万円 |

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

| | | |
|---|---|---|
| のれん | 51,451百万円 | 47,640百万円 |
| 顧客関連資産 | 20,947百万円 | 17,109百万円 |

(2) 損益計算書項目

| | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | －百万円 | －百万円 |
| 営業利益 | △8,039百万円 | △7,649百万円 |
| 経常利益 | △8,039百万円 | △7,649百万円 |
| 税引前当期純利益 | △8,039百万円 | △7,649百万円 |
| 当期純利益 | △6,744百万円 | △6,474百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | △168,617円97銭 | △161,850円28銭 |

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

| | | |
|---|---|---|
| のれんの償却額 | 3,811百万円 | 3,811百万円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 4,228百万円 | 3,837百万円 |

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

| | 第38期<br>（自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日） | 第39期<br>（自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日） |
|---|---|---|
| 委託者報酬 | 95,739百万円 | 102,113百万円 |
| 運用受託報酬 | 14,651百万円 | 15,156百万円 |
| 投資助言報酬 | 2,048百万円 | 2,211百万円 |
| 成功報酬（注） | 1,499百万円 | 1,999百万円 |
| その他営業収益 | 23百万円 | 26百万円 |
| 合計 | 113,962百万円 | 121,507百万円 |

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 14,040億円 | 銀行業 | － | － | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 7,474 | 未払手数料 | 1,579 |
| | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,251億円 | 証券業 | － | － | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 13,932 | 未払手数料 | 2,404 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 14,040億円 | 銀行業 | － | － | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 8,140 | 未払手数料 | 1,870 |
| | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,251億円 | 証券業 | － | － | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 16,655 | 未払手数料 | 3,137 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

| | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,975,862円96銭 | 2,021,173円74銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 345,535円19銭 | 321,310円79銭 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第38期<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 第39期<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---|---|---|
| 当期純利益金額 | 13,821百万円 | 12,852百万円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | ― | ― |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額 | 13,821百万円 | 12,852百万円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) | (15,510株) |

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２２日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森　重 | 俊　寛 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 稲　葉 | 宏　和 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第４０期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：百万円）

| | | 第40期中間会計期間末<br>（2024年9月30日現在） |
|---|---|---|
| （資産の部） | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 30,451 |
| 有価証券 | | 0 |
| 金銭の信託 | | 31,850 |
| 未収委託者報酬 | | 19,361 |
| 未収運用受託報酬 | | 3,548 |
| 未収投資助言報酬 | | 315 |
| 未収収益 | | 9 |
| 前払費用 | | 1,538 |
| その他 | | 2,282 |
| 流動資産計 | | 89,360 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | 1,040 |
| 建物 | ※1 | 888 |
| 器具備品 | ※1 | 146 |
| リース資産 | ※1 | 4 |
| 建設仮勘定 | | 0 |
| 無形固定資産 | | 4,122 |
| ソフトウエア | | 3,011 |
| ソフトウエア仮勘定 | | 1,111 |
| 電話加入権 | | 0 |
| 投資その他の資産 | | 8,024 |
| 投資有価証券 | | 183 |
| 関係会社株式 | | 3,840 |
| 長期差入保証金 | | 764 |
| 繰延税金資産 | | 3,085 |
| その他 | | 150 |
| 固定資産計 | | 13,188 |
| 資産合計 | | 102,548 |

（単位：百万円）

| | 第40期中間会計期間末<br>（2024年9月30日現在） |
|---|---|
| （負債の部） | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 552 |
| リース債務 | 1 |
| 未払金 | 8,577 |
| 未払収益分配金 | 0 |
| 未払償還金 | 0 |
| 未払手数料 | 8,466 |
| その他未払金 | 108 |
| 未払費用 | 7,321 |
| 未払法人税等 | 3,650 |
| 未払消費税等 | ※2　1,191 |
| 契約負債 | 7 |
| 賞与引当金 | 916 |
| 役員賞与引当金 | 28 |
| 流動負債計 | 22,247 |
| 固定負債 | |
| リース債務 | 3 |
| 退職給付引当金 | 2,720 |
| 時効後支払損引当金 | 64 |
| 固定負債計 | 2,787 |
| 負債合計 | 25,035 |
| （純資産の部） | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000 |
| 資本剰余金 | 19,552 |
| 資本準備金 | 2,428 |
| その他資本剰余金 | 17,124 |
| 利益剰余金 | 55,960 |
| 利益準備金 | 123 |
| その他利益剰余金 | 55,837 |
| 別途積立金 | 31,680 |
| 繰越利益剰余金 | 24,157 |
| 株主資本計 | 77,513 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | △0 |
| 評価・換算差額等計 | △0 |
| 純資産合計 | 77,513 |
| 負債・純資産合計 | 102,548 |

(2) 中間損益計算書

（単位：百万円）

| | 第40期中間会計期間<br>（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） | |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 55,266 | |
| 運用受託報酬 | 8,186 | |
| 投資助言報酬 | 1,200 | |
| その他営業収益 | 13 | |
| 営業収益計 | | 64,667 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 24,284 | |
| 広告宣伝費 | 157 | |
| 公告費 | 0 | |
| 調査費 | 18,581 | |
| 調査費 | 6,728 | |
| 委託調査費 | 11,853 | |
| 委託計算費 | 278 | |
| 営業雑経費 | 355 | |
| 通信費 | 19 | |
| 印刷費 | 234 | |
| 協会費 | 33 | |
| 諸会費 | 29 | |
| 支払販売手数料 | 39 | |
| 営業費用計 | | 43,658 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,154 | |
| 役員報酬 | 89 | |
| 給料・手当 | 5,002 | |
| 賞与 | 63 | |
| 交際費 | 27 | |
| 寄付金 | 5 | |
| 旅費交通費 | 105 | |
| 租税公課 | 298 | |
| 不動産賃借料 | 583 | |
| 退職給付費用 | 210 | |
| 固定資産減価償却費 | ※1 790 | |
| 福利厚生費 | 29 | |
| 修繕費 | 0 | |
| 賞与引当金繰入額 | 916 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 28 | |
| 機器リース料 | 0 | |
| 事務委託費 | 1,607 | |
| 事務用消耗品費 | 19 | |
| 器具備品費 | 0 | |
| 諸経費 | 154 | |
| 一般管理費計 | | 9,933 |
| 営業利益 | | 11,075 |

（単位：百万円）

| | 第40期中間会計期間<br>（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） | |
|---|---|---|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | |
| 受取配当金 | 448 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 0 | |
| 為替差益 | 26 | |
| 金銭の信託運用益 | 2 | |
| 雑収入 | 6 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 7 | |
| 営業外収益計 | | 494 |
| 営業外費用 | | |
| 早期割増退職金 | 6 | |
| 営業外費用計 | | 6 |
| 経常利益 | | 11,563 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3 | |
| 関係会社株式評価損 | 31 | |
| 特別損失計 | | 35 |
| 税引前中間純利益 | | 11,528 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,685 |
| 法人税等調整額 | | 320 |
| 法人税等合計 | | 4,006 |
| 中間純利益 | | 7,522 |

（3）中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 27,490 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △10,855 |
| 中間純利益 | | | | | | | 7,522 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | △3,333 |
| 当中間期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 24,157 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 59,294 | 80,846 | △0 | △0 | 80,846 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △10,855 | △10,855 | | | △10,855 |
| 中間純利益 | 7,522 | 7,522 | | | 7,522 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | | 0 | 0 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | △3,333 | △3,333 | 0 | 0 | △3,333 |
| 当中間期末残高 | 55,960 | 77,513 | △0 | △0 | 77,513 |

重要な会計方針

| | |
|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式<br>移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>市場価格のない株式等以外のもの<br>中間決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>市場価格のない株式等<br>移動平均法による原価法 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く)<br>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物 … 8～18年<br>器具備品 … 3～20年<br>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)<br>定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。<br>(3) リース資産<br>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。<br>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>①退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。<br>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |
| 6. 収益及び費用の計上基準 | 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる |

| | |
|---|---|
| | 場合があります。<br>(1) 委託者報酬<br>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。<br>(2) 運用受託報酬<br>運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br>(3) 投資助言報酬<br>投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。<br>(4) 成功報酬<br>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 |

注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 項目 | 第40期中間会計期間末<br>（2024年9月30日現在） |
|---|---|
| ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 建物　…　685百万円<br>器具備品　…　609百万円<br>リース資産　…　4百万円 |
| ※2. 消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 |

（中間損益計算書関係）

| 項目 | 第40期中間会計期間<br>（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） |
|---|---|
| ※1. 減価償却実施額 | 有形固定資産　…　76百万円<br>無形固定資産　…　713百万円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首株式数（株） | 当中間会計期間増加株式数（株） | 当中間会計期間減少株式数（株） | 当中間会計期間末株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 24,490 | － | － | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | － | － | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | － | － | 40,000 |

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金（財産）の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2024年3月15日みなし株主総会 | 普通株式<br>A種種類株式 | 575 | 14,390 | 2024年4月1日 | 2024年4月1日 |
| 2024年6月17日定時株主総会 | 普通株式<br>A種種類株式 | 10,280 | 257,000 | 2024年3月31日 | 2024年6月18日 |

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2024年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額<br>（百万円） | 時価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| （1）有価証券 | 0 | 0 | － |
| （2）金銭の信託 | 31,850 | 31,850 | － |
| （3）投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 0 | 0 | － |
| 資産計 | 31,852 | 31,852 | － |

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | － | 0 | － | 0 |
| 金銭の信託 | － | 31,850 | － | 31,850 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | － | 0 | － | 0 |
| 資産計 | － | 31,852 | － | 31,852 |

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

| 区分 | 中間貸借対照表計上額<br>（百万円） |
|---|---|
| 投資有価証券（その他有価証券） | |
| 非上場株式 | 182 |
| 関係会社株式 | |
| 非上場株式 | 3,840 |

（有価証券関係）

第40期中間会計期間末
（2024年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,840百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

| 区　分 | 中間貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託 | － | － | － |
| 小計 | － | － | － |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託 | 1 | 2 | △0 |
| 小計 | 1 | 2 | △0 |
| 合計 | 1 | 2 | △0 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | TB | 新光投信 |
|---|---|---|---|---|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名 | DIAM<br>（存続会社） | MHAM<br>（消滅会社） |
|---|---|---|
| 合併比率（*） | 1 | 0.0154 |

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | MHAMの普通株式 | 144,212百万円 |
| 取得原価 | | 144,212百万円 |

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

| | |
|---|---|
| a. 発生したのれんの金額 | 76,224百万円 |
| b. 発生原因 | 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。 |
| c. のれんの償却方法及び償却期間 | 20年間の均等償却 |

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---|---|---|
| a. 資産の額 | 資産合計 | 40,451百万円 |
| | うち現金・預金 | 11,605百万円 |
| | うち金銭の信託 | 11,792百万円 |
| b. 負債の額 | 負債合計 | 9,256百万円 |
| | うち未払手数料及び未払費用 | 4,539百万円 |

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| | |
|---|---|
| a. 無形固定資産に配分された金額 | 53,030百万円 |
| b. 主要な種類別の内訳 | |
| 顧客関連資産 | 53,030百万円 |
| c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間 | |
| 顧客関連資産 | 16.9年 |

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

| | |
|---|---|
| 流動資産 | －百万円 |
| 固定資産 | 57,453百万円 |
| 資産合計 | 57,453百万円 |
| 流動負債 | －百万円 |
| 固定負債 | 1,750百万円 |
| 負債合計 | 1,750百万円 |
| 純資産 | 55,702百万円 |

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

（2）損益計算書項目

| | |
|---|---|
| 営業収益 | －百万円 |
| 営業利益 | △3,629百万円 |
| 経常利益 | △3,629百万円 |
| 税引前中間純利益 | △3,629百万円 |
| 中間純利益 | △3,101百万円 |
| 1株当たり中間純利益 | △77,541円29銭 |

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

| | 第40期中間会計期間<br>（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） |
|---|---|
| 委託者報酬 | 55,266百万円 |
| 運用受託報酬 | 8,186百万円 |
| 投資助言報酬 | 1,200百万円 |
| 成功報酬 | －百万円 |
| その他営業収益 | 13百万円 |
| 合計 | 64,667百万円 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

| 第40期中間会計期間<br>（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） | |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,937,834円09銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 188,050円89銭 |

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第40期中間会計期間<br>（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） |
|---|---|
| 中間純利益金額 | 7,522百万円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | ― |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額 | 7,522百万円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 |
| （うち普通株式） | (24,490株) |
| （うちA種種類株式） | (15,510株) |

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## ５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4％から49.9％に引き上がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約　　款

追加型証券投資信託　ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン
運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

(1)基本方針
この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2)運用方法
①投資対象
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資することもあります。
②投資態度
１．主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ、配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
２．現物株への投資よりＴＯＰＩＸ先物等を活用する方が有利と認められるときは、ＴＯＰＩＸ先物等を活用することがあります。
３．株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合は、原則信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
４．組入対象銘柄は、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等は組入れません。
５．現物株式の実質組入比率（信託財産に属する他の投資信託受益証券の時価総額に、当該他の投資信託の信託財産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額と、信託財産に属する株式の時価総額との合計額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態で50％以上とすることを基本とします。
６．非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。
７．上記１から６について、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。
８．国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
９．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。

(3)運用制限
①株式の実質投資割合には、制限を設けません。
②外貨建資産への投資は、行いません。
③新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法

人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4)収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行います。

①分配対象収益の範囲

分配対象収益の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準および市場動向等を勘案し、原則として配当等収益を中心に決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わない場合もあります。

③留保金の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
ＭＨＡＭ　ＴＯＰＩＸオープン　約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞
第1条　この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞
第1条の2　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

＜信託の目的および金額＞
第2条　委託者は、金５百万～15百万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

＜追加信託金限度額＞
第3条　委託者は、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞
第4条の1　この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第７項、第47条、第48条第１項、第49条第１項および第51条第２項の規定による信託終了の日までとします。
②（削除）

＜受益権の取得申込みの勧誘の種類＞
第4条の2　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞
第5条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第６条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜受益権の分割および再分割＞
第6条　委託者は、第２条に規定する信託によって生じた受益権については、これを５百万～15百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法＞

第7条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③（削除）

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第8条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第9条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第６条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下、両者を総称して「指定販売会社」といいます。）ならびに保護預り会社または第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第9条の2　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および価額＞

第10条　指定販売会社は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１口を最低単位として個別に申込単位を設定し、取得の申込みに応じることができるものとします。

②委託者は、第６条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１万口以上１万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

③前２項の取得申込者は委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第44条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④第１項および第２項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る取得価額は、１口につき１円とします。

⑤前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

⑥第４項の規定にかかわらず、受益者が第43条第２項の規定に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

＜受益証券の券種＞

第11条　（削除）

＜受益権の譲渡に係る記載または記録＞

第12条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第13条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜受益証券の再交付＞

第14条　（削除）

＜毀損した場合等の再交付＞

第15条　（削除）

＜受益証券の再交付の費用＞

第16条　（削除）

＜運用の基本方針＞

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

＜運用の指図範囲＞

第18条　委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１. 株券または新株引受権証書
２. 国債証券
３. 地方債証券
４. 特別の法律により法人の発行する債券
５. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６. コマーシャル・ペーパー
７. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（両者を総称して「新株引受権証券等」といいます。）
８. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で第２号から第７号までの証券の性質を有するもの
９. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券および第８号の証券または証書のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１. 預金
２. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３. コール・ローン
４. 手形割引市場において売買される手形
５. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は取得時において信託財産に属する新株引受権証券等の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める新株引受権証券等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

＜受託者の自己または利害関係人等との取引＞

第18条の2　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第27条において同じ。）、第27条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第１項および第２項に定める資産への投資等を行うことができます。

②前項の取扱いは、第21条、第22条ないし第24条、第26条、第32条、第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

＜投資する株式等の範囲＞

第19条　委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券等は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券等についてはこの限りではありません。

＜同一銘柄の株式等への投資制限＞

第20条　（削除）

＜信用取引の指図範囲＞

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売り付けの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜信用リスク集中回避のための投資制限＞

第21条の1の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜デリバティブ取引等に係る投資制限＞

第21条の2　委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜先物取引等の運用指図＞

第22条　委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

＜スワップ取引の運用指図・目的・範囲＞

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条の１に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引の運用指図・目的・範囲＞

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第４条の１に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜同一銘柄の転換社債等への投資制限＞

第25条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債（両者を総称して「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債等の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

＜有価証券の貸付の指図および範囲＞

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額を超えないものとします。

２.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜信託業務の委託等＞

第27条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２.委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３.委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１.信託財産の保存に係る業務

２.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４.受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜有価証券の保管＞

第28条　（削除）

＜混蔵寄託＞

第29条　金融機関または証券会社等（証券会社および外国の法令に準拠して設立された法人で証券会社に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜一括登録＞

第30条　（削除）

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第31条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をするこ

とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜有価証券の売却および再投資の指図＞

第32条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

②委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第33条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第34条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第35条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

＜計算期間＞

第36条　この信託の計算期間は、毎年３月11日から翌年３月10日までとすることを原則とします。ただし、

第１期計算期間は平成10年10月22日から平成11年３月10日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

＜信託財産に関する報告＞

第37条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第38条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等＞

第39条　委託者および受託者の受ける報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

②前項の報酬額は、当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との配分については、別に定めます。

③前項の報酬額に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜利益の処理方法＞

第40条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

１.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜追加信託金または一部解約金の計理処理＞

第41条　（削除）

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第42条　受託者は、収益分配金については第43条第１項に規定する支払開始日および第43条第２項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第43条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④一部解約金は、第46条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについての支払いは、委託者の営業所において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関＞

第44条　委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第45条　受益者が、収益分配金については第43条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜信託の一部解約＞

第46条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、１口を最低単位として委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第３項の規定に準じて算定した価額とします。

⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が５億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

⑧委託者は、前項の事項を行おうとする時は、その手続きについて第47条の規定を準用します。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱い＞

第46条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

＜信託契約の解約＞

第47条　委託者は、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のため有利にあると認めたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにこの公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の１の規定

にしたがいます。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の１第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第50条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③（削除）

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第51条　受託者は、委託者の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第52条の１の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更＞

第52条の1　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜反対者の買取請求権＞

第52条の2　第47条に規定する信託契約の解約（第46条第８項において準用する場合を含みます。）または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

＜運用状況にかかる情報の提供＞

第52条の3　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

＜公告＞

第53条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am-one.co.jp/

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜信託約款に関する疑義の取扱い＞

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　この信託約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条　第43第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年３月31日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年３月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条（受益証券の発行）、第11条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条　第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。
信託契約締結日　平成10年10月22日

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針
この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2.運用方法
（１）投資対象
わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
（２）投資態度
１）主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
２）最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
３）株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
４）株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
５）非株式割合は原則として信託財産総額の50％以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10％以下とします。
６）国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
７）信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
（３）投資制限
１）株式への投資割合には、制限を設けません。
２）有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
３）金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
４）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
５）外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。